

第3章 対象事業の実施が想定される区域及びその周辺の概況

3.1 地域特性を把握する範囲

地域特性を把握する範囲は、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所 平成 25 年 3 月）に示された各調査項目に係る地域特性を把握する範囲の目安のうち、最大値である「道路端部から 3km 程度」（動物・景観の地域特性把握範囲）を設定した。なお、後述する「人口及び産業の状況」等については、統計範囲の条件から、対象事業実施想定区域が位置する新潟市全域を対象に整理した。

3.2 自然的状況に関する情報

対象事業実施想定区域及びその周辺における主な自然的状況を把握した結果を表 3.2.1 及び図 3.2.1 に示す。また、それらに示した事項に係る個別要件を図 3.2.2 及び表 3.2.2 に示す。

なお、自然的状況の把握に用いた既存資料は 5.3 節にその目録を示す。

表 3.2.1(1) 自然的状況（大気環境）

項目	対象事業実施想定区域及びその周囲の概況
気象、大気質等に関する大気環境の状況	<p>1. 気象</p> <p>対象事業実施想定区域及びその周辺には、新潟地域気象観測所と新潟地域気象観測所が存在する（p.3-10 図 3.2.2(1)参照）。新潟地域気象観測所における過去 10 年間（平成 26 年～令和 5 年）の気象の状況は、年間平均気温が 14.4℃、年間降水量の平均値は 1,803.2mm、年間平均風速が 3.1m/s、最多風向が南であり、日照時間は 1,756.4 時間となる。また、新潟地域気象観測所における過去 10 年間（平成 26 年～令和 5 年）の気象の状況は、年間平均気温が 13.6℃、年間降水量の平均値が 1,830.4mm、年間平均風速が 3.3m/s、最多風向が南西であり、日照時間は 1,694.4 時間となる。</p> <p>2. 大気質</p> <p>対象事業実施想定区域及びその周辺には、一般環境大気測定局として、亀田測定局と新潟測定局が存在する（p.3-10 図 3.2.2(1)参照）。令和 4 年度の大気質の状況は、二酸化窒素、光化学オキシダント、微小粒子状物質が 2 局で測定されており、二酸化窒素及び微小粒子状物質は 2 局ともに環境基準を達成、光化学オキシダントは 2 局ともに非達成となっている。また、浮遊粒子状物質は亀田測定局で測定され、令和 4 年度は環境基準を達成している。</p> <p>なお、対象事業実施想定区域及びその周辺には、自動車排出ガス測定局は存在しない。</p> <p>3. 騒音</p> <p>対象事業実施想定区域及びその周辺では、令和 4 年度に一般地域の騒音測定が 5 地点で行われ、いずれの地点も環境基準に適合している。</p> <p>自動車交通騒音の面的評価に係る測定は 17 地点で行われ、昼夜間とも環境基準値を達成している割合は 57～100%である。また、高速道路の騒音測定は 1 地点で行われており、昼夜間とも環境基準に適合している。</p> <p>4. 振動</p> <p>対象事業実施想定区域及びその周辺では、道路交通振動の測定は実施されていない。</p> <p>5. 悪臭</p> <p>対象事業実施想定区域及びその周辺では、悪臭の測定は実施されていない。</p> <p>6. 公害苦情等の発生状況</p> <p>新潟市では、令和 4 年度において大気汚染 51 件、騒音 74 件、振動 8 件、悪臭 50 件の公害苦情が発生している。</p>

表 3.2.1(2) 自然的状況（水環境）

項目	対象事業実施想定区域及びその周囲の概況
<p>水象、水質等に関する水環境の状況</p>	<p>1. 水象 対象事業実施想定区域及びその周辺では、信濃川水系及び阿賀野川水系の一級河川が存在し、対象事業実施想定区域は小阿賀野川及び覚路津大通川を通過する（p. 3-7 図 3.2.1(1) 参照）。</p> <p>2. 水質 対象事業実施想定区域及びその周辺では、公共用水域の水質測定が能代川（結地先（大島橋））、小阿賀野川（新瀬橋）、栗ノ木川上流（二本木地先、石山橋）、阿賀野川（横雲橋）の河川 5 地点と鳥屋野潟（弁天橋、鳥屋野潟出口）の湖沼 2 地点で行われている（p. 3-11 図 3.2.2(2) 参照）。令和 4 年度の測定結果は、生活環境項目では、水素イオン濃度（pH）は弁天橋、溶存酸素量（DO）は新瀬橋、石山橋、弁天橋、鳥屋野潟出口、化学的酸素要求量（COD）は弁天橋、鳥屋野潟出口、浮遊物質量（SS）は結地先（大島橋）、新瀬橋、二本木地先、弁天橋、鳥屋野潟出口で環境基準不適合となっている。また、健康項目では、栗ノ木川上流（二本木地先、石山橋）を除く河川 3 地点、湖沼 2 地点で測定が行われており、いずれの地点も環境基準に適合している。水生生物の保全に係る項目については、栗ノ木川上流（二本木地先）を除く河川 4 地点、湖沼 2 地点で全亜鉛及びノニルフェノールの測定が行われており、いずれの地点も環境基準に適合している。</p> <p>そのほか、ダイオキシン類については能代川（結地先（大島橋））、小阿賀野川（新瀬橋）、阿賀野川（横雲橋）、鳥屋野潟（弁天橋）で測定が行われ、いずれの地点においても環境基準に適合している。</p> <p>3. 底質 対象事業実施想定区域及びその周辺では、水質と同様に、能代川（結地先（大島橋））、小阿賀野川（新瀬橋）、阿賀野川（横雲橋）、鳥屋野潟（弁天橋）でダイオキシン類の測定が行われ、いずれの地点においても環境基準に適合している。また、阿賀野川（横雲橋）で総水銀の測定が行われ、底質の暫定除去基準に適合している。</p> <p>4. 地下水 対象事業実施想定区域及びその周辺では、江南区の 3 地点、南区の 1 地点で生活用水井戸及びその他の用途の井戸を対象とした地下水の水質測定が行われ、令和 4 年度の測定結果は、江南区木津、江南区亀田の井戸で砒素が環境基準不適合となっている。</p> <p>5. 公害苦情等の発生状況 新潟市では、令和 4 年度において 11 件の水質汚濁に関する公害苦情が発生している。</p>

表 3.2.1(3) 自然的状況（土壌及び地盤・地形・地質）

項 目	対象事業実施想定区域及びその周囲の概況
土壌及び地盤に関する状況	<p>1. 土壌 対象事業実施想定区域及びその周辺には、主に褐色低地土壌、細粒グライ土壌、グライ土壌、低位泥炭土壌が分布している（p. 3-12 図 3.2.2(3) 参照）。</p> <p>また、令和 4 年度に対象事業実施想定区域及びその周辺において、土壌汚染調査並びにダイオキシン類の測定が 1 地点で行われ、環境基準に適合している。</p> <p>なお、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日 法律第 139 号）に基づく農用地土壌汚染対策地域や「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月 29 日 法律第 53 号）に基づく要措置区域並びに形質変更時要届出区域、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年 7 月 16 日 法律第 105 号）に基づくダイオキシン類土壌汚染対策地域は存在しない。</p> <p>2. 地盤 対象事業実施想定区域及びその周辺では、砂層を主体とする地盤は地表面下に埋没していることから地表には現れておらず、最上部層は泥炭層ないし砂質土と粘性土の互層となっている（p. 3-14 図 3.2.2(4) 参照）。</p> <p>3. 地盤沈下 対象事業実施想定区域及びその周辺は、過去 5 年間（平成 30 年 9 月～令和 5 年 9 月）の地盤変動が 0mm～-20mm の地域に位置している（p. 3-15 図 3.2.2(5) 参照）。</p> <p>4. 公害苦情等の発生状況 新潟市では、令和 4 年度において土壌汚染並びに地盤沈下に関する公害苦情は発生していない。</p>
地形に関する状況	<p>1. 地形 対象事業実施想定区域及びその周辺には、三角州性低地が広く発達し、自然堤防・砂州が分布している（p. 3-16 図 3.2.2(6) 参照）。</p> <p>2. 重要な地形 対象事業実施想定区域及びその周辺には、重要な地形として、阿賀野川下流右岸の沖積面に残る旧流路が存在する（p. 3-7 図 3.2.1(1) 参照）。</p>
地質に関する状況	<p>1. 地質 対象事業実施想定区域及びその周辺には、主に沖積層の礫・砂・泥・腐植土が広く分布している（p. 3-18 図 3.2.2(7) 参照）。</p> <p>2. 重要な地質 対象事業実施想定区域及びその周辺には、重要な地質は存在しない。</p>

表 3.2.1(4) 自然的状況（動植物・生態系）

項目	対象事業実施想定区域及びその周囲の概況
<p>動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況</p>	<p>1. 動物</p> <p>(1)重要な種 「大切にしたい野生生物－新潟市レッドデータブック－」（平成 22 年 3 月 新潟市）によれば、新潟市では、重要な動物種として、哺乳類 1 種、鳥類 42 種、両生類 9 種、淡水魚類 22 種、大型水生甲殻類 7 種、昆虫類 59 種、陸・淡水産貝類 30 種が確認されている。そのうち、対象事業実施想定区域及びその周辺に生息する可能性がある動物種として、哺乳類 1 種、鳥類 17 種、両生類 4 種、淡水魚類 5 種、大型水生甲殻類 6 種、昆虫類 5 種、陸・淡水産貝類 13 種があげられる。</p> <p>(2)集団繁殖地の分布 対象事業実施想定区域及びその周辺には、特別天然記念物・天然記念物に指定されている重要な集団繁殖地は分布していない。</p> <p>(3)越冬地の分布 対象事業実施想定区域及びその周辺には、鳥屋野潟鳥獣保護区があり、当該地域は、コハクチョウやオオハクチョウをはじめとする渡り鳥の渡来地として重要な湖沼であることから、多数の渡り鳥が越冬地として利用している。</p> <p>2. 植物</p> <p>(1)重要な種 「大切にしたい野生生物－新潟市レッドデータブック－」（平成 22 年 3 月 新潟市）によれば、新潟市では、重要な植物種として、188 種の維管束植物種が確認され、そのうち、対象事業実施想定区域及びその周辺に生育する可能性がある植物種として、69 種があげられる。</p> <p>(2)植生 対象事業実施想定区域及びその周辺の植生は、概ね地形と相関しており、河川沿いには主にヨシクラスが分布している。また、対象事業実施想定区域には、水田雑草群落が多く見られる（p.3-8 図 3.2.1(2)参照）。</p> <p>(3)特定植物群落 対象事業実施想定区域及びその周辺には、特定植物群落は分布していない。</p> <p>(4)巨樹・巨木林 対象事業実施想定区域及びその周辺には、ケヤキやイチョウ、タブノキ等の巨樹・巨木林が分布している（p.3-8 図 3.2.1(2)参照）。</p> <p>3. 生態系 対象事業実施想定区域及びその周辺の地形は、三角州性低地、自然堤防・砂州が形成されている。植生は概ね地形と相関していることから、河川沿いには主にヨシクラスが分布しており、対象事業実施想定区域には水田雑草群落が多く見られる。 また、生態系は低地や河原等を基盤として生育する植物群落を生産者とし、一次消費者としてバッタ類やチョウ類等の草食性の昆虫類やウサギ類等の草食性哺乳類が、二次消費者としてはトンボ類やオサムシ類等の肉食性昆虫類や、昆虫類を補食するモグラ類が存在する。三次消費者としてはスズメ類等の鳥類、ネズミ類等の小型哺乳類、カエル類やカナヘビ等の両生類・爬虫類が、四次消費者としてヘビ類等の爬虫類が存在し、これらを餌とする最上位の消費者としてタカ科等の猛禽類やテン等の中型哺乳類が存在する。</p>

表 3.2.1(5) 自然的状況（景観及び人と自然との触れ合いの活動・文化財・放射性物質）

項目	対象事業実施想定区域及びその周囲の概況
景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況	<p>1. 景観</p> <p>(1) 眺望点 対象事業実施想定区域及びその周辺には、主要な眺望点として、亀田農村公園、大蔵神社、諏訪社等の 94 箇所が存在する（p. 3-9 図 3.2.1(3) 参照）。</p> <p>(2) 景観資源 対象事業実施想定区域及びその周辺には、主要な景観資源として、新潟砂丘Ⅲやアスパーク亀田、国道 403 号フラワーロード、小阿賀野川等が存在する（p. 3-9 図 3.2.1(3) 参照）。</p> <p>2. 人と自然との触れ合い活動の場 対象事業実施想定区域及びその周辺には、主要な人と自然との触れ合い活動の場として、かわね公園や亀田農村公園、阿賀野川フラワーライン等が存在する（p. 3-9 図 3.2.1(3) 参照）。</p>
文化財に関する状況	<p>1. 指定文化財 対象事業実施想定区域及びその周辺には、北潟の大譲葉や八珍柿原木などの指定文化財が 21 件（新潟県指定文化財 2 件、新潟市指定文化財 19 件）が存在する（p. 3-9 図 3.2.1(3) 参照）。</p> <p>2. 埋蔵文化財 対象事業実施想定区域及びその周辺には、埋蔵文化財包蔵地が多数見られる（p. 3-9 図 3.2.1(3) 参照）。</p>
一般環境中の放射性物質の状況	<p>対象事業実施想定区域及びその周辺における令和 5 年度の空間放射線量の測定結果は、いずれの測定回においても新潟県内における空間放射線量の通常値（0.016～0.16 μSv/h：既設の柏崎刈羽原子力発電所周辺におけるモニタリングポストの値）の範囲内であった。</p> <p>また、新潟市では平成 29 年度以降、一般環境土壌の放射性物質量の測定は行われていないが、平成 28 年度の結果では、いずれの地点も放射性物質は検出されていない。</p>

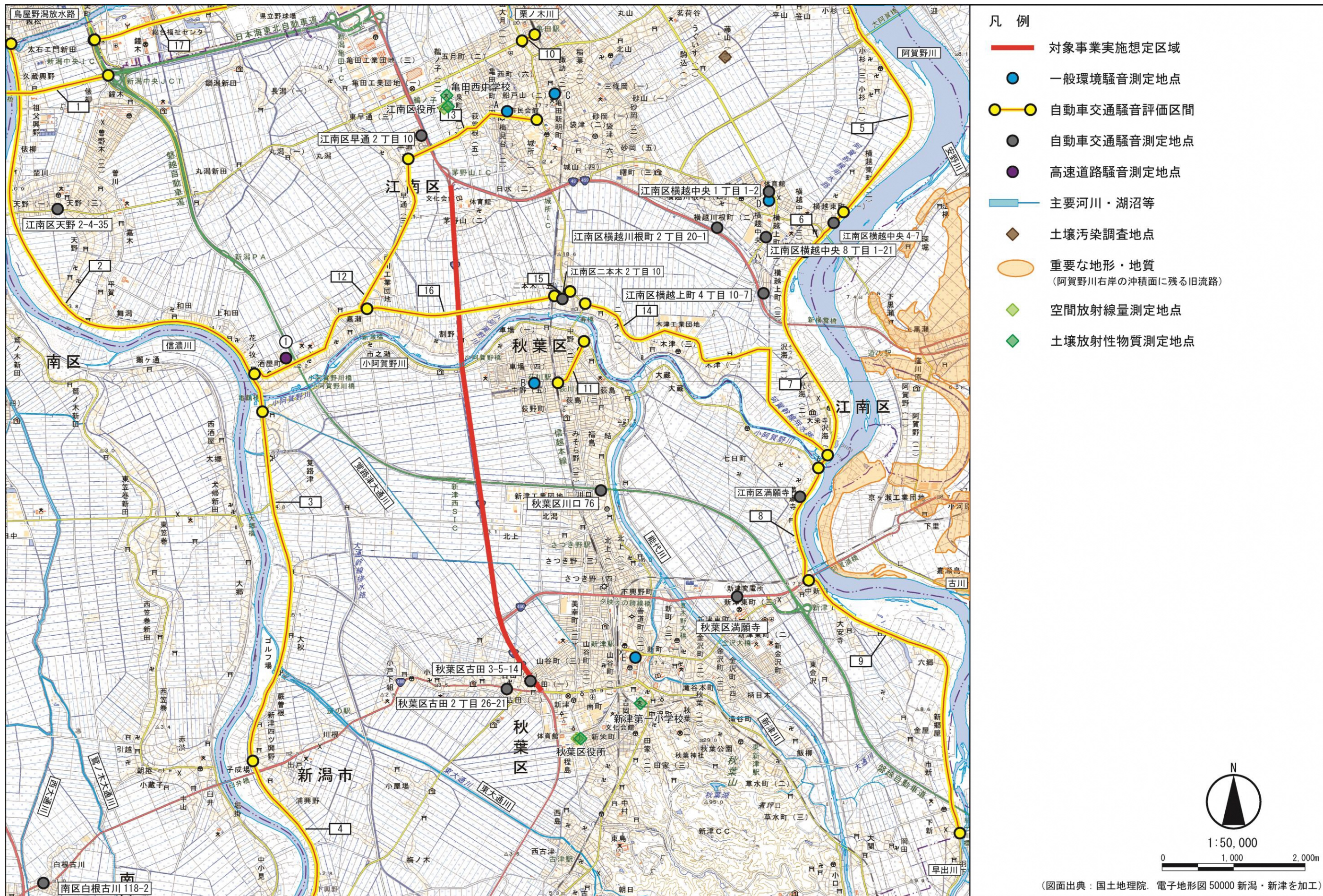


図 3.2.1(1) 自然の状況 (大気環境・水環境・土壌及び地盤・地形・地質・放射性物質)

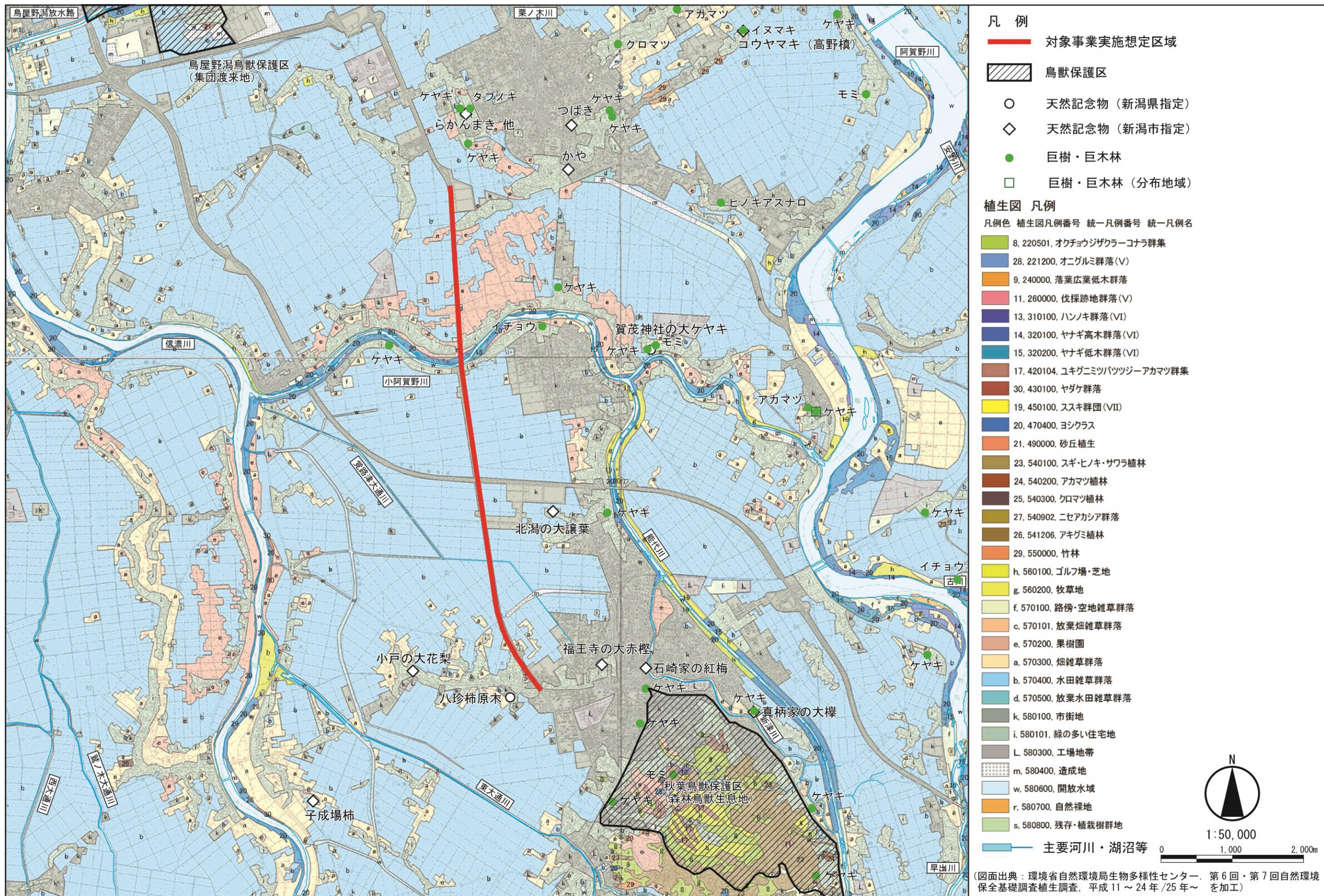


図 3.2.1(2) 自然的状況（動植物・生態系）

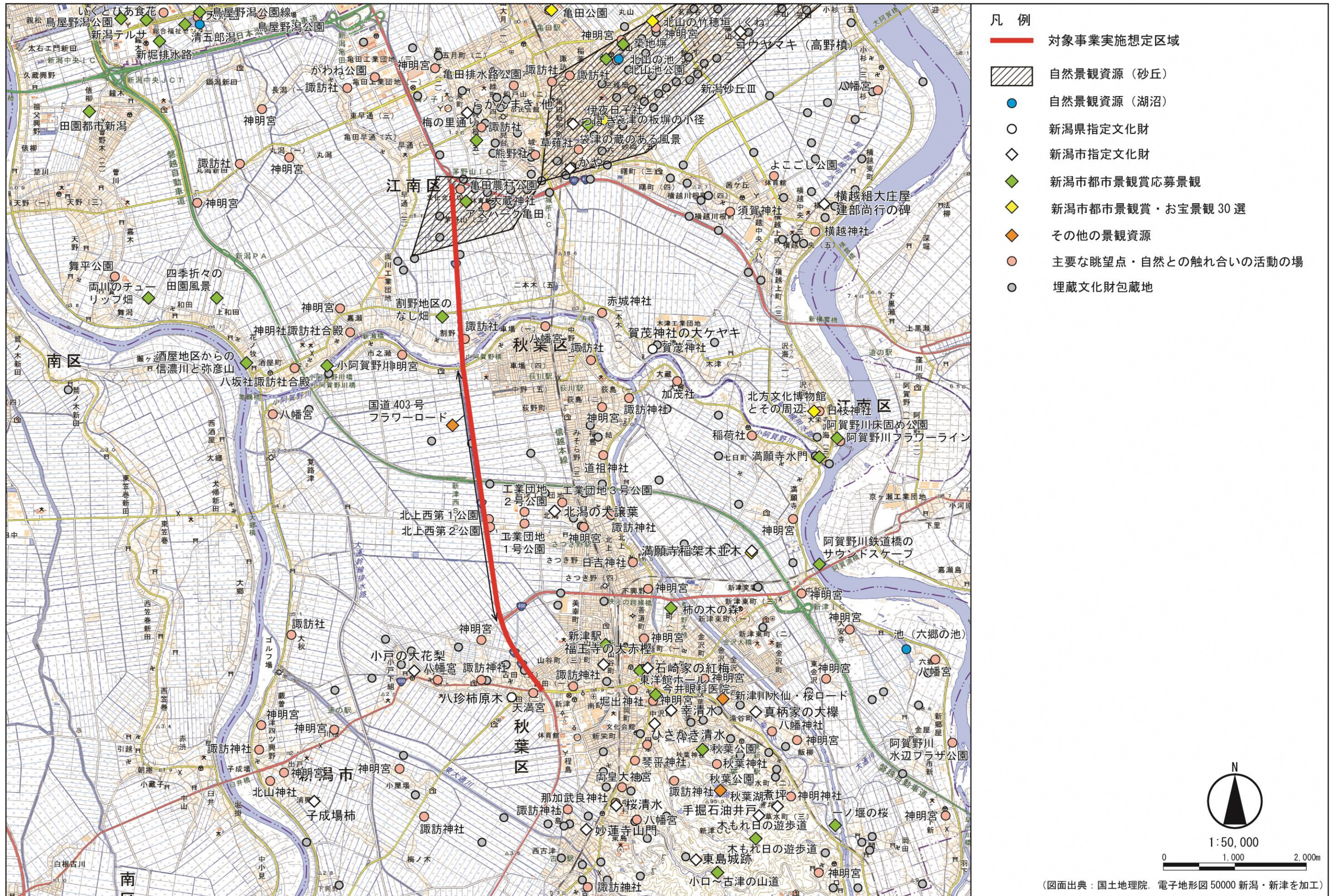
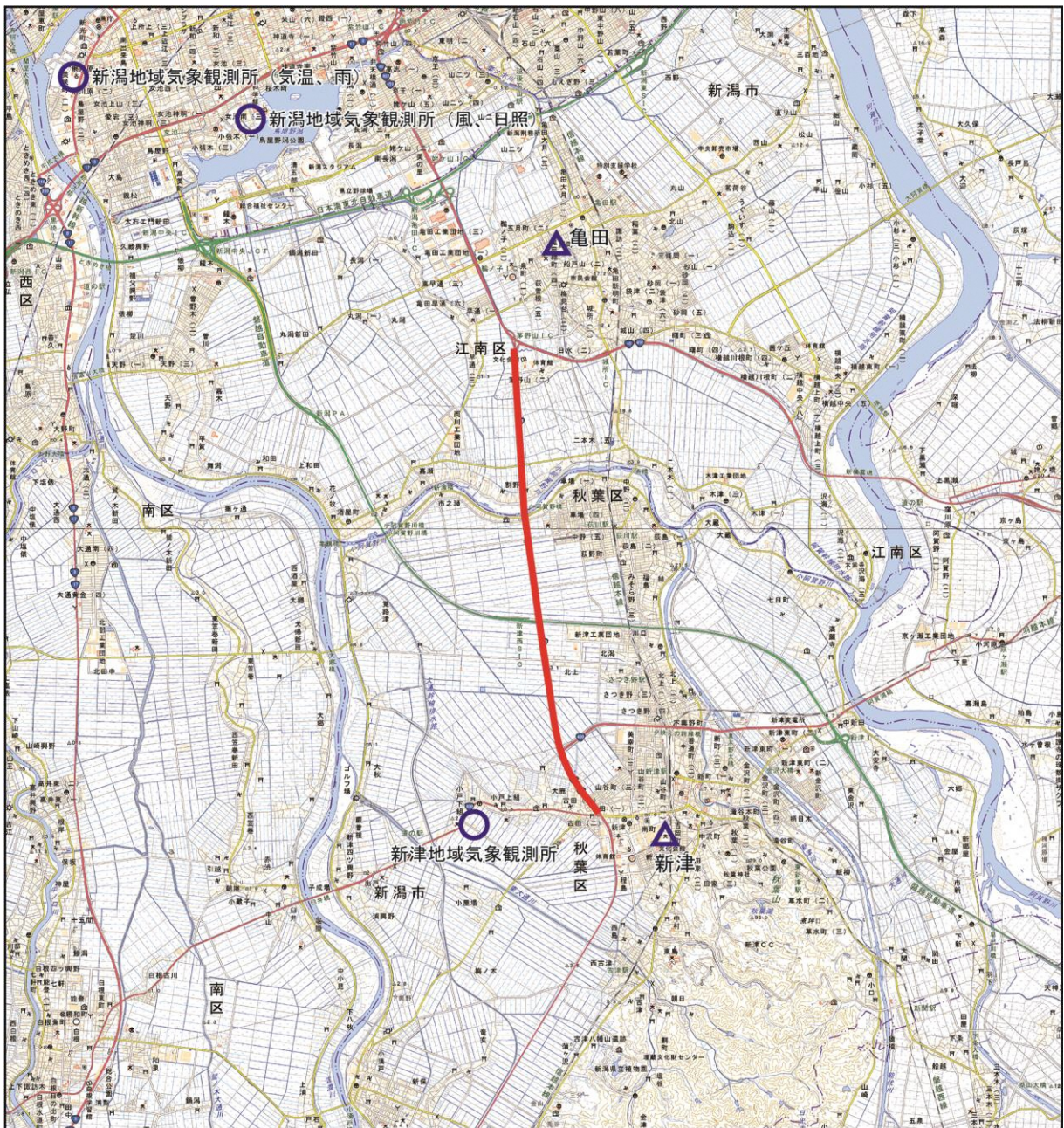


図 3.2.1(3) 自然的状況（景観・人と自然との触れ合い活動の場・文化財）

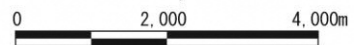


凡例

- 対象事業実施想定区域
- 地域気象観測所
- △ 一般環境大気測定局

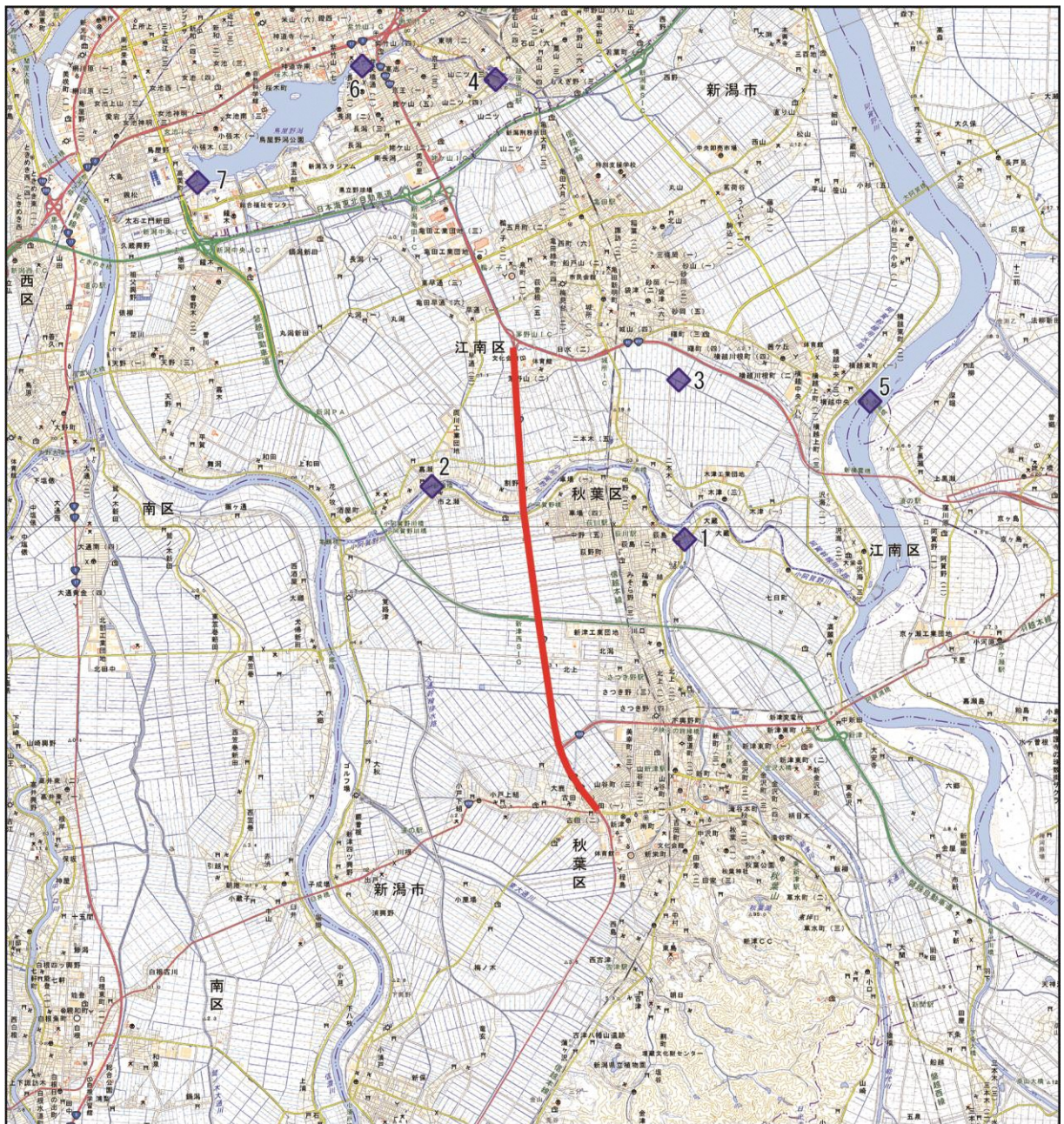


1:100,000



(図面出典：国土地理院。電子地形図 50000 新潟・新津を加工)

図 3.2.2(1) 自然的状況 (地域気象観測所及び一般環境大気測定局の位置図)



凡 例

- 対象事業実施想定区域
- ◆ 公共水域水質測定地点

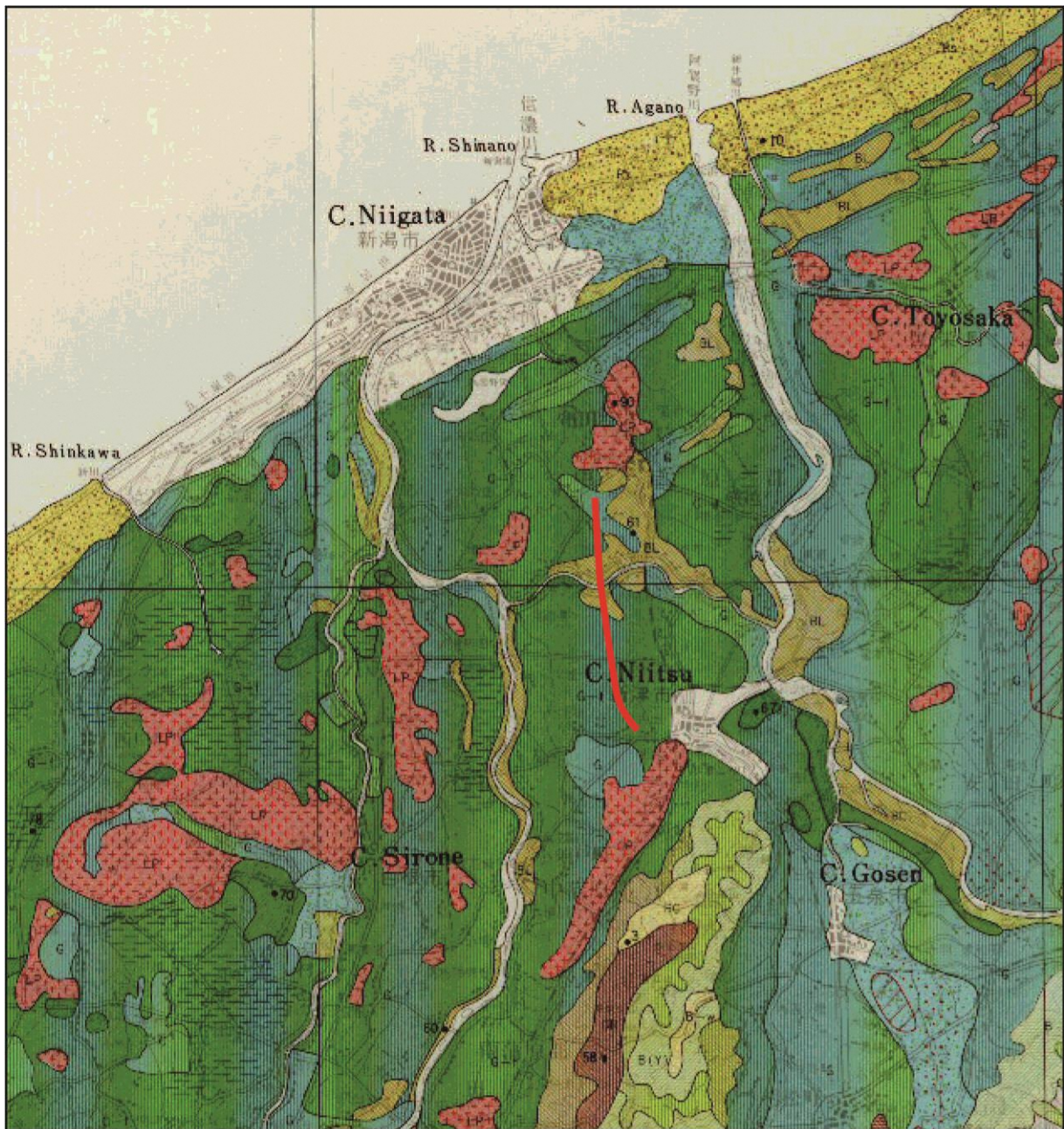


1:100,000

0 2,000 4,000m

(図面出典：国土地理院。電子地形図 50000 新潟・新津を加工)

図 3.2.2(2) 自然的状況（公共水域水質測定地点の位置図）



凡例

(凡例は次頁参照)



1:200,000

0 4,000 8,000m

(図面出典：経済企画庁総合開発局。土地分類図（土壤図）新潟県（昭和48年））

図 3.2.2(3) 自然の状況（土壤図）

凡例

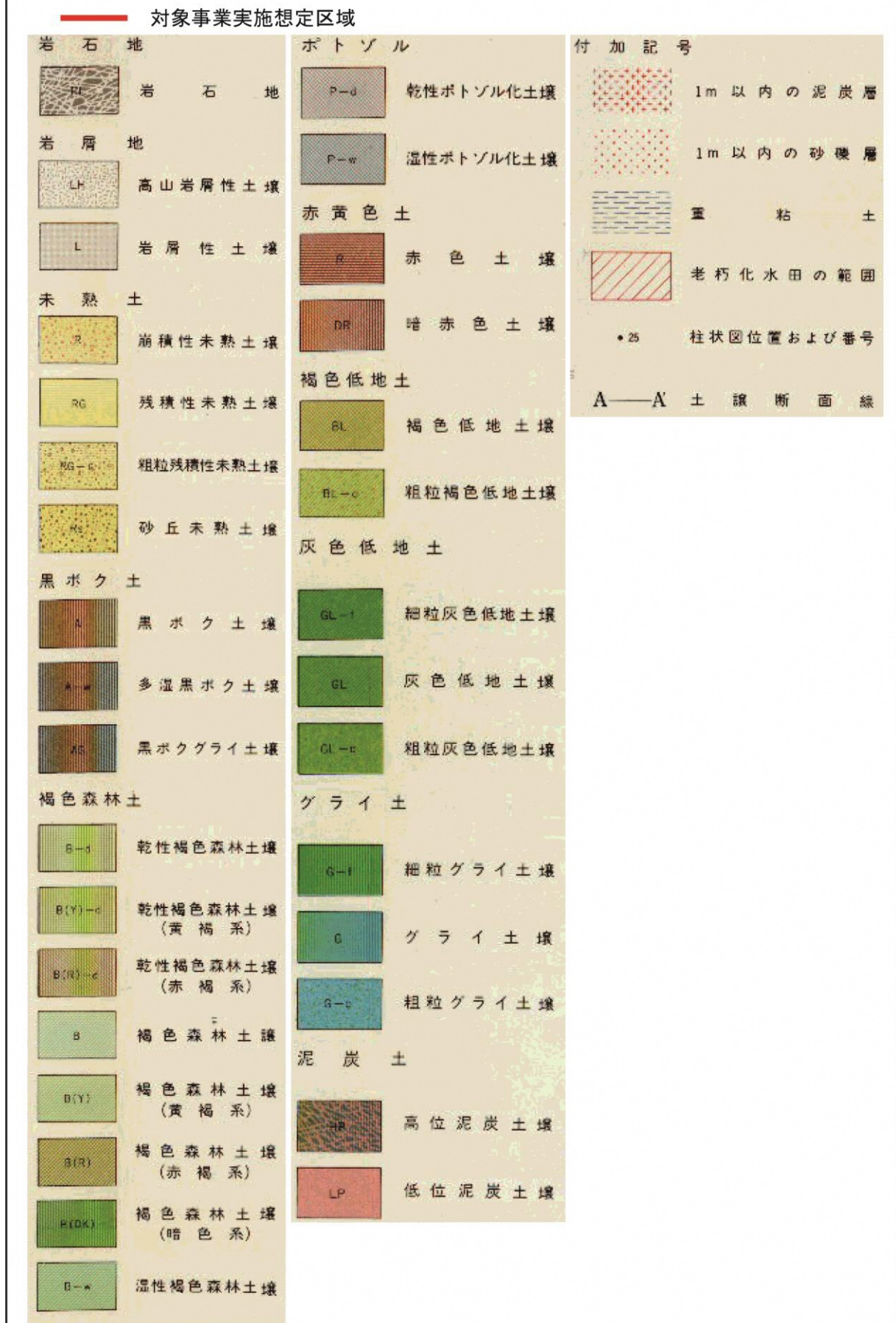
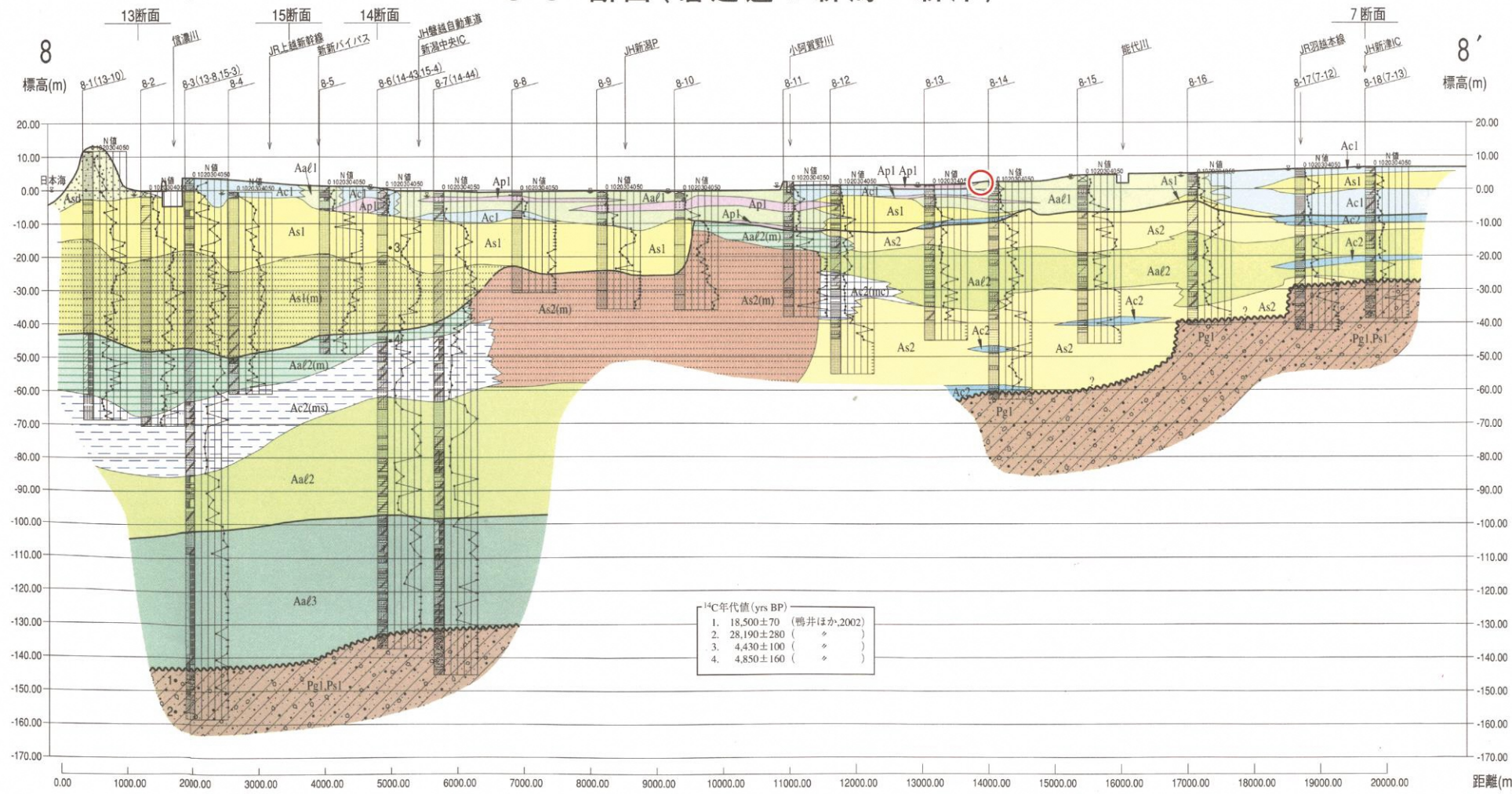


図 3.2.2(3) 自然的状況 (土壤図凡例)

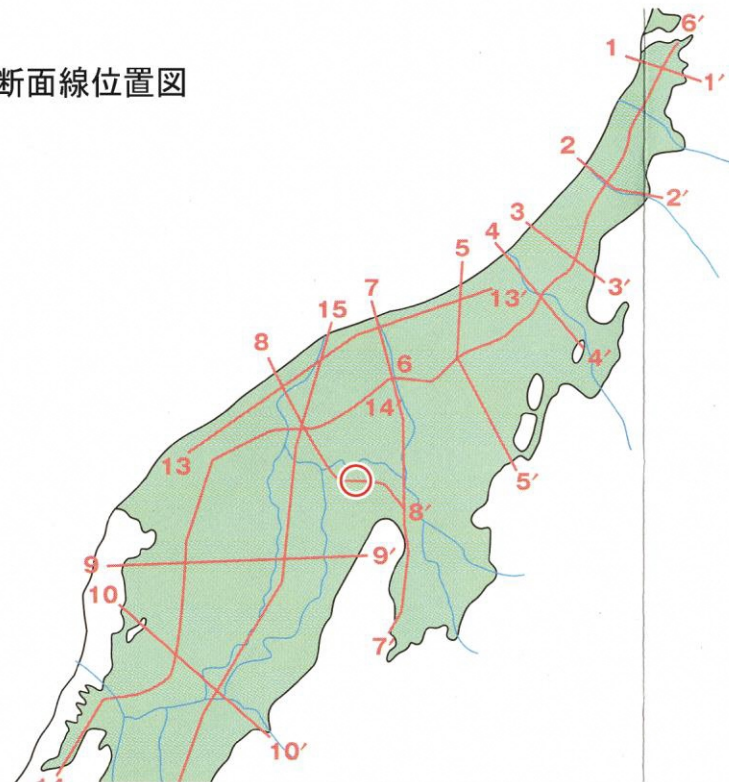
8-8' 断面 (磐越道：新潟—新津)



¹⁴C年代値 (yrs BP)

1.	18,500 ± 70	(鴨井ほか, 2002)
2.	28,190 ± 280	(*)
3.	4,430 ± 100	(*)
4.	4,850 ± 160	(*)

地質断面線位置図



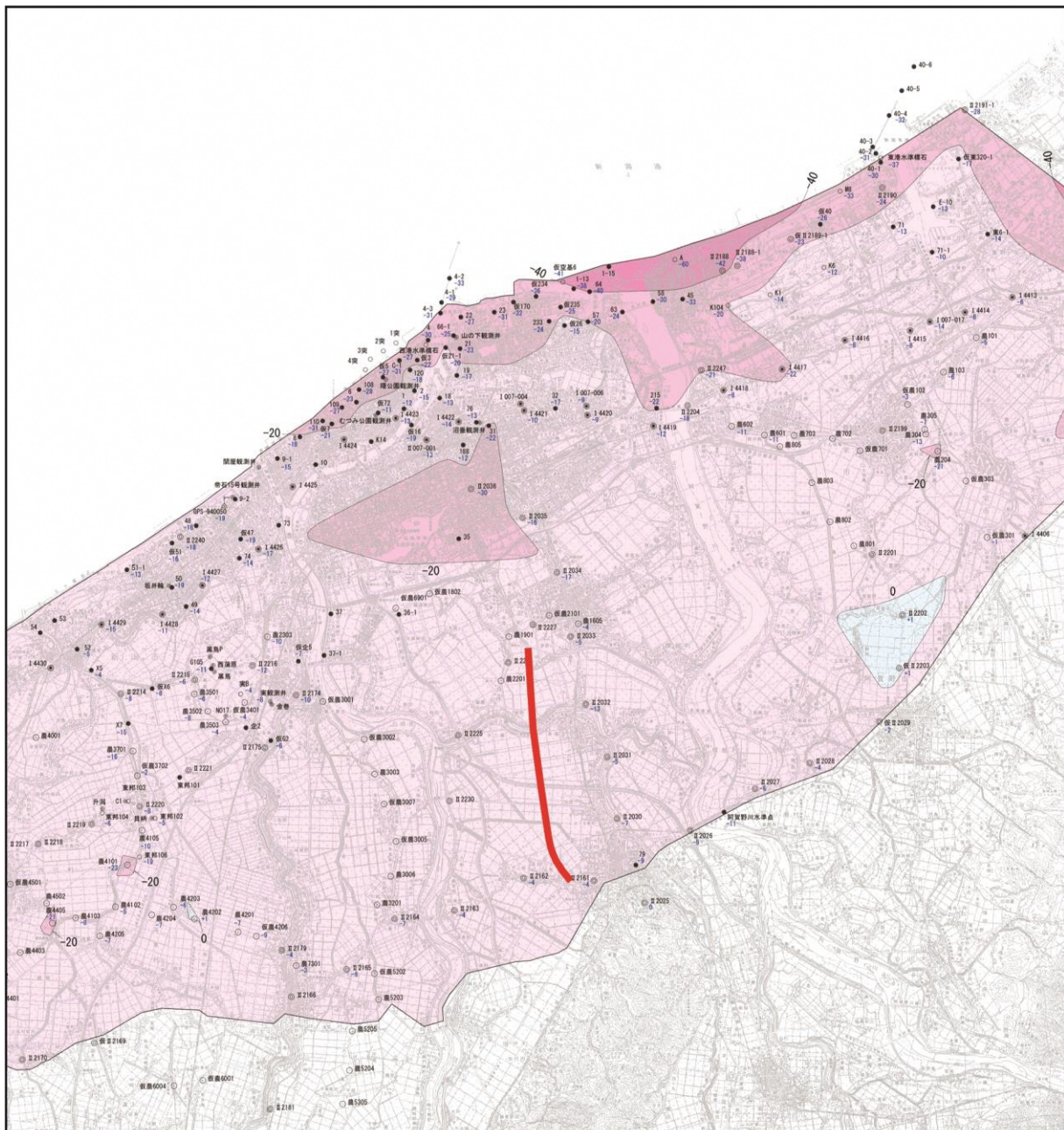
凡例

○ 対象事業実施想定区域

地質年代		地層区分		記号	
万年前					
第四紀	全新世	沖積層	盛土層		B
			A1	崖錐堆積物	dt
				底質(ハドロ層)	Ac0
				砂丘砂層	Asd
				粘性土層	Ac1
				泥炭層	Ap1
				砂質土層	As1
				海成砂層	As1(m)
				砂質土・粘性土の互層	Aa1
				砂礫層	Ag1
	更新世	積層		A2	淡・汽水成粘性土層
			海成シルト層		Ac2(ms)
			海成粘土層		Ac2(me)
			泥炭層		Ap2
			砂質土層		As2
			海成砂層	As2(m)	
			砂質土・粘性土の互層	Aa2	
			海成の砂・粘土の互層	Aa2(m)	
			砂礫層	Ag2	
			下部層	A3	粘性土層
砂質土層	As3				
砂質土・粘性土の互層	Aa3				
砂礫層	Ag3				
礫層	Pg1				
新第三紀	更新統	(最終氷期)	粘性土層	Pc1	
			泥炭層	Pp1	
			砂質土層	Ps1	
			砂質土・粘性土の互層	Pa1	
			古砂丘砂層	Psd1	
	中新統	上部(最終間氷期)	泥岩	Pm2	
			礫岩・砂岩	Pg2	
		下部	泥岩	Pm3	
			礫岩・砂岩	Pg3	
			更新統		
鮮新統 ~ 中新統	砂岩, 泥岩, 火砕岩等	T			

(図面出典：社団法人新潟県地質調査業協会。新潟県地盤図(平成14年11月)に加筆し作成)

図 3.2.2(4) 自然的状況 (地盤図)

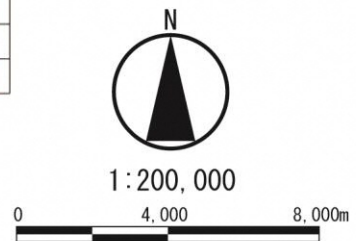


凡例

— 対象事業実施想定区域

凡例	
●	国土交通省国土地理院水準点（一等水準点）
◎	国土交通省国土地理院水準点（二等水準点）
○	農林水産省北陸農政局水準点
●	新潟県水準点
○	その他の水準点
⊙	観測井
〰	変動量等高線（20mm）

変動量	
+20mm ~ 0mm	
0mm ~ -20mm	
-20mm ~ -40mm	
-40mm ~ -60mm	
-60mm ~ -80mm	



（図面出典：新潟県、令和5年度 新潟・新発田地域地盤変動図
（平成30年9月1～令和5年9月1）（令和6年）

図 3.2.2(5) 自然の状況（地盤変動図）



凡例

(凡例は次頁参照)



1:200,000

0 4,000 8,000m

(図面出典：経済企画庁総合開発局。土地分類図（地形図）新潟県（昭和48年））

図 3.2.2(6) 自然の状況（地形図）

凡 例

— 对象事業実施想定区域

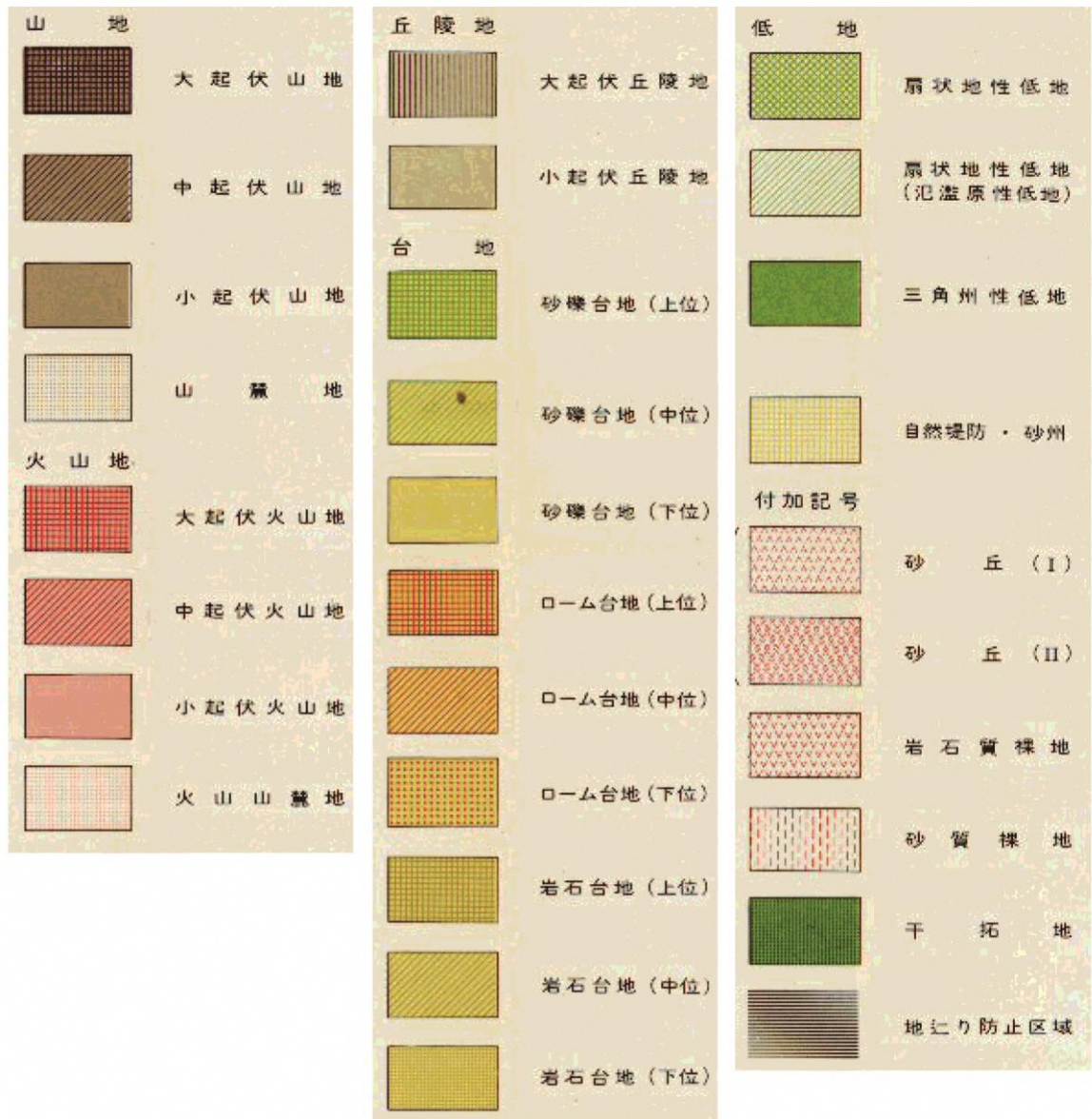
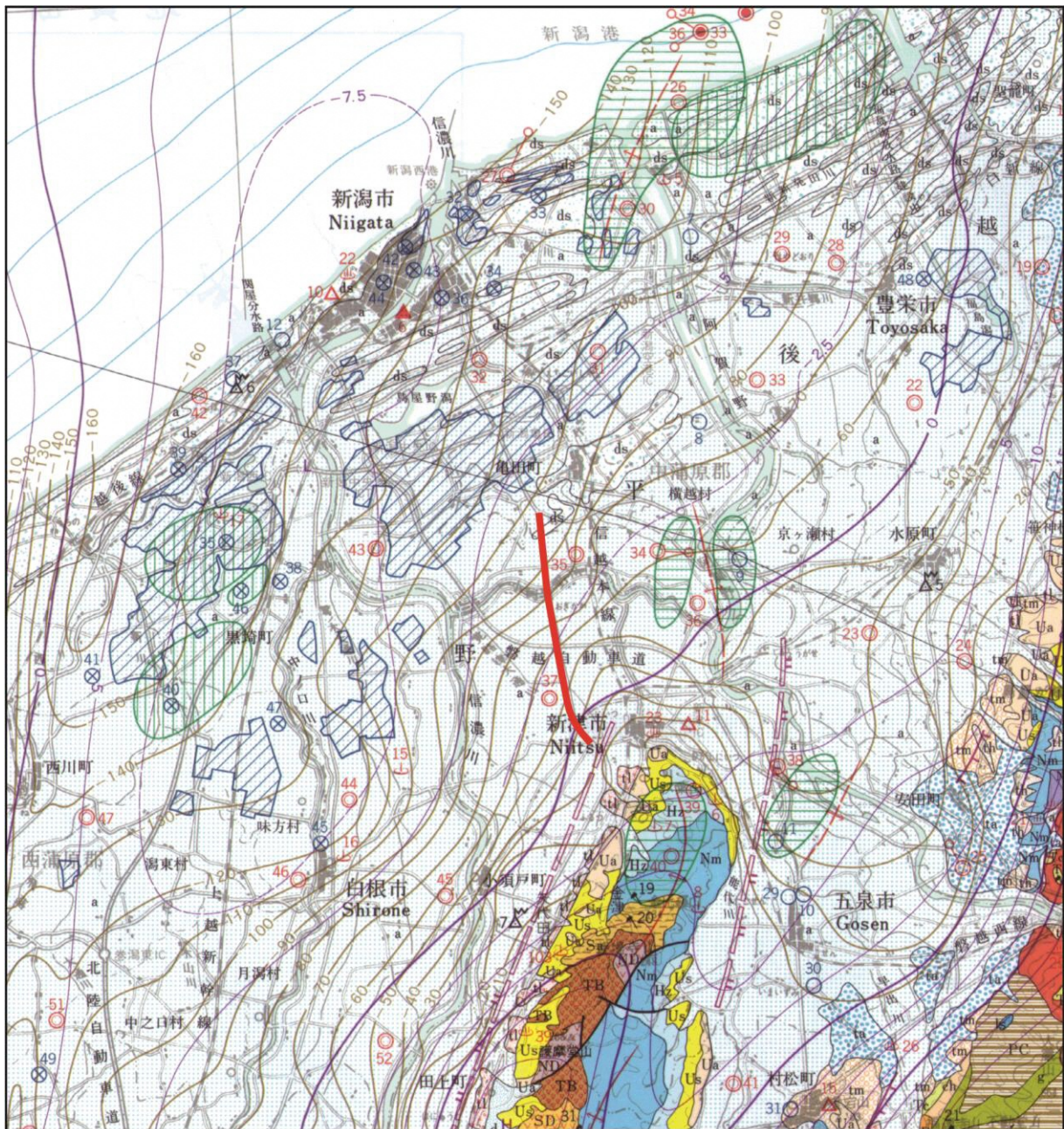


图 3.2.2(6) 自然的状况 (地形图凡例)



凡例

(凡例は次頁参照)



1:200,000

0 4,000 8,000m

(図面出典：新潟県. 新潟県地質図 (2000年版) (平成12年))

図 3.2.2(7) 自然の状況 (地質図)

凡例

対象事業実施想定区域

新生代 Cenozoic	第四紀 Quaternary	沖積層 Alluvial deposits		礫・砂・泥・腐植土 Gravel, sand, mud and humic soil						
		岩屑堆積物 Debris deposits		礫・砂・泥 Gravel, sand and mud						
		砂丘堆積物 Sand dune deposits		砂, 一部黑色砂 Sand, partly black sand						
		沖積段丘・扇状地堆積物 Alluvial terrace and fan deposits		礫・砂 Gravel and sand						
		更新世 Pleistocene	低位段丘堆積物 Lower terrace deposits		礫・砂・泥 Gravel, sand and mud	火山岩・火砕岩類 Volcanic and pyroclastic rocks				
			古砂丘堆積物 Ancient dune deposits		砂 Sand		火山噴出物 Volcanics (undivided)			
			中位段丘堆積物 Middle terrace deposits		礫・砂・泥・褐色土 Gravel, sand, mud and brown soil		安山岩溶岩 Andesite lava			
			高位段丘堆積物 High terrace deposits		礫・砂・赤色土 Gravel, sand and red soil		火砕流堆積物 Pyroclastic flow deposits			
			御山層・相当層 Oyama Formation and equivalents		礫・砂・泥 Gravel, sand and mud		泥流堆積物 Mud flow deposits			
			灰爪層・貝立層 Haizume and Kaitate Formations		砂・シルト Sand and silt		玄武岩溶岩 Basalt lava	貫入岩 Intrusive rocks		
	魚沼層・鳥ヶ首層・相当層 Uonuma, Torigakubi Formations and equivalents			主に砂 Sand		デイサイト-安山岩溶岩・火砕岩 Dacite-andesite lava and pyroclastic rock		流紋岩 Rhyolite		
	魚沼層・鳥ヶ首層・相当層 Uonuma, Torigakubi Formations and equivalents			砂・泥・砂礫 Sand, mud and sandy gravel		安山岩溶岩・火砕岩 Andesite lava and pyroclastic rock		デイサイト Dacite		
	魚沼層・鳥ヶ首層・相当層 Uonuma, Torigakubi Formations and equivalents			礫・砂・シルト互層 Alternated beds of gravel, sand and silt				安山岩 Andesite		
	西山層・名立層・河内層・相当層 Nishiyama, Nadachi, Kawachi Formations and equivalents			泥岩 Mudstone		安山岩溶岩・火砕岩 Andesite lava and pyroclastic rock		玄武岩・粗粒玄武岩 Basalt and dolerite		
	鮮新世 Pliocene	西山層・名立層・河内層・相当層 Nishiyama, Nadachi, Kawachi Formations and equivalents		砂岩泥岩互層 Alternated beds of sandstone and mudstone				石英斑岩 Quartz porphyry		
		白岩層・谷浜層・相当層 Shirowa, Tanihama Formations and equivalents		砂質シルト岩 Sandy siltstone				閃緑ひん岩 Diorite porphyrite		
		榎谷層・川詰層・相当層 Shiia, Kawatsume Formations and equivalents		黒色泥岩 Black mudstone		デイサイト溶岩・火砕岩 Dacite lava and pyroclastic rock		石英閃緑岩 Quartz diorite		
		榎谷層・川詰層・相当層 Shiia, Kawatsume Formations and equivalents		砂岩泥岩互層 Alternated beds of sandstone and mudstone		安山岩溶岩・火砕岩 Andesite lava and pyroclastic rock				
		寺泊層・能生谷層・飛山層・中山層・相当層 Teradomari, Nodani, Hiyama, Nakayama Formations and equivalents		珪藻質泥岩・黒色泥岩 Diatomaceous mudstone and black mudstone		デイサイト-流紋岩溶岩・火砕岩 Dacite-rhyolite lava and pyroclastic rock				
		寺泊層・能生谷層・飛山層・中山層・相当層 Teradomari, Nodani, Hiyama, Nakayama Formations and equivalents		砂岩泥岩互層 Alternated beds of sandstone and mudstone		安山岩溶岩・火砕岩 Andesite lava and pyroclastic rock		玄武岩溶岩・火砕岩 Basalt lava and pyroclastic rock		
七谷層・紫雲谷層・鶴子層・相当層 Nanatani, Shiundani, Tsurushi Formations and equivalents			暗灰色泥岩・硬質頁岩 Dark grey mudstone and hard shale		流紋岩溶岩・火砕岩 Rhyolite lava and pyroclastic rock		玄武岩溶岩・火砕岩 Basalt lava and pyroclastic rock			
七谷層・紫雲谷層・鶴子層・相当層 Nanatani, Shiundani, Tsurushi Formations and equivalents			凝灰岩 Tuff		デイサイト溶岩・火砕岩 Dacite lava and pyroclastic rock					
新第三紀 Neogene		津川層・鹿瀬層・下戸層・相当層 Tsugawa, Kanose, Orito Formations and equivalents		砂岩・礫岩 Sandstone and conglomerate		流紋岩-デイサイト溶岩 Rhyolite-dacite lava		玄武岩溶岩 Basalt lava		
		津川層・鹿瀬層・下戸層・相当層 Tsugawa, Kanose, Orito Formations and equivalents		火砕岩・礫岩・砂岩・泥岩 Pyroclastic rocks, conglomerate, sandstone and mudstone		安山岩溶岩・火砕岩 Andesite lava and pyroclastic rock				
	三川層 Mikawa Formation		流紋岩・安山岩溶岩・火砕岩 Rhyolite and andesite lavas and pyroclastic rocks							
	北小国層 Kitaoguni Formation		流紋岩質火砕岩 Rhyolitic pyroclastic rocks							
	金山層・経塚山層 Kinpokusen and Kyozukayama Formations		デイサイト溶岩・火砕岩 Dacite lava and pyroclastic rock		流紋岩溶岩・火砕岩 Rhyolite lava and pyroclastic rock					
	金山層・経塚山層 Kinpokusen and Kyozukayama Formations		デイサイト溶岩・火砕岩 Dacite lava and pyroclastic rock		安山岩溶岩・火砕岩 Andesite lava and pyroclastic rock					
	真更川層・豊岡層 Masaragawa and Toyooka Formations		流紋岩・デイサイト・安山岩・玄武岩溶岩・火砕岩 Rhyolite, dacite, andesite, basalt lava and pyroclastic rock		デイサイト溶岩・火砕岩 Rhyolite lava and pyroclastic rock		安山岩溶岩・火砕岩 Andesite lava and pyroclastic rock			
	真更川層・豊岡層 Masaragawa and Toyooka Formations		流紋岩・デイサイト・安山岩・玄武岩溶岩・火砕岩 Rhyolite, dacite, andesite, basalt lava and pyroclastic rock		デイサイト溶岩・火砕岩 Dacite lava and pyroclastic rock		玄武岩溶岩・火砕岩 Basalt lava and pyroclastic rock			
	相川層(A)・大野川層(O)・三瀬層(S) Aikawa, Onokawa and Sanze Formations		デイサイト・変質安山岩溶岩・火砕岩 Dacite and altered andesite lava and pyroclastic rock		安山岩・玄武岩質安山岩溶岩・火砕岩 Andesite-basaltic andesite lavas and pyroclastic rock					
	相川層(A)・大野川層(O)・三瀬層(S) Aikawa, Onokawa and Sanze Formations		デイサイト・変質安山岩溶岩・火砕岩 Dacite and altered andesite lava and pyroclastic rock		安山岩溶岩・火砕岩 Andesite lava and pyroclastic rock					

図 3.2.2(7) 自然的状況(地質図凡例①)

凡例

中生代 Mesozoic	古第三紀 Paleogene	入川層 Nyukawa Formation	Ny	変質デイサイト溶結凝灰岩 Altered dacite welded tuff	深成岩・変成岩類 Plutonic and metamorphic rocks	花崗岩 Granite	斑状花崗岩 Porphyritic granite	輝緑岩 Diabase						
		石坂流紋岩 Ishizaka Rhyolite	Is	流紋岩・デイサイト溶岩 Rhyolite and dacite lava										
	親不知火山岩類 Oyashirazu Volcanic Rocks	Oy	安山岩溶岩・火砕岩 Andesite lava and pyroclastic rock											
	白亜紀 Cretaceous	朝日流紋岩類 Asahi Rhyolites	AR	流紋岩質火砕岩・溶結凝灰岩・礫岩 Rhyolitic pyroclastic rock, welded tuff and conglomerate					GR	花崗岩 Granite	PG	斑状花崗岩 Porphyritic granite	K	輝緑岩 Diabase
		手取層群 Tetori Group	Tr	泥岩・砂岩・礫岩 Mudstone, sandstone and conglomerate					GD	花崗閃緑岩 Granodiorite	GP	花崗斑岩 Granite porphyry		マイロナイト化帯 Mylonitized zone
	ジュラ紀 Jurassic	海成来馬層群 Marine Kuruma Group	Km	泥岩・砂岩・礫岩 Mudstone, sandstone and conglomerate					IG	以東・平岩アダメロ岩 Ito and Hiraiwa Adamellite	MG	三面・化穴・平四郎花崗閃緑岩 ~アダメロ岩 Miomote・Bakeana・Heishiro Granodiorite-Adamellite	SG	相模・中岳・大王花崗閃緑岩 ~アダメロ岩 Sagami・Nakadake・Daio Granodiorite-Adamellite
		非海成来馬層群 Non-marine Kuruma Group	Kn	礫岩・砂岩・泥岩 Conglomerate, sandstone and mudstone										
	三畳紀 Triassic	奥根層群 Okutone Group	Ot	礫岩・砂岩・泥岩 Conglomerate, sandstone and mudstone										
	中生代-古生代 Mesozoic-Paleozoic		粘板岩・砂岩 Slate and sandstone	PC						wPC	弱変成砕屑岩 Weakly metamorphic-clastic rocks	GB	斑れい岩 Gabbro	
			厚層砂岩 Thick sandstone	s						ph	千枚岩類 Phyllites	mGb	変斑れい岩 Meta-gabbro	Sp
		石灰岩 Limestone	ls		sch	結晶片岩類 Crystalline schists	mO	変成オフィオライト Metamorphic Ophiolite						
		チャート Chert	ch											
		緑色岩類 Green rocks	g											

	背斜軸 Anticlinal axis		推定活断層 Inferred active fault		逆断層 Reverse fault		等重力線(ブーゲー異常) Gravity contour (Bouguer anomaly) (milligals)	
	潜在背斜軸 Concealed anticlinal axis		推定伏在活断層 Inferred concealed active fault		正断層 Normal fault	H	高重力域 Gravity "High"	
	向斜軸 Synclinal axis		断層 Fault		未区分断層 Undivided fault	L	低重力域 Gravity "Low"	
	活断層(ケバは落下側を示す) Active fault		推定及び伏在断層 Inferred and concealed fault		大陸棚外縁 Shelf edge			
	(活)巨大地すべり Mega-landslide		地下水位観測井 Groundwater level observation well		温泉 Hot spring			
	沖積層基底等深線(深度は標高:m) Contour line on the base of alluvium		地盤沈下観測井 Compaction and groundwater level observation well		鉱泉 Mineral spring			
	石油及び構造性天然ガス田 Oil and structural natural gas fields		強震計(科学技術庁) Strong motion seismograph (Science and Technology Agency)		稼行鉱山 Working mine	Au 金 Gold	Fe 鉄 Iron	Ls 石灰石 Limestone
	水溶性天然ガス田 Natural gas dissolved in water fields		地震計・計測震度計(気象庁) Seismograph・Seismic intensity meter (Japan Meteorological Agency) (この他、各市町村毎に計測震度計が設置されている)		休廃止鉱山 Closed mine	Ag 銀 Silver	Mn マンガン Manganese	Gy 石膏 Gypsum
	ゼロメートル地帯 Area below sea level		電子基準点(GPS観測点) GPS-based control point			Cu 銅 Copper	W タングステン Tungsten	Fu 螢石 Fluorite
	深掘井 Deep well		ダム Dam			Pb 鉛 Lead	Mo モリブデン Molybdenum	Fe-S 砂鉄 Iron sand
	海域試掘・開発井 Offshore well		計画ダム Dam under planning		採石場 Quarry	Zn 亜鉛 Zinc	F 長石 Feldspar	C 石炭 Coal
						Py 硫化鉄 Pyrite	Q 珪石 Silica rock	Lg 亜炭 Lignite
						Ac 酸性白土 Acid clay	Se 絹雲母質粘土 Sericitic clay	
						Be ベントナイト Bentonite	Sh 頁岩 Shale	

(注) 無記号は石材及び砕石ほか。

図 3.2.2(7) 自然の状況(地質図凡例②)

表 3.2.2(1) 気象の状況（年間値）

地域気象観測所	観測年	気温（℃）			年間降水量 （mm）	最多風向	風速（m/s）		日照時間 （h）
		平均	最高	最低			平均	最大	
新潟	平成26年	13.7	36.1	-4.4	1,984.0	南	3.2	13.3	1,764.2
	平成27年	14.4	36.0	-3.4	1,467.5	南	3.1	15.3	1,684.6]
	平成28年	14.5	35.9	-3.5	1,499.0	南)	3.0	13.6	1,738.4
	平成29年	13.7	36.4	-4.0	2,036.5	南)	3.2	15.7	1,642.5
	平成30年	14.3	39.9	-5.9	1,795.5	南	3.1	18.2	1,698.8
	令和1年	14.6	39.2	-1.8	1,352.0	南)	3.0	14.6	1,832.6
	令和2年	14.7	38.8	-3.7	2,077.5	南	3.0	14.0	1,608.5
	令和3年	14.5	38.2	-5.0	1,952.0	南)	3.1	16.3	1,826.8
	令和4年	14.5	35.6	-3.4	2,002.0	南)	2.9	12.8	1,751.7
	令和5年	15.4	39.1	-5.9	1,866.0	南)	2.9	13.0	1,944.0
	平均	14.4	37.5	-4.1	1,803.2	南	3.1	14.7	1,756.4

地域気象観測所	観測年	気温（℃）			年間降水量 （mm）	最多風向	風速（m/s）		日照時間 （h）
		平均	最高	最低			平均	最大	
新津	平成26年	12.8	37.0	-9.6	1,977.0	南西	3.2	15.5	1,707.8
	平成27年	13.5	37.9	-5.3	1,435.0	南南西)	3.3	17.6	1,706.7
	平成28年	13.6	35.9	-9.4	1,693.5	南西)	3.2	16.1	1,669.3
	平成29年	12.8	36.3	-5.3	2,208.5	南南西)	3.4	18.6	1,575.4
	平成30年	13.5	38.2	-13.2	1,732.0	南西)	3.3	23.3	1,686.5
	令和1年	13.7	36.7	-4.3	1,574.5	南南西)	3.2	17.9	1,794.3
	令和2年	13.9	37.7	-4.7	2,093.5	南南西)	3.3	18.0	1,556.9
	令和3年	13.8	39.2	-9.5	2,084.0	東南東)	3.4	20.5	1,579.0]
	令和4年	13.9	38.0	-4.6	1,748.5	南西)	3.2	17.7	1,659.3
	令和5年	14.8	39.4	-11.6	1,757.5	南西)	3.1	14.4	1,893.3
	平均	13.6	37.6	-7.8	1,830.4	南西	3.3	18.0	1,694.4

注1) 値) : 統計を行う対象資料が許容範囲で欠けていることを示す（準正常値）。

注2) 値] : 統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けていることを示す（資料不足値）。

出典：「気象統計情報」（気象庁ホームページ）

表 3.2.2(2) 気象の状況（過去5年間の月別平均値）

地域気象観測所	気象要素	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間	
新潟	気温(℃)	平均	2.9	3.5	9.2	12.7	16.9	22.1	26.5	30.6	25.8	16.7	12.1	6.0	15.4
		最高	13.7	14.8	24.3	25.6	31.0	30.2	34.6	39.1	35.2	25.8	26.1	18.1	39.1
		最低	-5.9	-2.8	0.0	2.8	6.1	10.6	18.2	23.7	16.8	8.9	3.7	-0.7	-5.9
	総降水量(mm)	149.0	109.0	85.0	76.5	167.5	182.5	172.5	2.0	192.5	180.0	233.5	316.0	1866.0	
	最多風向	北西	北西	南	西南西	北	南南東	南	南東	南東	南	南	南	南	南
	風速(m/s)	平均	3.8	3.2	2.7	3.0	2.4	2.7	2.3	3.2	2.3	2.6	3.6	3.1	2.9
		最大	11.5	10.1	10.6	12.0	8.2	8.7	8.8	10.9	9.1	9.8	13.0	12.8	13.0
	日照時間(h)	54.4	69.7	213.3	195.1	222.0	178.1	224.5	326.1	142.8	150.7	111.1	56.2	1944.0	

地域気象観測所	気象要素	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間	
新津	気温(℃)	平均	2.0	2.3	8.2	11.9	17.0	22.2	26.3	29.7	25.3	15.8	11.1	5.2	14.8
		最高	13.0	14.6	23.9	26.1	33.8	32.0	37.0	39.4	37.1	25.7	25.9	17.6	39.4
		最低	-11.6	-5.4	-3.1	-0.5	5.9	12.1	17.8	22.5	14.8	6.7	0.8	-2.5	-11.6
	総降水量(mm)	167.5	111.0	85.5	66.0	127.5	167.0	98.5	0.0	214.5	205.5	241.0	273.5	1757.5	
	最多風向	南南西	南南西	南西	南西	南東	東南東	南西	東南東	東南東	南南西	南西	南南西	南西	南西
	風速(m/s)	平均	3.6	3.2	2.8	3.3	2.8	3.2	2.4	3.4	2.7	2.9	3.6	3.1	3.1
		最大	14.4	11.7	12.5	11.7	12.8	13.0	10.9	11.5	14.2	9.4	13.6	14.1	14.4
	日照時間(h)	55.4	76.0	203.2	194.4	217.7	175.5	217.4	309.6	131.1	153.0	107.8	52.2	1893.3	

注) 最多風向が2つ以上ある場合は、その両側の風向の度数を加え、多い方とする。

表 3.2.2(3) 大気測定局の位置及び測定項目

地域名	測定局名	所在地	用途地域	測定項目								設置主体	
				二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素	光化学オキシダント	炭化水素	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	風向・風速		温度・湿度・日射
一般環境大気測定局													
新潟	亀田	新潟市江南区亀田緑町1丁目2番8号	住		○		○		○	○	○		新潟市
	新津	新潟市秋葉区新栄町4番1号	住		○		○			○	○		新潟市

注) 用途地域は、都市計画法第8条第1項第1号の地域区分による。

出典：「令和4年度 大気汚染測定結果報告」（新潟県環境局環境対策課）

表 3.2.2(4) 一般環境大気測定局における環境基準適合状況（令和4年度）

地域名	測定局名	測定項目ごとの環境基準達成状況			
		二酸化窒素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質
新潟	亀田	○	×	○	○
		環境基準(長期的評価)達成	環境基準(短期的評価)非達成	環境基準(長期的評価及び短期的評価)達成	環境基準(長期基準及び短期基準)達成
	新津	○	×		○
		環境基準(長期的評価)達成	環境基準(短期的評価)非達成	(対象外)	環境基準(長期基準及び短期基準)達成

出典：「令和4年度 大気汚染測定結果報告」（新潟県環境局環境対策課）

表 3.2.2(5) 二酸化窒素の測定結果（令和4年度）

地域名	測定局名	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%評価値による日平均値が0.06ppmを超えた日数	環境基準の達成状況
						日	%	日	%			
新潟	亀田	356	8,333	0.005	0.046	0	0.0	0	0.0	0.012	0	○
	新津	356	8,330	0.003	0.030	0	0.0	0	0.0	0.007	0	○

注1) 環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

注2) 長期的評価：年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、低い方から98%目に相当するもの（1日平均値の年間98%値）を環境基準と比較して評価を行う。

出典：「令和4年度 大気汚染測定結果報告」（新潟県環境局環境対策課）

表 3.2.2(6) 二酸化窒素の経年変化（平成30年度～令和4年度）

(単位：ppm)

地域名	測定局名	統計項目	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新潟	亀田	年平均値	0.005	0.005	0.005	0.004	0.005
		日平均値の年間98%値	0.012	0.012	0.016	0.011	0.012
	新津	年平均値	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
		日平均値の年間98%値	0.008	0.007	0.010	0.007	0.007

注) 環境基準（長期的評価）：1日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であること。

出典：「令和4年度 大気汚染測定結果報告」（新潟県環境局環境対策課）

表 3.2.2(7) 光化学オキシダントの測定結果（令和4年度）

地域名	測定局名	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを越えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数		昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値	環境基準の達成状況
		日	時間	ppm	日	時間	日	時間	ppm	ppm	
新潟	亀田	363	5,252	0.038	51	331	0	0	0.087	0.047	×
	新津	361	5,220	0.038	50	265	0	0	0.086	0.048	×

注1) 環境基準：1時間値が0.06ppm以下であること。

注2) 短期的評価：5時から20時の昼間時間帯の1時間値を環境基準と比較して評価を行う。

注3) 「昼間の1時間値が0.12ppm以上」は、大気汚染防止法第23条第1項に規定する緊急時の措置の基準。

出典：「令和4年度 大気汚染測定結果報告」（新潟県環境局環境対策課）

表 3.2.2(8) 光化学オキシダントの経年変化（平成30年度～令和4年度）

（単位：ppm）

地域名	測定局名	統計項目	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新潟	亀田	昼間の1時間値の年平均値	0.038	0.038	0.038	0.038	0.038
		昼間の1時間値の最高値	<u>0.091</u>	<u>0.114</u>	<u>0.097</u>	<u>0.081</u>	<u>0.087</u>
	新津	昼間の1時間値の年平均値	0.038	0.038	0.036	0.039	0.038
		昼間の1時間値の最高値	<u>0.090</u>	<u>0.122</u>	<u>0.092</u>	<u>0.081</u>	<u>0.086</u>

注1) 環境基準（短期的評価）：昼間（5時～20時）の1時間値が0.06ppm以下であること。

注2) 表中の下線は、環境基準の非達成を示す。

出典：「令和4年度 大気汚染測定結果報告」（新潟県環境局環境対策課）

「令和3年度 大気汚染測定結果報告」（令和5年8月 新潟県環境局環境対策課）

「令和2年度 大気汚染測定結果報告」（令和4年9月 新潟県環境局環境対策課）

「令和元年度 大気汚染測定結果報告」（令和3年3月 新潟県県民生活・環境部環境対策課）

「平成30年度 大気汚染測定結果報告」（令和2年2月 新潟県県民生活・環境部環境対策課）

表 3.2.2(9) 浮遊粒子状物質の測定結果（令和4年度）

地域名	測定局名	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合			日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数		環境基準の達成状況	
					時間	%	日	%	mg/m ³				mg/m ³	有×・無○	日	短期的評価
新潟	亀田	349	8,312	0.010	0	0.0	0	0.0	0.077	0.022	○	0	○	○	○	

注1) 環境基準：1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。

注2) 短期的評価：環境基準と1時間値または1日平均値とを比較して評価を行う。

長期的評価：年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるものを除外した最高値（1日平均値の年間2%除外値）を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成として評価する。

出典：「令和4年度 大気汚染測定結果報告」（新潟県環境局環境対策課）

表 3.2.2(10) 浮遊粒子状物質の経年変化（平成30年度～令和4年度）

(単位：mg/m³)

地域名	測定局名	統計項目	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新潟	亀田	年平均値	0.012	0.011	0.011	0.009	0.010
		日平均値の2%除外値	0.029	0.025	0.027	0.024	0.022

注) 環境基準（長期的評価）：1日平均値の2%除外値が0.10mg/m³以下であること。

出典：「令和4年度 大気汚染測定結果報告」（新潟県環境局環境対策課）

表 3.2.2(11) 微小粒子状物質の測定結果（令和4年度）

地域名	測定局名	有効測定日数	年平均値	日平均値の年間98%値	日平均値が35μg/m ³ を超えた日数とその割合		環境基準の達成状況
		日	μg/m ³	μg/m ³	日	%	達成○・非達成×
新潟	亀田	353	6.8	17.6	0	0.0	○
	新津	351	8.1	21.5	0	0.0	○

注1) 環境基準：1年平均値が15μg/m³以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m³以下であること。

注2) 長期的評価：1年平均値が15μg/m³以下であること（長期基準）、かつ、1日平均値のうち、低い方から98%目に相当するもの（1日平均値の年間98%値）が35μg/m³以下であること（短期基準）で評価する。

出典：「令和4年度 大気汚染測定結果報告」（新潟県環境局環境対策課）

表 3.2.2(12) 微小粒子状物質の経年変化（平成30年度～令和4年度）

(単位：μg/m³)

地域名	測定局名	統計項目	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新潟	亀田	年平均値	10.5	8.8	7.0	6.5	6.8
		日平均値の年間98%値	30.8	20.7	19.4	16.1	17.6
	新津	年平均値	8.6	7.5	7.3	6.6	8.1
		日平均値の年間98%値	26.7	18.7	22.4	15.8	21.5

注) 環境基準（長期的評価）：1年平均値が15μg/m³以下であり、かつ1日平均値の年間98%値が35μg/m³以下であること。

出典：「令和4年度 大気汚染測定結果報告」（新潟県環境局環境対策課）

表 3.2.2(13) 一般地域騒音調査結果

No.	測定地点	騒音規制法 区域区分	用途 地域	環境 基準 類型	環境基準 (dB)		等価騒音レベル (dB)		評価 適○・否×	
					昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
A	江南区船戸山5-7-2	第二種区域	一種中	A	55	45	47	39	○	○
B	秋葉区中野5-1-50	第二種区域	一種中	A	55	45	48	38	○	○
C	江南区亀田新明町 1-2-3	第二種区域	一種住	B	55	45	49	40	○	○
D	江南区横越中央1- 1-1	第二種区域	一種住	B	55	45	46	38	○	○
E	秋葉区新津本町2- 2978-72	第三種区域	商業	C	60	50	47	44	○	○

注) 時間区分：昼間（6時～22時）、夜間（22時～6時）

出典：「新潟市の環境 資料編（令和4年度データ集）」（令和6年1月 新潟市環境部環境政策課）

表 3.2.2(14) 自動車交通騒音面的評価結果

路線名	No.	評価区間の始点～終点 (騒音測定地点)	延長 (km)	道路近傍騒音評価結果 ○：適合 ×：不適合				沿道地域の面的評価		
				昼間 6:00～22:00		夜間 22:00～翌6:00		住居等 戸数 (戸)	環境基準 達成戸数 (戸)	環境基準 達成率 (%)
北陸 自動車道	1	江南区鐘木～ 西区山田	2.3	(53)	○	(49)	○	7	4	57%
主要地方 道新潟小 須戸三条 線	2	中央区親松～ 秋葉区覚路津	7.5	(69)	○	(61)	○	200	200	100%
	3	秋葉区覚路津～ 秋葉区子成場	5.0	(69)	○	(61)	○	118	118	100%
	4	秋葉区子成場～ 秋葉区小須戸	2.5	(63)	○	(53)	○	34	34	100%
主要地方 道新潟村 松三川線	5	東区中興野7～ 江南区横越	8.3	(72)	×	(63)	○	214	214	100%
	6	江南区横越～ 江南区横越 (江南区横越中央4-7)	0.8	72	×	63	○	52	52	100%
	7	江南区横越～ 秋葉区満願寺	3.4	(72)	×	(63)	○	128	128	100%
	8	秋葉区満願寺～ 秋葉区中新田 (秋葉区満願寺)	1.7	50	○	43	○	49	49	100%
	9	秋葉区中新田～ 秋葉区下新	4.8	(50)	○	(43)	○	95	95	100%
一般県道 亀田停車 場線	10	江南区東船場1丁目1～ 江南区東船場4丁目1	0.2	—	—	—	53	53	100%	
一般県道 荻川停車 場線	11	秋葉区中野3丁目11～ 秋葉区中野2丁目8	0.7	(65)	○	(56)	○	138	138	100%
一般県道 白根亀田 線	12	江南区酒屋町～ 江南区早通1丁目1	4.3	—	—	—	138	138	100%	
	13	江南区早通1丁目1～ 江南区亀田本町4丁目3	2.1	—	—	—	239	239	100%	
一般県道 沢海酒屋 線	14	江南区沢海～ 江南区二本木1丁目8	5.1	(63)	○	(56)	○	67	64	96%
	15	江南区二本木2丁目6～ 江南区二本木2丁目10 (江南区二本木2丁目10)	0.2	68	○	60	○	15	15	100%
	16	江南区二本木2丁目10～ 江南区嘉瀬	2.8	(68)	○	(60)	○	36	36	100%
一般県道 曾野木一 日市線	17	中央区湖南～ 中央区長湯	2.4	(62)	○	(51)	○	17	17	100%

注1) 道路近傍騒音の環境基準値は、昼間70dB、夜間65dB（幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準値）。

注2) 道路近傍騒音評価結果の（ ）内は、測定地点における騒音レベル（dB）を示す。

注3) 環境基準達成戸数は、住居等戸数のうち、昼夜間とも環境基準値を達成している戸数を示す。

注4) 道路近傍騒音評価結果の欄で「—」の評価区間は、交通量から判断し、「環境基準達成とみなす方法」により評価した区間。

出典：「新潟市の環境 資料編（令和4年度データ集）」（令和6年1月 新潟市環境部環境政策課）

表 3.2.2(15) 高速道路騒音調査結果

No.	高速道路名	測定地点	用途地域等	環境基準類型	車線数	環境基準 (dB)		等価騒音レベル 測定結果 (dB)	評価 適○・否×
						時間区分	等価騒音レベル		
①	磐越自動車道	江南区 酒屋町799-4	市街化調整区域	B類型相当	2	昼間	65	55	○
						夜間	60	53	○

注) 時間区分：昼間（6時～22時）、夜間（22時～6時）

出典：「新潟市の環境 資料編（令和4年度データ集）」（令和6年1月 新潟市環境部環境政策課）

表 3.2.2(16) 主要河川

種別	水系	河川名	延長 (m)
一級河川	信濃川	信濃川	153,010
		栗ノ木川	6,855
		鳥屋野潟放水路	1,440
		鷲ノ木大通川	15,470
		西大通川	6,700
		小阿賀野川	10,797
		能代川	32,433
		新津川	5,600
		覚路津大通川	6,896
		東大通川	9,000
	阿賀野川	阿賀野川	92,719
		安野川	16,000
		古川	2,900
		早出川	26,497

出典：「新潟県の河川一覧（令和4年4月1日現在）」（新潟県土木部河川管理課）
「新潟県管内図（河川及び海岸）」（平成29年3月 新潟県土木部）

表 3.2.2(17) 公共用水水質測定地点（令和4年度）

区分	水域名（河川名等）	No.	測定地点	類型	測定機関
河川	能代川	①	結地先（大島橋）	河川B, 生物B	新潟市
	小阿賀野川	②	新瀬橋	河川A, 生物B	新潟市
	栗ノ木川上流	3	二本木地先	河川C, 生物B	新潟市
		④	石山橋	河川C, 生物B	新潟市
	阿賀野川	⑤	横雲橋	河川A, 生物B	北陸地方整備局
湖沼	鳥屋野潟	⑥	弁天橋	湖沼B, 生物B	新潟市
		7	鳥屋野潟出口	湖沼B, 生物B	新潟市

注) 調査地点No.の○は環境基準点を示す。

出典：「新潟市の環境 資料編（令和4年度データ集）」（令和6年1月 新潟市環境部環境政策課）

「水環境総合情報サイト」（環境省）

表 3.2.2(18) 公共用水水質測定結果（生活環境項目）（令和4年度）

区分	水域名 (河川名等)	No.	測定地点	類型	水素イオン 濃度 (pH)	溶存酸素量 (DO) (mg/L)	生物化学的 酸素要求量 (BOD) (mg/L)	浮遊物質 (SS) (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100mL)
					最小～最大 (m/n)	最小～最大 (m/n)	75%値	最小～最大 (m/n)	90%値
河川	能代川	①	結地先（大島橋）	B	6.6～7.0 (0/12)	6.2～11 (0/12)	2.0	4～72 (4/12)	—
	小阿賀野川	②	新瀬橋	A	6.6～7.1 (0/12)	7.0～12 (2/12)	1.3	4～37 (1/12)	—
	栗ノ木川上流	3	二本木地先	C	6.8～7.3 (0/12)	6.8～11 (0/12)	2.2	5～79 (1/12)	—
		④	石山橋	C	6.7～7.0 (0/12)	3.7～10 (1/12)	1.5	7～22 (0/12)	—
	阿賀野川	⑤	横雲橋	A	7.0～7.2 (0/12)	8.2～14 (0/12)	0.7	3～17 (0/12)	84
環境基準			A類型	6.5以上 8.5以下	7.5mg/L以上	2mg/L以下	25mg/L以下	300CFU/100mL 以下	
			B類型	6.5以上 8.5以下	5mg/L以上	3mg/L以下	25mg/L以下	1,000CFU/100mL 以下	
			C類型	6.5以上 8.5以下	5mg/L以上	5mg/L以下	50mg/L以下	—	

区分	水域名 (河川名等)	No.	測定地点	類型	水素イオン 濃度 (pH)	溶存酸素量 (DO) (mg/L)	化学的酸素 要求量 (COD) (mg/L)	浮遊物質 (SS) (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100mL)
					最小～最大 (m/n)	最小～最大 (m/n)	75%値	最小～最大 (m/n)	90%値
湖沼	鳥屋野潟	⑥	弁天橋	B	6.4～7.2 (1/24)	3.5～10 (2/24)	5.7	6～47 (3/24)	—
		7	鳥屋野潟出口	B	6.6～7.6 (0/24)	4.9～13 (1/24)	7.4	8～120 (13/24)	—
環境基準			B類型	6.5以上 8.5以下	5mg/L以上	5mg/L以下	15mg/L以下	—	

注1) 表中の調査地点No.の○は環境基準点を示す。

注2) 表中の「m」は環境基準値を超える検体数を示し、「n」は総検体数を示す。

注3) 環境基準の達成状況は、BOD、CODは75%水質値、大腸菌数は90%水質値、その他は日間平均値で判定する。

出典：「新潟市の環境 資料編（令和4年度データ集）」（令和6年1月 新潟市環境部環境政策課）
「水環境総合情報サイト」（環境省）

表 3.2.2(19) 公共用水水質測定結果（健康項目）（令和4年度）

水域名 (河川名等)	No.	測定地点	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀
			最大値(mg/L)	最大値(mg/L)	最大値(mg/L)	最大値(mg/L)	最大値(mg/L)	最大値(mg/L)
能代川	①	結地先(大島橋)	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.01	<0.005	<0.0005
小阿賀野川	②	新瀬橋	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.01	<0.005	<0.0005
阿賀野川	⑤	横雲橋	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.01	<0.005	<0.0005
鳥屋野湯	⑥	弁天橋	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.01	<0.005	<0.0005
	7	鳥屋野湯出口	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.01	<0.005	<0.0005
環境基準			0.003mg/L以下	検出されないこと	0.01mg/L以下	0.02mg/L以下	0.01mg/L以下	0.0005mg/L以下

水域名 (河川名等)	No.	測定地点	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン
			最大値(mg/L)	最大値(mg/L)	最大値(mg/L)	最大値(mg/L)	最大値(mg/L)	最大値(mg/L)
能代川	①	結地先(大島橋)	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.01	<0.002
小阿賀野川	②	新瀬橋	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.01	<0.002
阿賀野川	⑤	横雲橋	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.01	<0.004
鳥屋野湯	⑥	弁天橋	—	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.01	<0.002
	7	鳥屋野湯出口	—	—	—	—	—	—
環境基準			検出されないこと	0.02mg/L以下	0.002mg/L以下	0.004mg/L以下	0.1mg/L以下	0.04mg/L以下

水域名 (河川名等)	No.	測定地点	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム
			最大値(mg/L)	最大値(mg/L)	最大値(mg/L)	最大値(mg/L)	最大値(mg/L)	最大値(mg/L)
能代川	①	結地先(大島橋)	<0.0005	<0.0006	<0.001	<0.0005	<0.0002	<0.0006
小阿賀野川	②	新瀬橋	<0.0005	<0.0006	<0.001	<0.0005	<0.0002	<0.0006
阿賀野川	⑤	横雲橋	<0.0005	<0.0006	<0.001	<0.0005	<0.0002	<0.0006
鳥屋野湯	⑥	弁天橋	<0.0005	<0.0006	<0.001	<0.0005	<0.0002	<0.0006
	7	鳥屋野湯出口	—	—	—	—	—	—
環境基準			1mg/L以下	0.006mg/L以下	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下	0.002mg/L以下	0.006mg/L以下

水域名 (河川名等)	No.	測定地点	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素
			最大値(mg/L)	最大値(mg/L)	最大値(mg/L)	最大値(mg/L)	最大値(mg/L)	最大値(mg/L)
能代川	①	結地先(大島橋)	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	0.46	<0.1
小阿賀野川	②	新瀬橋	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	0.49	<0.1
阿賀野川	⑤	横雲橋	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	0.26	0.1
鳥屋野湯	⑥	弁天橋	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	0.51	<0.1
	7	鳥屋野湯出口	—	—	—	—	0.47	<0.1
環境基準			0.003mg/L以下	0.02mg/L以下	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下	10mg/L以下	0.8mg/L以下

水域名 (河川名等)	No.	測定地点	ほう素	1,4-ジオキサン
			最大値(mg/L)	最大値(mg/L)
能代川	①	結地先(大島橋)	<0.1	<0.005
小阿賀野川	②	新瀬橋	<0.1	<0.005
阿賀野川	④	横雲橋	<0.1	<0.005
鳥屋野湯	⑥	弁天橋	<0.1	<0.005
	7	鳥屋野湯出口	<0.1	—
環境基準			1mg/L以下	0.05mg/L以下

注) 表中の調査地点No.の○は環境基準点を示す。

出典: 「新潟市の環境 資料編(令和4年度データ集)」(令和6年1月 新潟市環境部環境政策課)
「水環境総合情報サイト」(環境省)

表 3.2.2(20) 公共用水水質測定結果（水生生物保全項目）（令和4年度）

水域名 (河川名等)	No.	測定地点	水生生物保全項目	
			全亜鉛	ノニル フェノール
			平均値(mg/L)	平均値(mg/L)
能代川	①	結地先（大島橋）	0.013	<0.00006
小阿賀野川	②	新瀬橋	0.010	<0.00006
栗木川上流	④	石山橋	0.015	<0.00006
阿賀野川	⑤	横雲橋	0.011	<0.00006
鳥屋野潟	⑥	弁天橋	0.016	<0.00006
	7	鳥屋野潟出口	0.018	—
環境基準			0.03mg/L以下	0.002mg/L以下

注) 表中の調査地点No.の○は環境基準点を示す。

出典：「新潟市の環境 資料編（令和4年度データ集）」（令和6年1月
新潟市環境部環境政策課）
「水環境総合情報サイト」（環境省）

表 3.2.2(21) ダイオキシン類調査結果（令和4年度）

水域名 (河川名等)	測定地点	ダイオキシン類調査結果	
		水質 (pg-TEQ/L)	底質 (pg-TEQ/g)
能代川	結地先 (大島橋)	0.47	0.56
小阿賀野川	新瀬橋	0.17	0.54
阿賀野川	横雲橋	0.072	0.21
鳥屋野潟	弁天橋	0.33	11
環境基準		1 pg-TEQ/L 以下	150 pg-TEQ/g 以下

注) 水質の結地先（大島橋）及び新瀬橋、弁天橋の水質の結果は2回
行った調査結果の平均値を示す。

出典：「新潟市の環境 資料編（令和4年度データ集）」（令和6年1月
新潟市環境部環境政策課）

表 3.2.2(22) 底質調査結果（令和4年度）

水域名 (河川名等)	No.	測定地点	総水銀
			平均値(μg/g)
阿賀野川	④	横雲橋	0.01未満

注) 底質の暫定除去基準（昭和63年9月8日、環水管第127号）
：総水銀25μg/g

出典：「令和4年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果」
（令和6年3月 新潟県環境局環境対策課）

表 3.2.2(23) 地下水調査結果（令和4年度）

井戸の諸元	井戸番号	3230004	2010171	2010146	2010160	環境基準	
	地区名	江南区木津	南区白根古川	江南区亀田新明町	江南区亀田		
	調査区分	概況調査	新規汚染井戸 周辺地区調査	継続監視調査	継続監視調査		
	用途	生活用水井戸	生活用水井戸	生活用水井戸	その他の井戸		
	水温（℃）	16.5	15.0	15.5	17.5		
調査項目	検査項目	単位	2022/7/19	2023/2/27	2022/8/1	2022/7/25	
	水素イオン濃度（pH）		6.4	6.6	6.3	6.7	—
	電気伝導率	ms/m	28	29	36	30	—
	カドミウム	mg/L	0.0003未満	—	—	—	0.003以下
	全シアン	mg/L	0.1未満	—	—	—	検出されないこと
	鉛	mg/L	0.005未満	0.005未満	—	—	0.01以下
	六価クロム	mg/L	0.01未満	—	—	—	0.02以下
	砒素	mg/L	<u>0.014</u>	—	—	<u>0.14</u>	0.01以下
	総水銀	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	—	—	0.0005以下
	P C B	mg/L	—	—	—	—	検出されないこと
	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	—	—	—	0.02以下
	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	—	—	—	0.002以下
	クロロエチレン	mg/L	0.0002未満	—	—	—	0.002以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004未満	—	—	—	0.004以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.01未満	—	—	—	0.1以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.002未満	—	—	—	—
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.002未満	—	—	—	—
	1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	—	—	—	0.04以下
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.0005未満	—	—	—	1以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0006未満	—	—	—	0.006以下
	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	—	—	—	0.01以下
	テトラクロロエチレン	mg/L	0.0005未満	—	—	—	0.01以下
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	—	—	—	—	0.002以下
	チウラム	mg/L	—	—	—	—	0.006以下
	シマジン	mg/L	—	—	—	—	0.003以下
	チオベンカルブ	mg/L	—	—	—	—	0.02以下
	ベンゼン	mg/L	0.001未満	—	0.001未満	—	0.01以下
	セレン	mg/L	—	—	—	—	0.01以下
	硝酸性窒素	mg/L	0.01未満	—	—	—	—
	亜硝酸性窒素	mg/L	0.01未満	—	—	—	—
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.02未満	—	—	—	10以下
ふっ素	mg/L	0.2	—	—	—	0.8以下	
ぼう素	mg/L	0.1未満	—	—	—	1以下	
1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	—	—	—	0.05以下	
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.043	—	—	—	1以下	

注）表中の下線は環境基準不適合を示す。

出典：「新潟市の環境 資料編（令和4年度データ集）」（令和6年1月 新潟市環境部環境政策課）
「地下水水質測定結果（令和元～4年度）」（新潟県オープンデータ）

表 3.2.2(24) 土壌汚染調査結果(採取年月日：令和4年9月14日)

項目名	単位	環境基準	江南区 藤駒農村公園
カドミウム	mg/L	0.003以下	0.0003未満
全シアン	mg/L	検出されないこと	検出しない
有機リン	mg/L	検出されないこと	検出しない
鉛	mg/L	0.01以下	0.005未満
六価クロム	mg/L	0.05以下	0.005未満
砒素	mg/L	0.01以下	0.005未満
総水銀	mg/L	0.0005以下	0.0005未満
P C B	mg/L	検出されないこと	検出しない
ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	0.002未満
四塩化炭素	mg/L	0.002以下	0.0002未満
クロロエチレン	mg/L	0.002以下	0.0002未満
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	0.0004未満
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	0.01未満
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	0.004未満
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	0.1未満
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	0.0006未満
トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	0.001未満
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	0.001未満
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下	0.0002未満
チウラム	mg/L	0.006以下	0.0006未満
シマジン	mg/L	0.003以下	0.0003未満
チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	0.002未満
ベンゼン	mg/L	0.01以下	0.001未満
セレン	mg/L	0.01以下	0.005未満
ふっ素	mg/L	0.8以下	0.1未満
ほう素	mg/L	1以下	0.1未満
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	0.005未満
ダイオキシン類	pg-TEQ/g	1,000以下	3.2

出典：「新潟市の環境 資料編（令和4年度データ集）」（令和6年1月 新潟市環境部環境政策課）

表 3.2.2(25) 重要な動物種の一覧 (1/5)

番号	綱名	科名	種名	選定基準					生息の可能性	備考
				①	②	③	④	⑤		
1	哺乳類	モグラ科	エチゴモグラ			EN	VU	VU	○	田園地帯一円で確認されている。
2	鳥類	カモ科	サカツラガン			DD	VU	VU		冬鳥。福島潟や佐潟などで確認記録がある。
3	鳥類	カモ科	ヒシクイ	天		VU	NT	NT	○	冬鳥。潟や水田で生活する。主に福島潟でまとまった群れが見られ、その他の地域では少ない。
4	鳥類	カモ科	マガン	天		NT	NT	NT	○	冬鳥。主に福島潟でまとまった群れが見られる。周辺の水田で採餌を行う。
5	鳥類	カモ科	ハクガン			CR	VU	VU	○	冬鳥。福島潟や佐潟などの湖沼で確認されている。
6	鳥類	カモ科	シジウカラガン		国内	CR	VU	VU	○	冬鳥。福島潟とその周辺で観察される。
7	鳥類	カモ科	コクガン	天		VU	NT	NT		冬鳥。常に海上で生活する。移動個体の観察事例のみ。
8	鳥類	カモ科	ヨシガモ				NT	NT	○	冬鳥。主に福島潟で少数認められ、その他の湖沼ではあまり見られない。
9	鳥類	カモ科	トモエガモ				VU	NT	○	冬鳥。福島潟や佐潟などで確認されている。
10	鳥類	カモ科	シノリガモ				NT	NT		冬鳥。岩礁海岸に渡来する。
11	鳥類	カモ科	ホオジロガモ				NT	NT		冬鳥。海岸や河口などでごく希に観察される。
12	鳥類	ウ科	ウミウ				NT	NT		冬鳥。沿岸部や河口などで見られ、しばしば護岸堤や漁港で認められる。佐渡島や粟島に小さな繁殖コロニーがある。
13	鳥類	サギ科	オオヨシゴイ			CR	VU	VU	○	夏鳥。過去に旧新潟市で確認例がある。
14	鳥類	サギ科	ミゾゴイ			VU	VU	VU	○	夏鳥。新潟地区や旧新潟市の海岸林などで確認例がある。
15	鳥類	サギ科	チュウサギ			NT	NT	NT	○	夏鳥。阿賀野川や信濃川の下流部中州などで繁殖する。水田のほか、潟や川で採餌し、田園地帯では観察例も多い。
16	鳥類	クイナ科	ヒクイナ			NT	EN	VU		夏鳥。湿地の草むらを好む。海岸林内の湿地で繁殖した例がある。
17	鳥類	ヨタカ科	ヨタカ			NT	NT	NT		夏鳥。新潟地区の山林で確認例があった。
18	鳥類	セイタカシギ科	セイタカシギ			VU	NT	NT	○	留鳥。主に福島潟とその周辺の水田で観察され、佐潟にも出現したことがある。
19	鳥類	シギ科	オオジシギ			NT	VU	NT	○	夏鳥。春と秋に河川流域や水田で確認されている。かつて阿賀野川河口西岸や北部海浜の草地で少数が繁殖していた例がある。
20	鳥類	シギ科	ハウロクシギ			VU	NT	NT		旅鳥。四ツ興野地区の海浜や阿賀野川河口などで確認されている。
21	鳥類	シギ科	アカアシシギ			VU	NT	NT		旅鳥。かつて巻地区の海浜で観察されたことがある。
22	鳥類	シギ科	ヘラシギ		国内	CR	VU	NT		旅鳥。過去に潟東地区、巻地区で確認例がある。
23	鳥類	ツバメチドリ科	ツバメチドリ			VU	NT	NT		旅鳥または迷鳥。過去に阿賀野川河口、福島潟、鳥屋野潟などで観察例があった。
24	鳥類	カモメ科	コアジサシ			VU	NT	NT	○	夏鳥。河川、湖沼及び海岸などで観察され、河口や中州の広い砂礫地に集団で営巣する。造成地で繁殖することもある。
25	鳥類	ミサゴ科	ミサゴ			NT	NT	NT	○	留鳥。水辺（湖沼、河川、海岸、港湾）に広く出現する。
26	鳥類	タカ科	ハチクマ			NT	NT	NT		夏鳥。低山に渡来し、弥彦山麓などで見られる。
27	鳥類	タカ科	オジロワシ	天	国内	VU	EN	EN	○	冬鳥。福島潟や阿賀野川下流域などで確認されている。
28	鳥類	タカ科	オオワシ	天	国内	VU	EN	EN		冬鳥。かつて福島潟や佐潟などで観察された。
29	鳥類	タカ科	チュウヒ		国内	EN	NT	NT	○	冬鳥。湖沼や河川流域など広い湿生草地のある環境に棲み、時には山麓にも出現する。福島潟では観察例が多い。
30	鳥類	タカ科	ツミ				NT	NT		留鳥。移動個体が角田山や海岸林などで観察されている。かつて西新潟の海岸林で繁殖したこともある。
31	鳥類	タカ科	ハイタカ			NT	NT	NT		漂鳥。山林、海岸林、湖沼などで確認され、非繁殖期の観察例が角田山や福島潟などである。
32	鳥類	タカ科	オオタカ			NT	NT	VU		留鳥。海岸林などで繁殖している。秋から冬の間は湖沼や河川流域にも出現する。
33	鳥類	フクロウ科	オオコノハズク				NT	NT		市内の海岸林では例年春と秋に少数が移動している様子がわかっている。
34	鳥類	フクロウ科	コノハズク				NT	NT		夏鳥。移動期の春と秋に市内の海岸林など緑地帯を通過しているものとみられる。
35	鳥類	フクロウ科	アオバズク				NT	NT		夏鳥。初夏と秋に海岸林などで確認されている。また、神社の社叢や屋敷林に立ち寄ることもある。

表 3.2.2(25) 重要な動物種の一覧 (2/5)

番号	綱名	科名	種名	選定基準					生息の可能性	備考	
				①	②	③	④	⑤			
36	鳥類	ハヤブサ科	ハヤブサ		国内	VU	NT	NT	○	留鳥。広く市内で確認されている。非繁殖期は福島潟周辺や西新潟の田園地域での観察頻度が高い。	
37	鳥類	サンショウクイ科	サンショウクイ			VU	NT	NT		夏鳥。初夏の頃に海岸林や山地などの緑地帯で観察されている。生息確認情報は秋葉区の低山帯や角田・弥彦山麓に集中している。阿賀野川流域の河畔林でも観察例がある。	
38	鳥類	カササギヒタキ科	サンコウチョウ					NT		夏鳥。山林や海岸林などで確認されている。市内の生息記録は新津丘陵や角田・弥彦山麓に集中し、少数派海岸林でも観察されている。	
39	鳥類	モズ科	チゴモズ			CR	VU	VU		夏鳥。海岸林とその周辺で確認されている。	
40	鳥類	モズ科	アカモズ			EN	EN	VU		夏鳥。かつて海岸林やその周辺に生息していた。	
41	鳥類	ヒタキ科	コサメビタキ					NT	NT	夏鳥。海岸林や緑地帯などで確認されている。角田・弥彦山麓や新津丘陵などの山林で生息確認記録がある。	
42	鳥類	ホオジロ科	ノジコ				NT	NT	NT	○	夏鳥。移動の途中と思われる個体が湿地の草むら、河畔林、山麓のブッシュなどで観察されている。
43	鳥類	ホオジロ科	コジュリン			VU	VU	NT		夏鳥。春から秋にかけて観察され、その生息地はほぼ福島潟に限られる。	
44	両生類	イモリ科	アカハライモリ				NT	NT	EN		中央区の海岸林内で確認されている。過去に西区の黒崎、西蒲区の岩室で確認記録がある。
45	両生類	アカガエル科	ニホンアカガエル					NT	EN		北区、西区の池、沼、水田で確認されている。
46	両生類	アカガエル科	トウキョウダルマガエル				NT	VU	EN	○	過去に新潟、黒崎、味方、中之口及び巻地区で確認記録がある。
47	両生類	アカガエル科	トノサマガエル				NT	VU	VU	○	江南区、秋葉区、南区、西蒲区の水田、池、沼で確認されている。
48	両生類	サンショウウオ科	トウホクサンショウウオ				NT	NT	NT		秋葉区、西蒲区の山地・丘陵地のゆるい沢などで確認されている。
49	両生類	サンショウウオ科	クロサンショウウオ				NT	NT	NT		秋葉区、西蒲区の山地の池、沼などで確認されている。
50	両生類	サンショウウオ科	ハコネサンショウウオ					NT	NT		西蒲区の山地の沢などで確認されている。
51	両生類	ヒキガエル科	アズマヒキガエル					NT	NT	○	北区、東区、中央区、江南区、西区、西蒲区の池沼などで広範囲に確認されている。
52	両生類	アオガエル科	モリアオガエル					NT	NT	○	市内では、すべての区の山地や池沼で広く確認されている。
53	淡水魚類	ヤツメウナギ科	スナヤツメ			VU	NT	VU			山麓の小河川で確認されている。
54	淡水魚類	ヤツメウナギ科	カワヤツメ			VU	VU	VU			阿賀野川、信濃川に毎年遡上する。
55	淡水魚類	ウナギ科	ウナギ			EN	VU	NT			佐潟では放流が行われており、毎年捕獲されている。
56	淡水魚類	コイ科	ヤリタナゴ				NT	NT	NT	○	支川や農業用水路で確認されている。
57	淡水魚類	コイ科	アカヒレタビラ			EN		NT	○		支川や農業用水路で確認されている。
58	淡水魚類	コイ科	ゼニタナゴ			CR	EX	EX			新潟市絶滅。かつて西蒲区にあった鑑潟から記録がある。江南区でも昭和30年代の生息情報があったが、現在ではまったく確認できない。
59	淡水魚類	コイ科	アブラハヤ						LP		限られた山麓の小河川で確認されている。
60	淡水魚類	コイ科	マルタ					NT	○		信濃川や阿賀野川に産卵のために遡上する。
61	淡水魚類	コイ科	ウケクチウグイ			EN	VU	NT	○		信濃川、阿賀野川その他、湖沼でも確認されている。
62	淡水魚類	フクドジョウ科	ホトケドジョウ			EN	VU	VU			山麓の水田地帯の水路や細流で確認されている。
63	淡水魚類	アカザ科	アカザ			VU	NT	NT			過去に豊栄、新津及び潟東地区で確認記録がある。
64	淡水魚類	キュウリウオ科	ワカサギ					NT	NT		かつて鳥屋野潟や福島潟が海と繋がっていた頃は、湖内で漁獲された。現在でも、信濃川や阿賀野川では、数は少ないが、春の産卵期に遡上が見られる。
65	淡水魚類	サケ科	サクラマス(ヤマメ)				NT	NT	NT		ヤマメが阿賀野川支川で確認されており、サクラマスが信濃川、阿賀野川の下流域を通過して降海、遡河している。
66	淡水魚類	トゲウオ科	イトヨ日本海型				LP	EN	EN		ごく希に阿賀野川下流部などで確認される程度である。県内各地では河川下流域や用水路で普通に見られたが、近年激減している。
67	淡水魚類	トゲウオ科	イバラトミヨ				LP	EN	EX		新潟市絶滅。かつて信濃川河口付近の沼垂に生息していた記録があるが、現在では生息可能な環境は存在しない。
68	淡水魚類	メダカ科	メダカ北日本集団			VU	NT	NT	○		小河川や農業用水路、池沼などで確認されている。
69	淡水魚類	カジカ科	カマキリ			VU	NT	NT			小河川の下流部で確認されており、信濃川、阿賀野川では春季に2cm前後に育った幼魚が遡上する。
70	淡水魚類	カジカ科	カジカ中卵型			EN	VU	NT			信濃川および阿賀野川で、成魚や遡上中の幼魚が確認されている。

表 3.2.2(25) 重要な動物種の一覧 (3/5)

番号	綱名	科名	種名	選定基準					生息の可能性	備考
				①	②	③	④	⑤		
71	淡水魚類	カジカ科	カジカ大卵型			NT	NT	NT		市内の生息地は、丘陵の上流部に限られる。
72	淡水魚類	ハゼ科	ミミズハゼ					NT		小河川の河口付近で確認されている。
73	淡水魚類	ハゼ科	シロウオ			VU	VU	NT		小河川の河口付近で確認されている。
74	淡水魚類	ハゼ科	ルリヨシノボリ					NT		小河川で確認されている。流れの速い山地流に棲む。
75	大型水生甲殻類	ヌマエビ科	ミズレヌマエビ					NT	○	河川の下流部で確認されている。
76	大型水生甲殻類	ヌマエビ科	ヌカエビ				VU	NT	○	水草が茂った河川や池沼で確認されている。
77	大型水生甲殻類	テナガエビ科	テナガエビ				NT	NT	○	河川や池沼で確認されている。
78	大型水生甲殻類	テナガエビ科	スジエビ				NT	NT	○	湖沼や河川で確認されている。
79	大型水生甲殻類	サワガニ科	サワガニ					NT		丘陵地を流れる細流で確認されている。
80	大型水生甲殻類	ベンケイガニ科	クロベンケイガニ					NT	○	河川や農業用水路で確認されている。かつては市街地の水路や堀でも見られたという。
81	大型水生甲殻類	ベンケイガニ科	アカテガニ					NT	○	河川の河口付近で確認されているが、数は少ない。かつては市街地の水路や堀でも見られたという。
82	昆虫類	アオイトトンボ科	コバネアオイトトンボ			EN	VU	EN		かつて数ヶ所の生息地が記録されていたが、近年はまったく確認されていない。
83	昆虫類	イトトンボ科	オオセスジイトトンボ			EN	EN	EN		北区と西区の池沼で確認された。
84	昆虫類	モノサシトンボ科	オオモノサシトンボ			EN	EN	EN		北区、東区、西区の池沼で確認された。
85	昆虫類	カワトンボ科	アオハダトンボ			NT	VU	EN		1950年代に西蒲区(巻)での確認記録がある。
86	昆虫類	ヤンマ科	ネアカヨシヤンマ			NT	NT	EN		1950年代に西蒲区(巻)での確認記録がある。
87	昆虫類	ヤンマ科	アオヤンマ			NT	NT	NT		
88	昆虫類	ヤンマ科	マダラヤンマ			NT	VU	VU		過去には旧市域や北区(豊栄)、西蒲区(巻)での確認記録がある。
89	昆虫類	ヤンマ科	カトリヤンマ				VU	EN		1950年代に秋葉区(新津)、西蒲区(巻)での確認記録がある。
90	昆虫類	サナエトンボ科	オナガサナエ					NT		秋葉区の丘陵地の沢筋で確認されている。
91	昆虫類	サナエトンボ科	ホンサナエ				VU	VU		過去には旧市域、秋葉区(新津)、西蒲区(巻)などでの確認記録がある。
92	昆虫類	サナエトンボ科	ナゴヤサナエ				VU	NT	○	いくつかの区の大河川や中小河川で確認されている。
93	昆虫類	サナエトンボ科	メガネサナエ				VU	EN	EN	1950年代に秋葉区(新津)、西蒲区(巻)での確認記録がある。
94	昆虫類	エゾトンボ科	トラフトンボ				NT	NT		北区や東区などの抽水植物、浮葉植物の多い池沼で確認されている。
95	昆虫類	トンボ科	ベッコウトンボ			CR	EX	EX		新潟市絶滅。かつて西蒲原の鑑潟に生息したが、同潟の消失以降、県内全域で絶滅したと考えられる。
96	昆虫類	トンボ科	オオキトンボ			EN	EN	EN		1950年代に旧市域、西蒲区(巻)、北区(豊栄)などでの確認記録がある。
97	昆虫類	カマキリ科	ヒナカマキリ					LP		過去には西蒲区(岩室、巻)の海岸部で確認記録がある。
98	昆虫類	カマキリ科	ハラビロカマキリ				NT	NT	○	旧市域の住宅地、湖沼、西蒲区の海岸砂丘で確認されている。
99	昆虫類	カマキリ科	ウスバカマキリ			DD		NT	○	旧市域や西蒲区の海岸部で生息が確認されている。
100	昆虫類	キリギリス科	オオクサキリ				NT	NT		西蒲区の海岸部で生息が確認されている。ヨシやススキ群落に生息する。
101	昆虫類	キリギリス科	カヤキリ				NT	NT		西蒲区の海岸部や北区の湖沼で生息が確認されている。ススキやヨシの群落が生息場所である。
102	昆虫類	マツムシ科	マツムシ					LP		西蒲区の海岸部で生息が確認されている。
103	昆虫類	コオロギ科	クマコオロギ					LP		過去には旧市域や西区(黒崎)や西蒲区(巻)での確認記録がある。
104	昆虫類	コオロギ科	クマズムシ					LP		西蒲区の海岸部で生息が確認されている。
105	昆虫類	ヒバリモドキ科	ナギサスズ					LP		過去には西蒲区(岩室、巻)の海岸部で確認記録がある。

表 3.2.2(25) 重要な動物種の一覧 (4/5)

番号	綱名	科名	種名	選定基準					生息の可能性	備考
				①	②	③	④	⑤		
106	昆虫類	バッタ科	アカハネバッタ		国内	CR		EN		過去には西蒲区(巻)の記録がある。
107	昆虫類	バッタ科	ヤマトバッタ					NT		西区の海岸で生息が確認されている。
108	昆虫類	セミ科	ハルゼミ				NT	NT		西蒲区の山地でわずかに鳴き声が確認されている。
109	昆虫類	ハナカメムシ科	ズイムシハナカメムシ			NT	VU	VU		市内で確認されていない。県内では北蒲原や佐渡で記録がある。
110	昆虫類	ツチカメムシ科	ハマベツチカメムシ				NT	NT		中央区の海岸地域で確認されている。
111	昆虫類	アメンボ科	ババアメンボ			NT	NT	NT		北区及び西区の池沼で確認されている。
112	昆虫類	イトアメンボ科	イトアメンボ			VU	NT	NT		池沼、河川、水田の水際部の雑草間に生息する種であり、かつては広く分布していたものと思われるが、確実な記録は北区の福島潟である。
113	昆虫類	コオイムシ科	コオイムシ			NT	NT	NT		北区の湖沼で確認されている。
114	昆虫類	コオイムシ科	タガメ			VU	EN	EN		かつては各地の水田に普通に見られたが、近年の確実な記録はない。
115	昆虫類	タイコウチ科	タイコウチ				EN	EN		北区、秋葉区の湖沼や水田地帯で確認されている。
116	昆虫類	セセリチョウ科	ホソバセセリ				NT	VU		過去には岩室、間瀬、角田山など西蒲区での採集・観察記録がある。
117	昆虫類	タテハチョウ科	ホシミスジ				NT	VU		過去には秋葉区の新津丘陵での採集記録がある。
118	昆虫類	タテハチョウ科	オオムラサキ			NT	NT	VU		1950年代には新津地区での観察記録がある。
119	昆虫類	アゲハチョウ科	ギフチョウ			VU	NT	NT		西蒲区(角田・弥彦山系)や秋葉区(新津丘陵)などで確認されている。
120	昆虫類	ツトガ科	ムナカタミズメイガ			NT	NT	VU		1960年代には東区(じゅんさい池)に生息していた。
121	昆虫類	シャクガ科	フチグロトゲエダシャク				NT	LP		西蒲区の海岸部で生息が確認された。
122	昆虫類	シャクガ科	カバシタムクゲエダシャク			CR	EN	EN		旧市域(関屋浜)に1950年代後半に生息していたが、その後全く確認されておらず、絶滅が危惧される。
123	昆虫類	ヤマユガ科	シンジュサン				LP	LP		弥彦山の市域から1個体が確認された。
124	昆虫類	ヤガ科	ハマヤガ			NT	NT	NT		北区、西区、西蒲区の海岸部で確認された。
125	昆虫類	ヤガ科	ヤヒコカラスヨトウ				NT	NT		弥彦山の市域からわずか1個体が確認されたのみである。
126	昆虫類	ヤガ科	コシロシタバ			NT	NT	NT		1950年代までは旧市域のクヌギ林に生息していたが、絶滅した。西蒲区や秋葉区の里山に生息している可能性があるが、確認できていない。
127	昆虫類	ヤガ科	フシキキシタバ				LP	LP		秋葉区の丘陵地において生息を確認した。
128	昆虫類	ヤガ科	アオモンギンセダカモクメ			NT	NT	NT		北区の海岸部で確認された。1950年代から60年代中頃まで旧市域の数ヶ所から記録されている。
129	昆虫類	ヤガ科	イチモジヒメヨトウ			VU	NT	NT		1963年に西蒲区(西川)で1個体が採集されただけで、県内の他の記録もない。
130	昆虫類	オサムシ科	アカガネオサムシ				NT	NT		中央区(鳥屋野潟)と北区(福島潟)で確認された。
131	昆虫類	オサムシ科	マークオサムシ			VU	EN	EN		過去には北区(豊栄)での確認記録がある。
132	昆虫類	オサムシ科	エチゴトックリゴミムシ			NT	NT	NT		北区(福島潟)において確認記録がある。
133	昆虫類	オサムシ科	オオヒョウタンゴミムシ			NT	LP	LP		新潟東区の工事現場で得られた1個体が唯一の記録である(1998)。
134	昆虫類	ハンミョウ科	ハラビロハンミョウ			VU	NT	NT		1950年代には西蒲区(巻)での確認記録がある。
135	昆虫類	ハンミョウ科	カワラハンミョウ			EN	NT	NT		過去には旧市域や、秋葉区(新津)、西蒲区(巻)から記録されている。
136	昆虫類	ゲンゴロウ科	ゲンゴロウ			VU	NT	NT	○	かつては各地の湖沼や水田に生息していたものと思われる。
137	昆虫類	ゲンゴロウ科	コガタノゲンゴロウ			VU	NT	NT		1958年に旧市域で採集された記録がある。
138	昆虫類	ゲンゴロウ科	シャープゲンゴロウモドキ		国内	CR	EN	EN		古く北区(豊栄)での確認記録がある。
139	昆虫類	ガムシ科	エゾコガムシ			NT	NT	NT		過去には北区(福島潟)での確認記録がある。
140	昆虫類	ハムシ科	オオルリハムシ			NT	NT	NT	○	阿賀野川、信濃川沿いの水湿地と福島潟とその周辺湿地(北区)で確認されている。

表 3.2.2(25) 重要な動物種の一覧 (5/5)

番号	綱名	科名	種名	選定基準					生息の可能性	備考
				①	②	③	④	⑤		
141	陸・淡水産貝類	タニシ科	マルタニシ			VU	NT	NT	○	海岸林付近や水田地帯で確認されている。
142	陸・淡水産貝類	タニシ科	オオタニシ			NT		NT	○	湖沼、水田、用水路で確認されている。
143	陸・淡水産貝類	イツマデガイ科	ニクイロシブキツボ			NT	NT	VU		過去に岩室地区や巻地区で確認記録がある。
144	陸・淡水産貝類	エゾマメタニシ科	マメタニシ			CR	NT	EN	○	水田地帯で確認されている。
145	陸・淡水産貝類	ミズゴマツボ科	ミズゴマツボ			VU		NT	○	河川や用水路で確認されている。
146	陸・淡水産貝類	モノアラガイ科	コシダカヒメモノアラガイ			DD		NT	○	湖沼や用水路などで確認されている。
147	陸・淡水産貝類	モノアラガイ科	モノアラガイ			NT	NT	NT	○	湖沼や用水路などで確認されている。
148	陸・淡水産貝類	モノアラガイ科	ヒメオカモノアラガイ					NT	○	湖沼や用水路で確認されている。
149	陸・淡水産貝類	モノアラガイ科	ナガオカモノアラガイ			NT	NT	NT	○	湖沼や河川、用水路で確認されている。
150	陸・淡水産貝類	ヒラマキガイ科	カワネジガイ			CR	EN	EN		過去に新潟地区で確認記録がある。
151	陸・淡水産貝類	ヒラマキガイ科	ヒダリマキモノアラガイ			CR+EN	EN	EN		過去に新潟地区で確認記録がある。
152	陸・淡水産貝類	ヒラマキガイ科	ヒラマキミズマイマイ			DD		NT	○	水田や池沼で確認されている。
153	陸・淡水産貝類	ヒラマキガイ科	ミズコハクガイ			VU	VU	EN		湖沼で確認されている。
154	陸・淡水産貝類	ヒラマキガイ科	ヒラマキガイモドキ			NT		NT	○	農業用水路で確認されている。
155	陸・淡水産貝類	インガイ科	カラスガイ			EN	NT	VU	○	湖沼や農業用水路で確認されている。
156	陸・淡水産貝類	インガイ科	マツカサガイ			NT	NT	EN	○	過去に新潟地区で確認記録がある。河川や用水路などに生息している。
157	陸・淡水産貝類	シジミ科	マシジミ			VU	NT	VU	○	河川や用水路で確認されている。
158	陸・淡水産貝類	マメシジミ科	ハイイロマメシジミ					VU		丘陵で確認されている。
159	陸・淡水産貝類	マメシジミ科	ウエジマメシジミ					VU		丘陵で確認されている。
160	陸・淡水産貝類	マメシジミ科	アッケシマメシジミ					VU		丘陵で確認されている。
161	陸・淡水産貝類	キバサナギガイ科	スナガイ			NT		EN		海岸緑地で確認された。
162	陸・淡水産貝類	キバサナギガイ科	ナタネキバサナギガイ			VU	VU	EN		湖沼で確認されている。
163	陸・淡水産貝類	ミジンマイマイ科	ミジンマイマイ					EN		海岸緑地で確認された。
164	陸・淡水産貝類	クチミゾガイ科	マツシマクチミゾガイ			VU	VU	EN		丘陵で確認されている。
165	陸・淡水産貝類	ナタネガイ科	ハリマナタネ					VU		湖沼周辺で確認されている。
166	陸・淡水産貝類	ベッコウマイマイ科	ヒラベッコウガイ			DD		NT		山地で確認されている。
167	陸・淡水産貝類	ベッコウマイマイ科	キヌツヤベッコウ			DD		NT		山地で確認されている。
168	陸・淡水産貝類	ベッコウマイマイ科	オオウエキビ			DD		NT		丘陵で確認されているが、1個体の死殻である。
169	陸・淡水産貝類	ベッコウマイマイ科	ヒメカサキビ			NT		NT		山地で確認されている。
170	陸・淡水産貝類	オナジマイマイ科	トウキョウコオオベソマイマイ			NT	NT	NT		丘陵地や山地で確認されている。

注) 重要な種の選定基準は以下のとおりである。

①文化財保護法

特天：特別天然記念物、天：天然記念物

②絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律

国内：国内希少野生動物種、国際：国際希少野生動物種、特定：特定国内希少野生動物種、緊急：緊急指定種

③環境省レッドリスト2020

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群

④新潟県第2次レッドリスト

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

⑤大切にしたい野生生物-新潟市レッドデータブック-

EX：絶滅、EW：野生絶滅、EN：絶滅危惧Ⅰ類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、LP：地域個体群

生息の可能性：当該動物種の確認された地区及び生息環境から、対象事業実施想定区域及びその周辺にその種が生育する可能性がある場合に「○」を付した。

出典：「大切にしたい野生生物-新潟市レッドデータブック-」（平成22年3月 新潟市）

表 3.2.2(26) 重要な植物種の一覧 (1/6)

番号	科名	種名	選定基準					生育の可能性	備考	
			①	②	③	④	⑤			
1	イワヒバ科	ヒモカズラ				VU	VU		岩上に生える常緑性シダ。海岸近くの山地で確認されている。	
2	ミズニラ科	ミズニラ				NT	EN	○	沈水～湿生の夏緑性シダ。過去に確認記録がある。	
3	トクサ科	イヌドクサ				NT	NT		常緑性シダ。海岸砂丘で確認されている。	
4	ハナヤスリ科	ハマハナヤスリ				EN	EN		海岸近くの湿った砂地に生える夏緑性のシダ。過去に新潟地区で確認記録がある。	
5	ウラジロ科	ウラジロ				NT	NT		常緑性シダ。山地や丘陵で確認されている。	
6	デンジソウ科	デンジソウ				VU	EW	EW	新潟市野生絶滅。水生シダ。湖沼（植栽）	
7	サンショウモ科	オオアカウキクサ				EN	EN	EW	新潟市野生絶滅。水生シダ。過去に新潟地区で確認記録がある。	
8	サンショウモ科	サンショウモ				VU	VU	VU	○	一年生の水生シダ。池沼や水田で確認されている。
9	イノモトソウ科	ミズワラビ				NT	NT	○	浅い水中または湿地に生える一年生シダ。主に休耕田で確認されている。	
10	イノモトソウ科	タチシノブ				VU	VU		常緑性シダ。丘陵で確認されている。	
11	イノモトソウ科	イノモトソウ				VU	VU		常緑性シダ。丘陵で確認されている。	
12	イノモトソウ科	オオバノハチジョウシダ				NT	NT		常緑性シダ。丘陵で確認されている。	
13	チャセンシダ科	コバノヒノキシダ				LP	LP		岩上や石垣上に生える常緑性シダ。丘陵で確認されている。	
14	ヒメシダ科	ハシゴシダ				VU	VU		常緑性シダ。丘陵で確認されている。	
15	ヌリワラビ科	ヌリワラビ					LP		夏緑性シダ。山地で確認されている。	
16	メシダ科	タニイヌワラビ				VU	VU		常緑性シダ。丘陵で確認されている。	
17	オシダ科	ツルデンダ				NT	NT		やや湿った岩上に生える常緑性シダ。丘陵で確認されている。	
18	オシダ科	イノデモドキ				VU	VU		常緑性シダ。山地で確認されている。	
19	オシダ科	ヒメカナワラビ				VU	VU		常緑性シダ。丘陵で確認されている。	
20	シノブ科	シノブ				EN	EN		岩上や樹幹に着く夏緑性シダ。山地で確認されている。	
21	ヒノキ科	ハイネズ				VU	EN		常緑低木。過去に新潟、岩室地区で確認記録がある。	
22	ジュンサイ科	ジュンサイ				VU	EN		沈水植物。湖沼で確認されている。	
23	スイレン科	オニバス				VU	VU	VU	浮葉植物。湖沼や池沼で確認されている。	
24	スイレン科	ヒツジグサ				VU	EW		新潟市野生絶滅。浮葉植物。新潟、豊栄、岩室、潟東及び巻地区で確認記録がある。	
25	マツブサ科	サネカズラ				VU	VU		常緑のつる性木本。山地や丘陵で確認されている。	
26	ドクダミ科	ハンゲショウ				VU	EN		多年草。湖沼の岸部や湿地で確認されている。	
27	ウマノスズクサ科	ウマノスズクサ				NT	VU	○	多年草。河川付近で確認されている。	
28	ウマノスズクサ科	コシノカンアオイ				NT	NT	NT	多年草。山地や丘陵で確認されている。	
29	クスノキ科	ヤマコウバシ				VU	EN	○	落葉低木。湖沼周辺や農村集落付近で確認されている。	
30	サトイモ科	ヒメザゼンソウ					NT		多年草。山地で確認されている。	
31	オモダカ科	サジオモダカ				VU	VU	○	多年草、抽水植物。河川の止水域で確認されている。	
32	オモダカ科	マルバオモダカ				VU	EN	EW	新潟市野生絶滅。抽水～浮葉植物。過去に新潟、豊栄地区で確認記録がある。	
33	オモダカ科	アギナシ				NT	NT	EN	○	多年草。過去に新潟、豊栄及び潟東地区で確認記録がある。
34	オモダカ科	ウリカワ				VU	EN	○	多年草。水田地帯で確認されている。	
35	トチカガミ科	スプタ				VU	VU	EW	新潟市野生絶滅。沈水植物。過去に新潟、豊栄地区で確認記録がある。	

表 3.2.2(26) 重要な植物種の一覧 (2/6)

番号	科名	種名	選定基準					生育の可能性	備考		
			①	②	③	④	⑤				
36	トチカガミ科	クロモ				VU	VU	○	多年草、沈水植物。河川、湖沼、池沼、水田地帯などで確認されている。		
37	トチカガミ科	トチカガミ				NT	VU	VU	○	多年草、浮葉植物。池沼や水路などで確認されている。	
38	トチカガミ科	イトトリゲモ				NT	EN	EN		沈水植物。丘陵で確認されている。	
39	トチカガミ科	トリゲモ				VU	EN	EW		新潟市野生絶滅。沈水植物。過去に新潟、豊栄、潟東及び巻地区で確認記録がある。	
40	トチカガミ科	ミズオオバコ				VU	VU	VU	○	一年草、沈水植物。水路などで確認されている。	
41	トチカガミ科	コウガイモ				VU	VU	○	多年草、沈水植物。河川や水路などで確認されている。		
42	トチカガミ科	セキショウモ				VU	EN	○	沈水植物。河川で確認されている。		
43	ヒルムシロ科	イトモ				NT	VU	EW		新潟市野生絶滅。沈水植物。過去に新潟、豊栄、岩室、潟東及び巻地区で確認記録がある。	
44	ヒルムシロ科	エゾヤナギモ					EN	EW		新潟市野生絶滅。沈水植物。過去に豊栄地区で確認記録がある。	
45	ヒルムシロ科	コバノヒルムシロ				VU	EN	EW		新潟市野生絶滅。沈水～浮葉植物。過去に新潟、豊栄及び潟東地区で確認記録がある。	
46	ヒルムシロ科	センニンモ				VU	EN	○	沈水植物。河川付近や水田地帯で確認されている。		
47	ヒルムシロ科	オヒルムシロ				VU	EN		浮葉植物。池沼で確認されている。		
48	ヒルムシロ科	ヒロハノエビモ				VU	EW		新潟市野生絶滅。沈水植物。過去に湖沼で確認されている。		
49	ヒルムシロ科	ササバモ					EN	EW		新潟市野生絶滅。沈水～浮葉植物。過去に豊栄地区で確認記録がある。	
50	ヒルムシロ科	ヒメオヒルムシロ					NT	VU	○	浮葉植物。水田地帯や河川付近で確認されている。	
51	ヒルムシロ科	オオミズヒキモ (カモガワモ)					EN	EN	○	沈水～浮葉植物。河川で確認されている。	
52	ヒルムシロ科	アイノコヒルムシロ						VU	○	沈水植物。水田地帯で確認されている。	
53	ユリ科	キバナノアマナ					NT	NT		多年草。山地で確認されている。	
54	ユリ科	スカシユリ						NT	NT	多年草。海岸近くの山地で確認されている。	
55	ラン科	エビネ					NT	VU	VU	多年草。山地、丘陵で確認されている。	
56	ラン科	ギンラン							NT	多年草。山地で確認されている。	
57	ラン科	キンラン					VU	VU	VU	多年草。丘陵で確認されている。	
58	ラン科	クマガイソウ					VU	EN	EW	新潟市野生絶滅。過去に新津丘陵や弥彦山系で確認記録がある。	
59	ラン科	カキラン							NT	多年草。海岸近くの水湿地で確認されている。	
60	ラン科	ミズトンボ					VU	VU	EW	新潟市野生絶滅。過去に新潟地区で確認記録がある。	
61	ラン科	ホクリクムヨウラン					VU	VU		多年草、腐生植物。丘陵で確認されている。	
62	ラン科	ミズチドリ					VU	EW		新潟市野生絶滅。多年草。過去に新潟地区で確認記録がある。	
63	ラン科	イイヌマムカゴ					EN	EN	EN	山地の林下に生える多年草。山地に希に生育している。	
64	ラン科	ヒトツボクロ					VU	VU		常緑の多年草。山地や丘陵で確認されている。	
65	ラン科	ヒメノヤガラ					VU	LP	LP	多年草、腐生植物。市内現地調査で確認されていない。	
66	ラン科	トケンラン					VU	EN	EN	落葉広葉樹林内に生える多年草。山地に希に生育している。	
67	アヤメ科	ヒオウギ						LP	EN	多年草。山地で確認されている。	
68	アヤメ科	ノハナショウブ							NT	多年草。海岸で確認されている。	
69	アヤメ科	カキツバタ					NT	VU	VU	○	多年草、湿生植物。湖沼付近や湿地帯で確認されている。
70	クサスギカズラ科	ヒメイズイ					VU	VU	○	多年草。池沼や草原などで確認されている。	

表 3.2.2(26) 重要な植物種の一覧 (3/6)

番号	科名	種名	選定基準					生育の可能性	備考		
			①	②	③	④	⑤				
71	クサスギカズラ科	オモト				NT	NT		多年草。海岸林や丘陵などで確認されている。		
72	ミズアオイ科	ミズアオイ				NT	VU	VU	○	一年草、抽水植物。河川や湖沼で確認されている。	
73	ガマ科	ミクリ				NT	NT	NT	○	多年草、抽水植物。河川付近や水田地帯で確認されている。	
74	ガマ科	ヤマトミクリ				NT	VU	EN		抽水植物。山麓の湿地にわずかながら生育している。	
75	ガマ科	ナガエミクリ				NT	NT	NT	○	多年草。用水路で確認されている。	
76	カヤツリグサ科	シラスゲ					LP	VU		多年草。山地や海岸林内で確認されている。	
77	カヤツリグサ科	ムジナスゲ					LP	EW		新潟市野生絶滅。多年草。過去に新潟地区で確認記録がある。	
78	カヤツリグサ科	ヤガミスゲ					NT	NT	○	多年草。河川や湖沼の周辺で確認されている。	
79	カヤツリグサ科	ミコシガヤ					VU	VU	○	多年草。河川付近で確認されている。	
80	カヤツリグサ科	アワボスゲ					VU	EN	○	多年草。過去に新潟地区で確認記録がある。	
81	カヤツリグサ科	ツルスゲ					EW	EW		新潟市野生絶滅。多年草。過去に新潟、豊栄地区で確認記録がある。	
82	カヤツリグサ科	オニナルコスゲ					VU	VU	○	多年草。河川付近で確認されている。	
83	カヤツリグサ科	ヒナガヤツリ						NT	○	一年草。水田地帯で確認されている。	
84	カヤツリグサ科	スジヌマハリイ					VU	VU	EN	○	水生・湿生植物。過去に新潟、岩室地区で確認記録がある。
85	カヤツリグサ科	クロテンツキ						EN	○	一年草または多年草。過去に豊栄、小須戸、岩室及び巻地区で確認記録がある。	
86	カヤツリグサ科	アオテンツキ						NT	○	一年草。湖沼付近の湿地で確認されている。	
87	カヤツリグサ科	ピロードテンツキ					VU	VU		多年草。海岸砂丘で確認されている。	
88	カヤツリグサ科	ヒンジガヤツリ						NT	○	一年草。河川や湖沼付近の湿地で確認されている。	
89	カヤツリグサ科	ヒメホタルイ					VU	EN	○	水生・湿生植物。過去に新潟、巻地区で確認記録がある。	
90	カヤツリグサ科	ツルアブラガヤ					NT	NT	○	多年草、抽水植物。河川付近の湿地などで確認されている。	
91	イネ科	カモノハシ					VU	EN	○	多年草。過去に新潟地区で確認記録がある。	
92	イネ科	アイアシ					VU	VU		多年草。海岸で確認されている。	
93	マツモ科	マツモ					VU	VU	○	沈水植物。河川や池沼、用水路などで確認されている。	
94	メギ科	サンカヨウ						EN		多年草。過去に岩室、巻地区で確認記録がある。	
95	キンポウゲ科	フクジュソウ					VU	EN		多年草。山地や丘陵で確認されている。	
96	キンポウゲ科	オオミスミソウ					LP	NT		多年草。山地で確認されている。	
97	ボタン科	ヤマシャクヤク				NT	VU	VU		多年草。山地で確認されている。	
98	ユキノシタ科	ハルユキノシタ					VU	VU		多年草。山地で確認されている。	
99	タコノアシ科	タコノアシ				NT	VU	VU	○	多年草。河川付近で確認されている。	
100	アリノトウグサ科	オグラノフサモ					VU	VU	EW	新潟市野生絶滅。水生植物。	
101	アリノトウグサ科	ホザキノフサモ					VU	EN	○	沈水植物。河川付近、池沼、水路などで確認されている。	
102	アリノトウグサ科	タチモ				NT	VU	EN	○	水生植物。過去に新潟、豊栄地区で確認記録がある。	
103	マメ科	マルバハギ					NT	NT		落葉低木。丘陵で確認されている。	
104	マメ科	イヌハギ					VU	VU	VU	○	多年草。住宅地で確認されている。
105	バラ科	ズミ						EN	○	落葉低木。過去に新潟、岩室及び巻地区で確認記録がある。	

表 3.2.2(26) 重要な植物種の一覧 (4/6)

番号	科名	種名	選定基準					生育の可能性	備考	
			①	②	③	④	⑤			
106	バラ科	カワラサイコ				VU	EN	○	多年草。新潟、岩室及び巻地区で確認記録がある。	
107	バラ科	ハマナス				VU	VU		落葉低木。海岸砂丘で確認されている。	
108	バラ科	フユイチゴ				LP	LP		常緑低木。山地や丘陵で確認されている。	
109	バラ科	ミヤマフユイチゴ				LP	LP		常緑低木。過去に新潟地区で確認記録がある。	
110	バラ科	サナギイチゴ				VU	VU	VU	落葉低木。過去に岩室地区で確認されている。	
111	バラ科	ワレモコウ				VU	EN	○	多年草。過去に新潟地区で確認記録がある。	
112	バラ科	アイズシモツケ				VU	VU		落葉低木。山地で確認されている。	
113	ブナ科	スダジイ				LP	LP		常緑高木。山地などで確認されている。	
114	ブナ科	アカガシ				LP	LP		常緑高木。丘陵で確認されている。	
115	ブナ科	ウラジログシ					LP	○	常緑高木。丘陵や集落付近で確認されている。	
116	ニシキギ科	ニシキギ				NT	NT	○	落葉低木。海岸林内や農村集落付近で確認されているが、それらのほとんどは植栽である。	
117	ヤナギ科	ジャヤナギ				LP	LP		落葉高木。山地や湖沼付近で確認されている。	
118	スミレ科	テリハタチツボスミレ					NT		多年草。山地で確認されている。	
119	スミレ科	イソスミレ				VU	VU	EN	○	多年草。過去に新潟、岩室及び巻地区で確認記録がある。
120	スミレ科	ヒカゲスミレ				VU	VU		多年草。山地や丘陵で確認されている。	
121	オトギリソウ科	トモエソウ				VU	VU	○	多年草。河川付近で確認されている。	
122	ミソハギ科	エゾミソハギ					EN	○	多年草。過去に新潟、新潟、岩室及び巻地区で確認記録がある。	
123	ミソハギ科	ミズマツバ				VU	VU	VU	○	一年草。水田地帯で確認されている。
124	ミソハギ科	ヒメビシ				VU	VU	EN		浮葉植物。湖沼で確認されている。
125	アカバナ科	ミズユキノシタ					NT	NT	○	多年草。河川付近や湿地で確認されている。
126	ムクロジ科	カラコギカエデ					LP		落葉小高木。丘陵で確認されている。	
127	アブラナ科	ハマハタザオ					NT		越年草。海岸砂丘で確認されている。	
128	アブラナ科	ミズタガラシ				EN	EN	○	越年草。過去に湿地に生育していた。	
129	アブラナ科	オオユリワサビ				VU	VU		多年草。山地で確認されている。	
130	オオバヤドリギ科	マツグミ				VU	EN		常緑低木。モミ、ツガ、マツなどの針葉樹の枝や幹に半寄生する。丘陵で確認記録がある。	
131	タデ科	ナガバノウナギツカミ				NT	EN	EN	一年草。過去に豊栄地区で確認記録がある。	
132	タデ科	サデクサ					VU	VU	湿生植物。湖沼付近の湿地で確認されている。	
133	タデ科	ヌカボタデ				VU	VU	VU	一年草。湖沼付近の湿地で確認されている。	
134	タデ科	ノダイオウ				VU	VU	VU	○	多年草。河川付近で確認されている。
135	ナデシコ科	ハマハコベ				VU	VU		多年草。海岸で確認されている。	
136	ハマミズナ科	ツルナ				VU	VU		海岸砂地に生える多年草。海岸で確認されている。	
137	アジサイ科	クサアジサイ				LP	LP		多年草。山地で確認されている。	
138	サクラソウ科	カラタチバナ				VU	VU		常緑小低木。丘陵で確認されている。	
139	サクラソウ科	ヤナギトラノオ				EN	EN		多年草。湖沼周辺の湿地で確認されている。	
140	サクラソウ科	ハイハマボッサ				NT	VU	VU	多年草。山地や丘陵で確認されている。	

表 3.2.2(26) 重要な植物種の一覧 (5/6)

番号	科名	種名	選定基準					生育の可能性	備考
			①	②	③	④	⑤		
141	アカネ科	キクムグラ				LP	LP	○	多年草。過去に新潟、巻地区で確認記録がある。
142	リンドウ科	アケボノソウ					VU		二年草。山地で確認されている。
143	キョウチクトウ科	スズサイコ			NT	VU	EN		多年草。海岸付近で確認されている。
144	キョウチクトウ科	バシクルモン			VU	EN	EN		多年草。海岸付近で確認されている。
145	ナス科	マルバノホロシ				LP	LP	○	多年草。水田地帯で確認されている。
146	ムラサキ科	ホタルカズラ				VU	VU		多年草。山地で確認されている。
147	ムラサキ科	スナビキソウ				NT	NT		多年草。海岸で確認されている。
148	オオバコ科	アワゴケ					NT		一年草。山地や丘陵で確認されている。
149	オオバコ科	マルバノサワトウガラシ			VU	EN	EN	○	一年草。湖沼や水田地帯で確認されている。
150	オオバコ科	サワトウガラシ				NT	NT	○	一年草、湿生植物。水田地帯で確認されている。
151	オオバコ科	アブノメ				VU	VU	○	一年草、抽水～湿生植物。水田地帯で確認されている。
152	オオバコ科	オオアブノメ			VU	VU	VU	○	一年草。河川の止水域で確認されている。
153	オオバコ科	キクモ					NT	○	多年草。水田地帯や河川付近で確認されている。
154	オオバコ科	エゾオオバコ					NT	NT	多年草。海岸で確認されている。
155	オオバコ科	トウオオバコ					NT	NT	多年草。海岸で確認されている。
156	オオバコ科	ヒシモドキ			EN	EN	EW		新潟市野生絶滅。浮葉植物。新潟、豊栄、岩室、湯東及び巻地区で確認記録がある。
157	オオバコ科	イヌノフグリ			VU	VU	EN	○	越年草。過去に白根、豊栄、岩室及び巻地区で確認記録がある。
158	オオバコ科	カワヂシャ			NT	NT	NT	○	越年草、湿生植物。河川付近で確認されている。
159	ゴマノハグサ科	エチゴトラノオ					NT	NT	多年草。海岸で確認されている。
160	アゼナ科	アゼナ					NT	○	一年草。湿生植物で水田雑草として知られる。水田地帯や河川付近で確認されている。
161	アゼナ科	ウリクサ					NT	○	一年草。水田地帯や丘陵で確認されている。
162	シソ科	シソバツナミ					EN		多年草。丘陵で確認されている。
163	シソ科	ナミキソウ				NT	EN	○	多年草。過去に新潟、豊栄、岩室及び巻地区で確認記録がある。
164	シソ科	ハマゴウ				NT	NT		落葉低木。海岸で確認されている。
165	ハマウツボ科	オオナンバンギセル					NT	VU	一年草、寄生植物。山地や丘陵で確認されている。
166	ハマウツボ科	ハマウツボ			VU	VU	VU		一年草、寄生植物。海岸砂丘で確認されている。
167	ハマウツボ科	キヨスミウツボ				VU	VU		多年草、寄生植物。岩室地区で確認されている。
168	ハマウツボ科	ヒキヨモギ					VU		一年草。海岸付近で確認されている。
169	タヌキモ科	イヌタヌキモ			NT	VU	VU		多年草、浮葉植物。湖沼で確認されている。
170	タヌキモ科	タヌキモ			NT	VU	VU		多年草、浮葉植物。湖沼で確認されている。
171	モチノキ科	モチノキ				LP	LP		常緑高木。海岸林内、海岸近くの山地、丘陵などで確認されている。
172	モチノキ科	ミヤマウメモドキ					EN	○	落葉低木。過去に新潟、新津及び巻地区で確認記録がある。
173	キキョウ科	サワギキョウ				VU	EW		新潟市野生絶滅。過去に新潟、豊栄及び巻地区で確認記録がある。
174	ミツガシワ科	ミツガシワ				VU	EW		新潟市野生絶滅。抽水植物。用水路（植栽）。
175	ミツガシワ科	ガガブタ			NT	VU	EN	○	浮葉植物。河川や池沼周辺で確認されている。

表 3.2.2(26) 重要な植物種の一覧 (6/6)

番号	科名	種名	選定基準					生育の可能性	備考
			①	②	③	④	⑤		
176	ミツガシワ科	アサザ			NT	VU	EN	○	浮葉植物。湖沼や池沼で確認されている。用水路でも確認されているが、植栽の可能性はある。
177	キク科	シロヨモギ				EN	EN		多年草。海岸で確認されている。
178	キク科	タカアザミ				NT	NT	○	越年草、湿生植物。河川、湖沼、用水路付近の湿地などで確認されている。
179	キク科	カセンソウ				NT	NT		多年草、湿生植物。海岸で確認されている。
180	キク科	ノニガナ				VU	VU	○	一年草または越年草。水田地帯で確認されている。
181	キク科	サワギク				NT	NT		多年草。丘陵で確認されている。
182	キク科	サワオグルマ					NT	○	多年草。湖沼付近の湿地で確認されている。
183	セリ科	ホタルサイコ				NT	NT		夏緑性の多年草。山地で確認されている。
184	セリ科	ツボクサ				LP	LP		多年草。海岸近くの岩場で確認されている。
185	セリ科	ハマゼリ				VU	VU		多年草。海岸地帯の岩場で確認されている。
186	セリ科	ハマボウフウ					EN		多年草。海岸の砂丘に分布。岩室地区や巻地区などで確認されている。
187	スイカズラ科	ナベナ				VU	EN		越年草。過去に山地に生育していた。
188	スイカズラ科	オミナエシ				EN	EN		多年草。過去に新潟、新津、岩室及び巻地区で確認記録がある。

注) 重要な種の選定基準は以下のとおりである。

①文化財保護法

特天：特別天然記念物、天：天然記念物

②絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、特定：特定国内希少野生動植物種、緊急：緊急指定種

③環境省レッドリスト2020

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群

④新潟県第2次レッドリスト

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

⑤大切にしたい野生生物-新潟市レッドデータブック-

EX：絶滅、EW：野生絶滅、EN：絶滅危惧Ⅰ類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、LP：地域個体群

生育の可能性：当該植物種の確認された地区及び生育環境から、対象事業実施想定区域及びその周辺にその種が生育する可能性がある場合に「○」を付した。

出典：「大切にしたい野生生物-新潟市レッドデータブック-」（平成22年3月 新潟市）

表 3.2.2(27) 主要な景観資源

番号	種別	名称	所在地	出典
1	自然景観資源 (砂丘)	新潟砂丘Ⅲ	江南区、北区地内	1)
2	自然景観資源 (湖沼)	北山の池	江南区北山183番地1	1)
3		清五郎潟	中央区清五郎	1)
4	新潟市都市景観賞	築地塀	江南区大山地区丸山	2)
5	応募景観	北山の池	江南区北山183番地1	2)
6		新潟中央インターの夜景	江南区久蔵興野	2)3)
7		鳥屋野潟公園	中央区鐘木	2)
8		新潟テルサ	中央区鐘木185-18	2)3)
9		鳥屋野潟公園線	中央区鐘木	3)
10		新堀排水路	中央区鐘木地内	3)4)
11		清五郎潟	中央区清五郎	4)
12		両川のチューリップ畑	江南区両川地区	3)4)
13		酒屋地区からの信濃川と弥彦山	江南区酒屋地区	3)
14		小阿賀野川	小阿賀野川全域	3)
15		割野地区のなし畑	江南区割野地区	3)
16		田園都市新潟	江南区曾野木	4)
17		四季折々の田園風景	江南区両川地区	4)
18	◇	北山の竹穂垣 (くね)	江南区北山	4)
19	※	北方文化博物館とその周辺	江南区沢海2	5)
20		阿賀野川床固め公園	江南区沢海	5)
21		梅の里通り	江南区荻曾根周辺	5)
22		アスパーク亀田	江南区茅野山3	5)
23	※	亀田公園	江南区向陽4	5)
24		袋津の蔵のある風景	江南区袋津	5)
25	※	袋津の板塀の小径	江南区袋津	5)
26		新津駅	秋葉区新津本町1	5)
27		東洋館ホール	秋葉区新津本町3丁目7-38	5)
28		今井眼科医院	秋葉区新津本町4	5)
29	※	満願寺はさ木並木	秋葉区満願寺	5)6)
30		柿の木の森	秋葉区新町3	5)
31		秋葉公園	秋葉区秋葉3	5)
32		木もれ日の遊歩道	秋葉区田家7531番地2ほか	5)
33		小口～古津の山道	秋葉区小口～古津	5)
34		満願寺水門	秋葉区満願寺	5)
35		阿賀野川鉄道橋のサウンドスケープ	秋葉区新津中新田～阿賀野市下里	5)
36		一ノ堰の桜	秋葉区大関	5)6)
37	その他の景観資源	新津川水仙・桜ロード	秋葉区日宝町ほか	6)
38		秋葉湖	秋葉区田家7530	6)
39		国道403号フラワーロード	秋葉区車場～大鹿	6)

出典：1) 第3回自然環境保全基礎調査「新潟県自然環境情報図」(平成元年 環境省)

2) 都市景観ガイドマップ「まちのいいとこ」新潟市都市景観賞応募編(平成8年3月 新潟市都市整備局都市計画部 都市計画課)

3) 都市景観ガイドマップ「まちのいい顔・いい表情」平成10年度新潟市都市景観賞応募の紹介(新潟市都市計画課 都市景観室)

4) 都市景観ガイドマップ「みつけよう！四季映えるまちにいがた」第3回新潟市都市景観賞応募の紹介(新潟市都市整備局開発建築部建築指導課都市環境整備室)

5) 都市景観ガイドマップ第4回新潟市都市景観賞「お宝景観30選」と応募景観の紹介(平成17年12月 新潟市都市整備局開発建築部街づくり推進課)

◇新潟市都市景観賞(第3回新潟市都市景観賞)

※お宝景観30選(第4回新潟市都市景観賞)

6) 新津まちあるき歴史探訪(令和6年4月 新津観光協会)

表 3.2.2(28) 主要な眺望点・人と自然との触れ合いの活動の場（公園、神社等）（1/2）

番号	種別	名称	所在地	出典
1	レジャー・公園	いくとびあ食花	中央区清五郎336番地	1)
2		天寿園	中央区清五郎633-8	1)2)
3		よごし公園	江南区横越宇新田郷5239番地1	1)2)
4		亀田公園	江南区亀田向陽4丁目1779番地1	1)2)
5		北山池公園	江南区北山183番地1	1)2)
6		舞平公園	江南区平賀234番地1	1)2)
7		阿賀野川フラワーライン	江南区沢海（阿賀野川河川敷）	1)2)
8		亀田排水路公園	江南区亀田地区（主要地方道新潟新津線「峰橋」～JR信越線本線「城山踏切」間）	1)
9		亀田農村公園	江南区茅野山3丁目1番13号	1)
10		木もれ日の遊歩道	秋葉区田家7531番地2ほか	1)
11		阿賀野川水辺プラザ公園	秋葉区市新594番地13	1)2)
12		秋葉公園	秋葉区秋葉3丁目7383番地4ほか	1)2)
13	広域公園	鳥屋野潟公園（スポーツ公園）	中央区長潟、清五郎、女池南、鐘木	2)3)
14	近隣公園	かわね公園	江南区亀田工業団地1丁目2528番地17	2)3)
15		北上西第1公園	秋葉区北上2044番地	2)3)
16		北上西第2公園	秋葉区北上2003番地	2)3)
17		工業団地1号公園	秋葉区川口578番地1	2)3)
18		工業団地2号公園	秋葉区川口578番地30	2)3)
19		工業団地3号公園	秋葉区川口578番地28	2)3)
1	神社	赤城神社	江南区二本木1丁目7番16号	4)
2		伊夜日子社	江南区袋津1丁目4番44号	4)
3		大蔵神社	江南区茅野山1172番地	4)
4		賀茂神社	江南区木津4丁目5番3号	4)
5		草薙社	江南区所島1丁目5番15号	4)
6		熊野社	江南区城所1丁目4番3号	4)
7		神明宮（村社神明宮）	江南区丸山461番地	4)
8		神明宮（北山神社）	江南区北山868番地	4)
9		神明宮	江南区嘉瀬846番地	4)
10		神明宮（天照皇太神宮？）	江南区鶴ノ子201番地	4)
11		神明宮（大神宮）	江南区丸潟848番地	4)
12		神明宮	江南区鍋潟新田190番地	4)
13		神明宮	江南区丸潟新田1343番地	4)
14		神明社諏訪社合殿	江南区嘉瀬3792番地	4)
15		須賀神社	江南区横越1631番地（横越川根町2丁目3-6）	4)
16		諏訪社	江南区割野685番地の1	4)
17		諏訪社	江南区東本町4丁目4番22号	4)
18		諏訪社	江南区稲葉2丁目1番20号	4)
19		諏訪社	江南区荻曾根16番地（荻曾根5丁目3-40）	4)
20		諏訪社	江南区亀田早通4891番地（下早通1丁目6-24）	4)
21		諏訪社	江南区丸潟新田501番地（丸潟新田592-4）	4)
22		八幡宮（大蔵神社？）	江南区茅野山2984番地（茅野山1丁目4-20）	4)
23		八幡宮	江南区小杉1069番地	4)
24		日枝神社	江南区沢海2丁目15番30号	4)
25		八坂社諏訪社合殿	江南区酒屋町440番地	4)
26		横越神社	江南区横越3549番地（横越中央5丁目6-22）	4)
27		秋葉神社	秋葉区秋葉3丁目8番19号	4)
28		稲荷社	秋葉区七日町964番地	4)
29		加茂社	秋葉区大蔵1150番地4	4)
30			北山神社	秋葉区子成場140番地

表 3.2.2(28) 主要な眺望点・人と自然との触れ合いの活動の場（公園、神社等）(2/2)

番号	種別	名称	所在地	出典
31	神社	琴平神社	秋葉区田家2丁目10番17号	4)
32		神明宮	秋葉区新津本町4丁目13番14号	4)
33		神明宮	秋葉区下興野町8番27号	4)
34		神明宮	秋葉区善道町2丁目5番15号	4)
35		神明宮	秋葉区金沢町2丁目3番10号	4)
36		神明宮	秋葉区北上新田1814番地	4)
37		神明宮	秋葉区飯柳129番地	4)
38		神明宮	秋葉区満願寺4559番地	4)
39		神明宮	秋葉区田島58番地	4)
40		神明宮	秋葉区大安寺465番地	4)
41		神明宮	秋葉区東金沢530番地	4)
42		神明宮	秋葉区中新田514番地3	4)
43		神明宮	秋葉区市之瀬83番地	4)
44		神明宮	秋葉区栗宮528番地	4)
45		神明宮	秋葉区川根甲217番地1	4)
46		神明宮	秋葉区小屋場1154番地	4)
47		神明宮	秋葉区浦興野445番地	4)
48		神明宮	秋葉区新津四ツ興野1710番地	4)
49		神明宮	秋葉区下新42番地	4)
50		神明宮	秋葉区小口1020番地	4)
51		神明神社	秋葉区草水町3丁目5番1号	4)
52		諏訪社	秋葉区中野1丁目1番23号	4)
53		諏訪社	秋葉区大秋141番地3	4)
54		諏訪神社	秋葉区田家3丁目12番6号	4)
55		諏訪神社	秋葉区山谷町3丁目8番20号	4)
56		諏訪神社	秋葉区川口7番地	4)
57		諏訪神社	秋葉区荻島14番地	4)
58		諏訪神社	秋葉区梅ノ木1100番地	4)
59		諏訪神社	秋葉区出戸609番地	4)
60		諏訪神社	秋葉区大鹿255番地	4)
61		諏訪神社	秋葉区古津277番地	4)
62		諏訪神社	秋葉区西島306番地	4)
63		天満宮	秋葉区古田2丁目9番3号	4)
64		豊受神社（十二神社）	秋葉区田家1丁目14番14号	4)
65		道祖神社	秋葉区結48番地	4)
66		那加武良神社	秋葉区中村148番地	4)
67		八幡宮	秋葉区車場1丁目11番5号	4)
68		八幡宮	秋葉区覚路津3649番地1	4)
69		八幡宮	秋葉区小戸上組836番地甲	4)
70		八幡宮	秋葉区東島228番地	4)
71		八幡宮	秋葉区六郷881番地	4)
72		八幡神社	秋葉区柄目木63番地	4)
73		日吉神社	秋葉区北上2丁目1番5号	4)
74		堀出神社	秋葉区新津本町3丁目14番6号	4)
75		両皇大神宮	秋葉区程島244番地	4)

出典：1) レジャー・公園（新潟市ホームページ）

2) 新潟市地図情報サービス「にいがたeマップ」（新潟市ホームページ）

3) 都市公園データ（国土数値情報ダウンロードサイト）

4) 県内神社一覧（新潟県神社庁ホームページ）

表 3.2.2(29) 指定文化財

番号	区分	種別	名称	指定年月日	所在地	所有者・管理者	備考	
1	国指定文化財	該当なし						
2	新潟県指定文化財	天然記念物	八珍柿原木	昭和37年3月29日	秋葉区古田	個人		
3			賀茂神社の大ケヤキ	昭和42年3月25日	江南区木津	賀茂神社		
4	新潟市指定文化財	有形文化財（建造物）	横越組大庄屋建部尚行の碑	昭和51年6月20日	江南区横越	個人	江戸末期	
5			妙蓮寺山門	昭和53年4月14日	秋葉区東島	妙蓮寺	文政9年	
6		有形民俗文化財	満願寺稲架木並木	昭和57年2月27日	秋葉区満願寺	満願寺集落・新潟市		
7			記念物（史跡）	煮坪	昭和50年9月4日	秋葉区草水町3	個人・新潟市	慶長13年
8		幸清水		昭和50年12月2日	秋葉区秋葉1	新潟市	文化4年	
9		東島城跡		昭和60年3月4日	秋葉区東島	新潟市 他	中世	
10		桜清水		昭和61年1月14日	秋葉区中村	那加武良神社	弘安元年	
11		ひさかき清水		平成5年1月20日	秋葉区田家1	妙本寺	享保年間	
12		手掘石油井戸		平成5年1月20日	秋葉区田家	新潟市	明治10年頃	
13		記念物（天然記念物）		真柄家の大樺	平成5年1月20日	秋葉区柄目木	個人	樹齢約800年
14				福王寺の大赤樫	平成5年1月20日	秋葉区山谷町1	福王寺	樹齢約300年
15				小戸の大花梨	平成5年1月20日	秋葉区小戸下組	個人	樹齢150年以上
16				北潟の大譲葉	平成5年1月20日	秋葉区北潟	個人	樹齢250年以上
17			子成場柿	平成5年1月20日	秋葉区浦興野	個人	樹齢約240年	
18			石崎家の紅梅	平成5年1月20日	秋葉区新津本町2	個人	樹齢約250年	
19			コウヤマキ（高野槇）	昭和50年7月12日	江南区藤山	個人	樹齢300年以上	
20			らかんまき 外	平成6年4月1日	江南区荻曾根	個人	樹齢300年以上	
21			つばき	平成6年4月1日	江南区袋津	個人	樹齢600年以上	
22			かや	平成6年4月1日	江南区城山	個人	樹齢700年以上	

出典：新潟市の文化財（新潟市ホームページ）

表 3.2.2(30) 各区におけるサーベイメータによる空間放射線量率測定結果（地上1mの測定値）

（単位：μSv/h）

測定年月日	測定地点		新潟県が公開している 通常の測定範囲
	江南区役所庁舎	秋葉区役所庁舎	
令和5年6月9日	0.088	0.076	0.016～0.16
令和5年9月11日	0.076	0.073	
令和5年12月11日	0.080	0.076	
令和6年3月8日	0.086	0.076	

出典：「各区における放射線量の測定結果について（令和5年度の測定値）」
（新潟市ホームページ）

表 3.2.2(31) 土壌の放射性物質測定結果

測定地点	土壌採取日	放射性物質（Bq/kg）		
		ヨウ素131	セシウム134	セシウム137
亀田西中学校	平成28年7月5日	不検出	不検出	不検出
江南区役所	平成28年7月5日	不検出	不検出	不検出
新津第一小学校	平成28年7月5日	不検出	不検出	不検出
秋葉区役所	平成28年7月5日	不検出	不検出	不検出

注）定量下限値は10Bq/kg

出典：「新潟市の環境 資料編（平成28年度データ集）」（平成29年12月 新潟市環境部環境政策課）

3.3 社会的状況に関する情報

対象事業実施想定区域及びその周辺における主な社会的状況を把握した結果を表 3.3.1 及び図 3.3.1 に示す。また、表 3.3.1 及び図 3.3.1 に示した事項の一覧を表 3.3.2 に示す。

なお、社会的状況の把握に用いた既存資料は 5.3 節にその目録を示す。

表 3.3.1(1) 社会的状況（人口・産業・土地利用）

項目	対象事業実施想定区域及びその周囲の概況
人口に関する状況	<p>1. 人口及び世帯数</p> <p>「令和 2 年国勢調査」（総務省統計局）によれば、新潟市の人口は 789,275 人、世帯数は 331,272 世帯であり、「平成 27 年国勢調査」（総務省統計局）時と比較すると、人口は 20,882 人減少している。</p> <p>2. 集落の分布</p> <p>対象事業実施想定区域は、茅野山集落、割野集落、古田集落等を通過する。また、人口集中地区（DID）は、対象事業実施想定区域周辺に複数地区見られ、対象事業実施想定区域には終点付近に存在する（p. 3-60 図 3.3.1(4) 参照）。</p>
産業に関する状況	<p>「令和 2 年国勢調査」（総務省統計局）によれば、新潟市の就業者の総数は 402,267 人であり、産業 3 部門別就業者の構成比をみると、第 1 次産業は 3.2%、第 2 次産業は 21.5%、第 3 次産業は 75.3%と、第 3 次産業が占める割合が高い状況となっている。</p>
土地利用に関する状況	<p>1. 土地利用の指定状況</p> <p>対象事業実施想定区域及びその周辺は、土地利用計画の都市地域、農業地域、森林地域に該当する地域であり、対象事業実施想定区域は市街化区域、市街化調整区域、農業地域、農用地区域となっている（p. 3-56 図 3.3.1(1) 参照）。</p> <p>また、都市計画区域の指定状況は、対象事業実施想定区域の終点付近が第一種住居地域に指定されており、そのほか、第一種中高層住居専用地域や準工業地域が隣接している（p. 3-57 図 3.3.1(2) 参照）。</p> <p>2. 土地利用状況</p> <p>新潟市の地目別構成比は、田が全体の 39.7%と最も大きな割合を占めており、次いで雑種地その他が 28.5%、宅地が 17.6%となっている。</p>

表 3.3.1(2) 社会的状況（水利用・交通・公共施設・生活環境施設）

項目	対象事業実施想定区域及びその周囲の概況
<p>河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況</p>	<p>1. 河川利用 対象事業実施想定区域及びその周辺は、東側に一級河川阿賀野川が、西側に一級河川信濃川が流れており、一級河川に挟まれた地域となっている。対象事業実施想定区域は信濃川水系の小阿賀野川及び覚路津大通川を通過する。 対象事業実施想定区域及びその周辺では、阿賀野川、小阿賀野川、信濃川は農業用に利水されているほか、阿賀野川、信濃川は水道用にも利水されている（p. 3-58 図 3.3.1(3) 参照）。</p> <p>2. 漁業権及び保護水面 対象事業実施想定区域及びその周辺では、阿賀野川において、あゆ、こい、ふな等を対象とした内水面漁業権（第5種共同漁業権 内共第8号）が、信濃川において、こい、ふな、もくずがにを対象とした内水面漁業権（第5種共同漁業権 内共第10号）が設定されている。なお、保護水面の区域は設定されていない。</p> <p>3. 地下水 対象事業実施想定区域及びその周辺では、水道水源としての地下水の利用は見られない。飲用井戸については、専用水道の利用はあるが、私的管理によるもののみとなっており、利用状況は把握されていない。</p>
<p>交通に関する状況</p>	<p>対象事業実施想定区域及びその周辺の主要な道路として、事業区間である一般国道 403 号のほか、日本海東北自動車道、磐越自動車道、一般国道 49 号、一般国道 460 号等があり、一般県道沢海酒屋線等が対象事業実施想定区域と交差している。また、このほか、主要地方道新潟中央環状線の予定線が対象事業実施想定区域と交差する計画となっている。</p> <p>「令和 3 年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査（道路交通センサス）」（国土交通省）の調査結果によると、事業区間である一般国道 403 号の 24 時間交通量は 24,436 台～27,257 台、昼間 12 時間大型車混入率は 8.2%～8.4%となっている。</p> <p>また、主要な鉄道としては、対象事業実施想定区域と概ね並列して、JR 信越本線が走っている。</p>
<p>公共施設に関する事項</p>	<p>対象事業実施想定区域及びその周辺には、教育施設、福祉施設、文化施設等の環境保全の配慮が必要な公共施設が多数存在する（p. 3-60 図 3.3.1(4) 参照）。</p>
<p>生活環境施設等の保全に関する施設の状況</p>	<p>1. 水道、下水道の状況 「事業年報 いがたの水道 令和 4 年度」（新潟市水道局）によれば、令和 4 年度の新潟市の上水道の普及率は 99.7%であり、平成 30 年度以降ほぼ横ばいの状況が続いている。また、上水道は地表水の利用が全体の多くを占め、地下水や湧水の利用はない。 なお、「下水道処理人口普及率」（新潟市ホームページ）によれば、令和 4 年度末時点の下水道の処理人口普及率は 87.2%となっている。</p> <p>2. 廃棄物処理施設 対象事業実施想定区域及びその周辺には、廃棄物処理施設が複数存在する。 また、新潟市の一般廃棄物の処理状況は、直接焼却量が最も多い状況となっている。</p>

表 3.3.1(3) 社会的状況（法令、条例等による指定、規制等）(1/4)

項目	対象事業実施想定区域及びその周囲の概況
<p>環境の保全に係る法令、条例等による指定、規制等に関する状況</p>	<p>1. 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第八条第一項第一号の規定により定められた用途地域 対象事業実施想定区域及びその周辺には、用途地域が定められている（p.3-57 図 3.3.1(2)参照）。</p> <p>2. 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第十七条の規定により策定された公害防止計画の策定の状況（策定の時期、計画の時期、計画の目標値等） 新潟市では、新潟県が「新潟地域公害防止計画」を策定しており、令和 3 年現在では、第 8 次公害防止計画に基づき、総合的な公害防止対策が講じられている。</p> <p>3. 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）第五条の二第一項の規定により定められた指定地域 対象事業実施想定区域及びその周辺には、指定地域は存在しない。</p> <p>4. 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）第六条第一項及び第八条第一項の規定により定められた窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域 対象事業実施想定区域及びその周辺には、指定地域は存在しない。</p> <p>5. 幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和 55 年法律第 34 号）第五条第一項の規定により指定された沿道整備道路 対象事業実施想定区域及びその周辺には、沿道整備道路は存在しない。</p> <p>6. 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第十六条第一項の規定により定められた騒音に係る環境基準の種類の指定状況 対象事業実施想定区域及びその周辺は、騒音に係る環境基準の種類が指定されており、対象事業実施想定区域の終点付近は B 類型に指定されている（p.3-61 図 3.3.1(5)参照）。</p> <p>7. 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第三条第一項及び第四条第一項に基づく指定地域内における特定工場等に関する規制の状況 対象事業実施想定区域及びその周辺には、騒音に係る届出及び規制基準が適用される指定地域が存在しており、対象事業実施想定区域の終点付近は第 2 種区域に指定されている（p.3-62 図 3.3.1(6)参照）。</p> <p>8. 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第三条第一項及び第四条第一項に基づく指定地域内における特定工場等に関する規制の状況 対象事業実施想定区域及びその周辺には、振動に係る届出及び規制基準が適用される指定地域が存在しており、対象事業実施想定区域の終点付近は第 1 種区域に指定されている（p.3-63 図 3.3.1(7)参照）。</p> <p>9. 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）第三条の規定により定められた指定地域 対象事業実施想定区域及びその周辺には、悪臭防止法により定められた指定地域が存在しており、対象事業実施想定区域の終点付近は第 1 種区域に指定されている（p.3-65 図 3.3.1(9)参照）。</p>

表 3.3.1(3) 社会的状況（法令、条例等による指定、規制等）(2/4)

項目	対象事業実施想定区域及びその周囲の概況
<p>環境の保全に係る法令、条例等による指定、規制等に関する状況</p>	<p>10. 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第十六条第一項の規定により定められた水質汚濁に係る環境基準の種類の指定状況 対象事業実施想定区域及びその周辺で行われている公共用水の水質測定地点の河川等の水域類型は、小阿賀野川及び阿賀野川が A 類型、能代川が B 類型、栗木川上流が C 類型、鳥屋野潟が B 類型に指定されている。また、対象事業実施想定区域及びその周辺に位置する信濃川の下流部は A 類型に指定されている。</p> <p>11. 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第三条第一項の規定に基づく排水基準 排水基準は、人の健康に係る被害を生ずるおそれのある物質（有害物質）を含む排水に係る項目、水の汚染状態を示す項目（生活環境項目）について基準を定めている。有害物質については 28 項目の基準が設定されており、有害物質を排出するすべての特定事業場に基準が適用される。生活環境項目については、15 項目の基準が設定されており、1 日の平均的な排水量が 50m³ 以上の特定事業場に基準が適用される。これらの基準は「一律排水基準」と呼ばれる。</p> <p>12. 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第三条第三項及び第四項に基づく新潟県水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例（昭和 46 年新潟県条例第 46 号）で定められている特定事業場における適用区域への排水基準 一律排水基準だけでは水質汚濁の防止が不十分な地域において、新潟県が条例によって上乘せ排水基準を定めている。対象事業実施想定区域及びその周辺では、信濃川水域及び鳥屋野潟水域の特定事業場に対し生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質（SS）等の基準が定められている。また、新潟県内すべての公共用水域について、クロムの基準が定められている。</p> <p>13. 新潟県生活環境の保全等に関する条例（昭和 46 年条例第 51 号）第三十六条の規定に基づく特定施設の排水基準 新潟県は、水質汚濁防止法のほか、新潟県生活環境の保全等に関する条例で定めた特定施設からの公共用水域への排水に対し、有害項目、生活環境項目の規制基準を定めている。</p> <p>14. 新潟市生活環境の保全等に関する条例（平成 9 年条例第 47 号）第二十六条の規定に基づく指定施設の排水基準 新潟市は、一律排水基準及び新潟県条例による規制の対象となる施設以外の施設のうち、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度の汚水等を排出する施設を指定し、有害項目、生活環境項目、水域別の規制基準を定めている。対象事業実施想定区域及びその周辺では、信濃川及び阿賀野川水域の指定施設に対し生物化学的酸素要求量（BOD）と浮遊物質（SS）の規制基準が定められている。</p> <p>15. 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第六条の規定により指定された区域 対象事業実施想定区域及びその周辺には、土壌汚染対策法の規定により指定された区域は存在しない。</p> <p>16. 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条二の世界遺産一覧表に記載された文化遺産及び自然遺産の区域 対象事業実施想定区域及びその周辺には、該当する文化遺産及び自然遺産の区域は存在しない。</p>

表 3.3.1(3) 社会的状況（法令、条例等による指定、規制等）(3/4)

項 目	対象事業実施想定区域及びその周囲の概況
<p>環境の保全に係る法令、条例等による指定、規制等に関する状況</p>	<p>17. 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第三十六条第一項の規定により指定された生息地等保護区の区域 対象事業実施想定区域及びその周辺には、該当する生息地等保護区の区域は存在しない。</p> <p>18. 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第二条一の規定により指定された湿地の区域 対象事業実施想定区域及びその周辺には、該当する湿地の区域は存在しない。</p> <p>19. 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第百九条第一項の規定により指定された名勝（庭園、公園、橋梁及び築堤にあっては、周囲の自然的環境と一体をなしていると判断されるものに限る。）又は天然記念物（動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種及び標本を除く。）又は同法第百三十四条第一項の規定により指定された重要文化的景観 対象事業実施想定区域及びその周辺には、北潟の大譲葉や八珍柿原木などの指定文化財が21件（新潟県指定文化財2件、新潟市指定文化財19件）が存在する（前出 p.3-9 図 3.2.1(3)参照）。</p> <p>20. 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第九十三条第一項の規定により定められた埋蔵文化財包蔵地 対象事業実施想定区域及びその周辺には、埋蔵文化財包蔵地が多数見られる（前出 p.3-9 図 3.2.1(3)参照）。</p> <p>21. 自然公園法（昭和32年法律第161号）第五条第一項の規定により指定された国立公園、同条第二項の規定により指定された国定公園又は同法第七十二条の規定に基づき新潟県立自然公園条例（昭和43年12月26日新潟県条例第28号）により指定された都道府県立自然公園の区域 対象事業実施想定区域及びその周辺には、該当する国立公園並びに都道府県立自然公園の区域は存在しない。</p> <p>22. 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第十四条第一項の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法第二十二条第一項の規定により指定された自然環境保全地域又は同法第四十五条第一項の規定により指定された都道府県立自然環境保全地域 対象事業実施想定区域及びその周辺には、該当する自然環境保全地域は存在しない。</p> <p>23. 新潟県自然環境保全条例（昭和48年新潟県条例第34号）第十四条第一項の規定により指定された自然環境保全地域、同法第二十一条第一項の規定により指定された緑地環境保全地域 対象事業実施想定区域及びその周辺には、該当する自然環境保全地域及び緑地環境保全地域は存在しない。</p> <p>24. 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第五条第一項の規定により指定された緑地保全地域又は同法第十二条第一項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域 対象事業実施想定区域及びその周辺には、該当する緑地保全地域並びに特別緑地保全地域は存在しない。</p>

表 3.3.1(3) 社会的状況（法令、条例等による指定、規制等）(4/4)

項目	対象事業実施想定区域及びその周囲の概況
<p>環境の保全に係る法令、条例等による指定、規制等に関する状況</p>	<p>25. 都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第四条第一項により市町村が定める緑地の保全及び緑地の推進に関する基本計画（「緑の基本計画」） 新潟市では、緑地の保全及び緑地の推進に関する基本計画として、「新潟市みどりの基本計画」（令和 4 年 7 月改訂 新潟市）が策定されているが、対象事業実施想定区域及びその周辺には、緑地協定締結地区は存在しない。</p> <p>26. 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第二十八条第一項の規定により指定された鳥獣保護区の区域 対象事業実施想定区域及びその周辺には、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する規定により指定された鳥獣保護区として、鳥屋野潟鳥獣保護区、秋葉鳥獣保護区が存在する（前出 p. 3-8 図 3.2.1(2)参照）。</p> <p>27. 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第八条第一項第七号の規定により定められた風致地区の区域 対象事業実施想定区域及びその周辺には、都市計画法の規定により定められた風致地区として、第一秋葉風致地区、第二秋葉風致地区が存在する（p. 3-57 図 3.3.1(2)参照）。</p> <p>28. 景観法（平成 16 年法律第 110 号）第八条第一項により景観行政団体が定める良好な景観の形成に関する計画（景観計画） 新潟市では、景観行政団体が定める良好な景観の形成に関する計画として、「新潟市景観計画」（令和 6 年 4 月変更 新潟市）が策定され、新潟市全域が景観計画区域となっている。なお、対象事業実施想定区域及びその周辺には、景観計画区域の特別区域は存在せず、対象事業実施想定区域及びその周辺は一般区域に該当する。</p> <p>29. 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号）第五条第一項の規定により市町村が定める歴史的風致の維持及び向上に関する計画（「歴史的風致維持向上計画」） 対象事業実施想定区域及びその周辺には、歴史的風致の維持及び向上に関する計画は策定されていない。</p> <p>30. その他の環境の保全を目的として法令等に規定する区域等の状況 (1)「保護林の再編・拡充について」（平成元年 4 月 11 日付け元林野経第 25 号林野庁長官通達）により指定された保護林の区域 対象事業実施想定区域及びその周辺には、該当する保護林の区域は存在しない。 (2)森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第二十五条の規定により定められた保安林の区域 対象事業実施想定区域及びその周辺には、該当する保安林の区域は存在しない。 (3)地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第三条の規定により定められた地すべり防止区域及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第七条及び第九条の規定により定められた土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 対象事業実施想定区域及びその周辺には、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が複数存在する（p. 3-60 図 3.3.1(4)参照）。</p>

表 3.3.1(4) 社会的状況（環境保全計画等策定状況）（1/2）

計画等	概要
<p>第4次 新潟市環境基本計画 (令和5年4月)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画期間：令和5年度から令和12年度 ・目指す都市像：「田園の恵みを感じながら 心豊かに暮らせる 日本海拠点都市」 ・施策： <ul style="list-style-type: none"> 「1 脱炭素社会の創造」 (1) 省エネルギー・再生可能エネルギーの推進 (2) 気候変動適応策の推進 「2 循環型社会の推進」 (1) 3Rの推進によるごみの減量 (2) 地域の環境美化の促進 (3) 持続可能なごみ処理体制の整備 「3 自然との共生」 (1) 生物多様性の保全 (2) 自然環境の持続可能な利用 「4 良好な生活環境の確保」 (1) 環境負荷の低減・抑制 (2) 環境保全のための事前配慮の推進
<p>新潟市地球温暖化対策実行計画（地域推進版）-環境モデル都市推進プラン- (令和5年3月)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画期間：令和5年度から令和12年度 ・計画の対象地域：新潟市全域 ・計画の推進主体：市民、事業者、新潟市 ・二酸化炭素排出量削減目標： <ul style="list-style-type: none"> (短期) 2024年度までに2013年度比で30%削減 (中期) 2030年度までに2013年度比で40%削減 (長期) 2050年度までに2013年度比で80%削減 ・取り組み方針： <ul style="list-style-type: none"> 1) 田園環境の保全・持続可能な利用 2) スマートエネルギーシティの構築 3) 低炭素型交通への転換 4) 低炭素型ライフスタイルへの転換 5) 適応策の実践
<p>新潟市地球温暖化対策実行計画(第5期市役所率先実行版) (令和5年6月一部見直し)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画期間：2019年度（令和元年度）から6年間 最終目標年度は2030年 ・温室効果ガスの削減目標： <ul style="list-style-type: none"> (中間) 2024年度までに2013年度比で総排出量31%削減 (最終) 2030年度までに2013年度比で総排出量50%以上削減 ・取り組みの基本方針： <ul style="list-style-type: none"> 1) 率先して取り組みます 2) 市民、事業者へ取り組みの展開を見据えた施策の検討をします 3) 着実なPDCAサイクルのためのマネジメントシステムで運用します 4) 実施状況を公表します
<p>新潟市一般廃棄物処理基本計画 (令和2年3月)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画期間：令和2年度から10年間 ・推進主体：市民、事業者、新潟市の協働 ・理念：ともに創造する持続可能な循環型都市・にいがた ・ごみ処理の施策： <ul style="list-style-type: none"> 1) リデュース・リユースの推進によるごみの減量 2) さらなる資源循環の推進 3) 意識啓発の推進 4) 市民サービスの向上 5) 地域の環境美化の推進 6) 安定かつ効率的な収集・処理体制 7) 低炭素社会に向けた体制整備 8) 大規模災害に備えた体制整備 ・生活排水処理の施策 <ul style="list-style-type: none"> 1) 地域に応じた生活排水処理の推進 2) 効率的で効果的な生活排水処理施設の構築 3) 環境保全のための広報啓発の推進

表 3.3.1(4) 社会的状況（環境保全計画等策定状況）(2/2)

計画等	概要
<p>にいがた命のつながりプラン ～新潟市生物多様性地域計画～ (平成 24 年 3 月)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・短期目標（5～10 年後）：生物多様性の重要性を認識し、自然環境の保全に向けた取り組みを展開 ・長期目標（50 年後）：まちを包み込む多様な水と緑の自然環境に支えられ、多くの命と共に生きる暮らしを創出 ・基本方針： <ol style="list-style-type: none"> 1) 在来の動植物の生息・生育環境の保全・再生 2) 自然環境の持続可能な利用の推進 3) 人材育成・協働の推進 4) 地球温暖化防止などの推進
<p>にいがた都市交通戦略プラン [基本計画] (令和 1 年 7 月)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画期間：2019 年度（令和元年度）から概ね 10 年間 ・計画区域：新潟市全域 ・新たな交通の将来像：県都新潟の拠点化と安心して暮らせるまち ・基本方針： <ol style="list-style-type: none"> 1) 多核連携型のまちづくりを支える交通戦略（視点：都心アクセスの強化） 2) 都市の活力と拠点性を強化する交通戦略（視点：広域交通との連携強化） 3) まちなかの賑わいを創出する交通戦略（視点：都心部の移動円滑化） 4) 暮らしを支えるモビリティを地域で育む交通戦略（視点：生活交通の確保維持・強化） 5) みんなで築き上げる交通戦略（視点：市民や関係者による協働）
<p>新潟市みどりの基本計画 (平成 21 年 6 月) (令和 4 年 7 月一部改訂)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・目標年次：2009 年度（平成 21 年）から概ね 20 年間後（令和 10 年） ・まちの範囲： <ol style="list-style-type: none"> ①市街化区域と用途地域 ②市街化区域と用途地域に隣接するみどり資源 ・基本理念：次世代に誇りを持って引き継ぐ豊かな水と緑 ～新潟らしい風格ある都市を目指して～ ・基本方針： <ol style="list-style-type: none"> 1) まちを包み込む多様な水と緑を保全、活用します 2) 新潟市の歴史・個性、魅力をみどりで演出します 3) 生活の舞台となる身近な空間にみどりを創出します 4) 潤いとやすらぎをもたらす、生活を豊かにするレクリエーションの場を創出します 5) 安心・安全や環境への配慮に関するみどりの機能強化を図ります 6) 市民と協働で進めるみどりのまちづくりを目指します
<p>新潟市都市計画基本方針－都市計画マスタープラン－ (令和 5 年 3 月)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・目標年次：2032（令和 14）年度 ・計画区域：新潟市の行政区域全域 ・理念：持続的に発展する都市（全市レベル） 誰もが暮らしやすい個性ある地域（地域レベル） ・目指す都市の姿：市街地と田園・自然の多様な魅力が人をつなぐ多核連携都市 新潟 ・基本方針： <ol style="list-style-type: none"> 1) 多様な拠点がネットワークでつながる多核連携都市 2) 国内外とつながる活力あふれる産業・交流都市 3) 田園・自然と市街地が共生・共鳴する環境・安全都市 4) それぞれの地域で安心して暮らし続けることができるまち 5) 地域の個性を活かした多様な暮らし方ができるまち

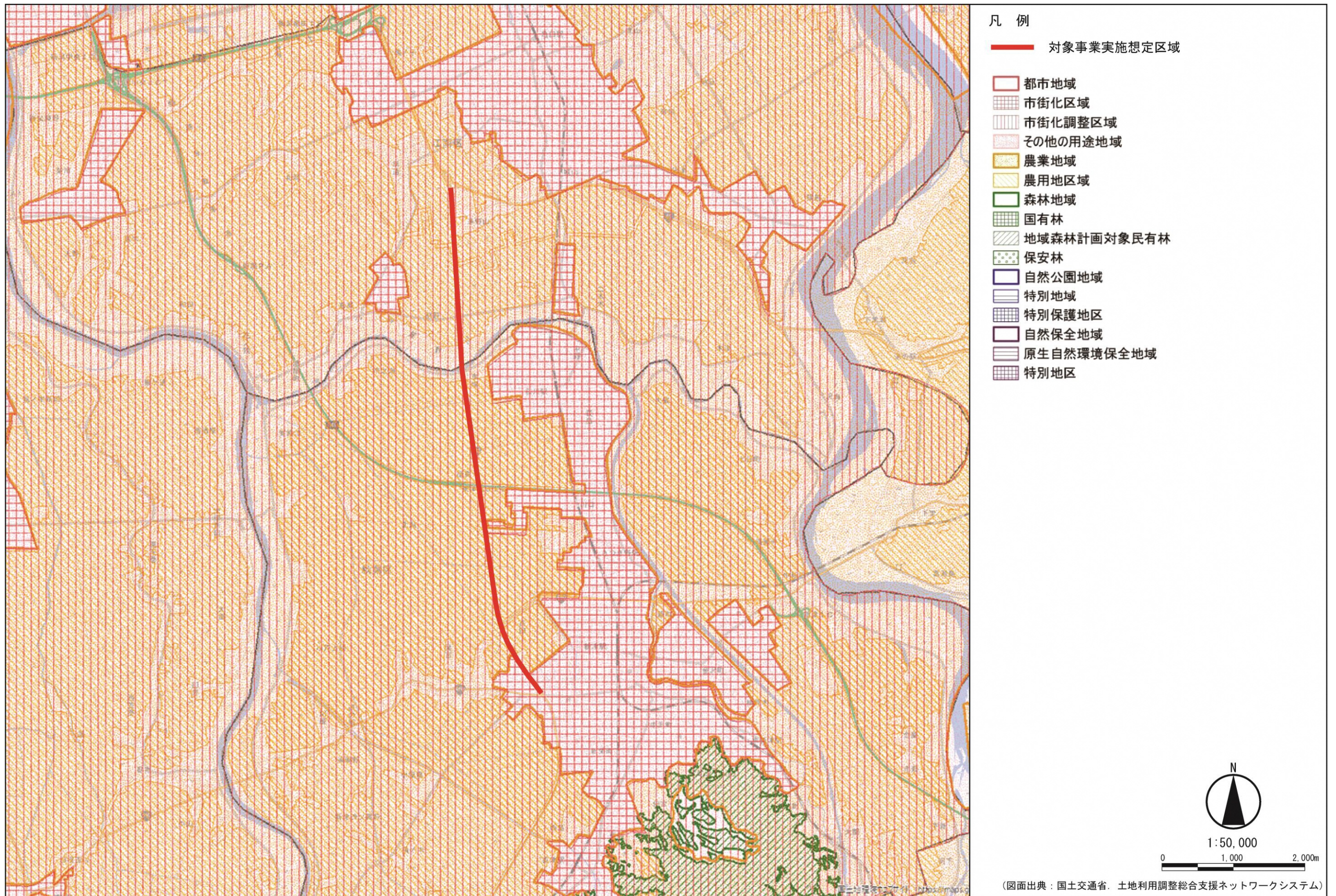
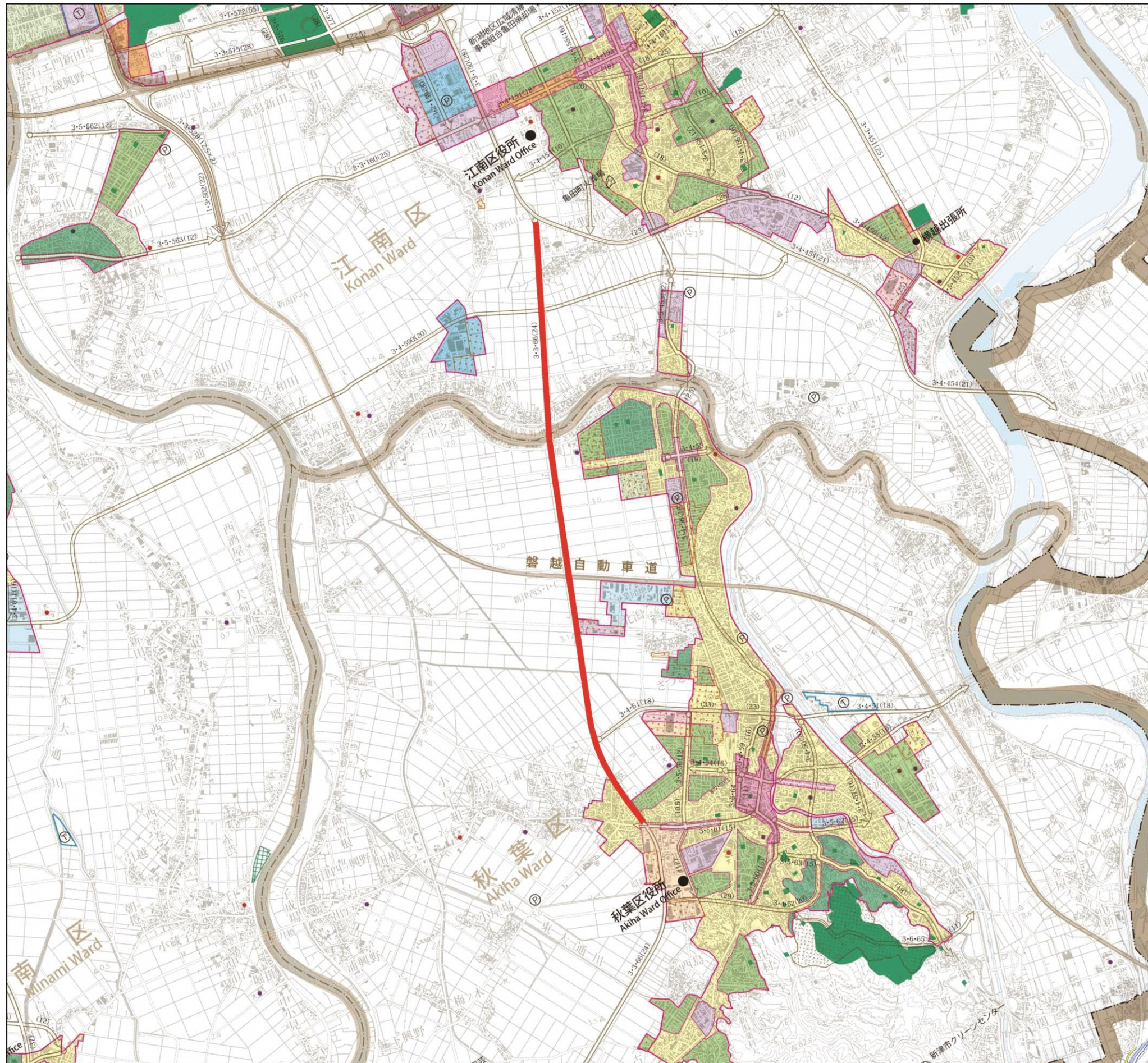


図 3.3.1(1) 社会的状況（土地利用計画図）



凡例

対象事業実施想定区域

行政区域 Administrative Boundaries	境界 Ward Boundaries	都市計画区域 Urban Planning Project Area	市街化区域 Urbanization Promotion Area	用途地域 Land Use Zone	工業専用地域 Exclusively Industrial Zone	市街化調整区域で用途地域が指定されている区域 Land Use Zone in Urbanization Control Area														
用途地域 Land Use Zone	第一種低層住居専用地域 Category I Exclusively Low-Rise Residential Zone	第二種低層住居専用地域 Category II Exclusively Low-Rise Residential Zone	第一種中高層住居専用地域 Category I Mid-High-Rise Oriented Residential Zone	第二種中高層住居専用地域 Category II Mid-High-Rise Oriented Residential Zone	第一種住居地域 Category I Residential Zone	第二種住居地域 Category II Residential Zone	準住居地域 Quasi-Residential Zone	近隣商業地域 Neighborhood Commercial Zone	商業地域 Commercial Zone	準工業地域 Quasi-Industrial Zone (特別用途地区「大規模集客施設制限地区」) Zone To Limit Large-Scale Commercial Facilities	工業地域 Industrial Zone	その他の地域地区 Other Zones and Districts	高度地区 High Control District	高度利用地区 High Urbanization District	防火地域 Fire-Protection District	準防火地域 Quasi-Fire Protection District	風致地区 Scenic Zone	駐車場整備地区 Zone To Provide Parking Places	臨港地区 Port Zone	流通業務地区 Distribution Business Zone
都市計画施設 Urban Planning Project Facilities												都市計画施設 Urban Planning Project Facilities								
都市計画鉄道 Urban Rapid-Transit Railroads												都市計画鉄道 Urban Rapid-Transit Railroads								
その他の交通施設 The Other Transportation Facilities												その他の交通施設 The Other Transportation Facilities								
都市計画公園 Urban Planning Project Parks												都市計画公園 Urban Planning Project Parks								
緑地 Green Areas												緑地 Green Areas								
下水ポンプ場 Sewage Pumping Station												下水ポンプ場 Sewage Pumping Station								
下水処理場 Sewage Treatment Plant												下水処理場 Sewage Treatment Plant								
流通業務団地 Distribution Center												流通業務団地 Distribution Center								
その他の都市計画施設 The Other Urban Planning Project Facilities												その他の都市計画施設 The Other Urban Planning Project Facilities								
その他の都市計画 The Other Urban Planning Project												その他の都市計画 The Other Urban Planning Project								
地区計画 District Planning Area												地区計画 District Planning Area								
その他 The Others												その他 The Others								
市役所 City Office												市役所 City Office								
区役所 Ward Office												区役所 Ward Office								
出張所 Branch Office												出張所 Branch Office								
小学校 Elementary School												小学校 Elementary School								
中学校 Junior High School												中学校 Junior High School								

都市計画施設 Urban Planning Project Facilities	都市計画鉄道 Urban Rapid-Transit Railroads	その他の交通施設 The Other Transportation Facilities	都市計画公園 Urban Planning Project Parks	緑地 Green Areas	下水ポンプ場 Sewage Pumping Station	下水処理場 Sewage Treatment Plant	流通業務団地 Distribution Center	その他の都市計画施設 The Other Urban Planning Project Facilities
---	---	---	--	-------------------	----------------------------------	---------------------------------	-------------------------------	---

その他の都市計画 The Other Urban Planning Project	地区計画 District Planning Area
--	--------------------------------

その他 The Others	市役所 City Office	区役所 Ward Office	出張所 Branch Office	小学校 Elementary School	中学校 Junior High School
-------------------	--------------------	--------------------	----------------------	--------------------------	---------------------------

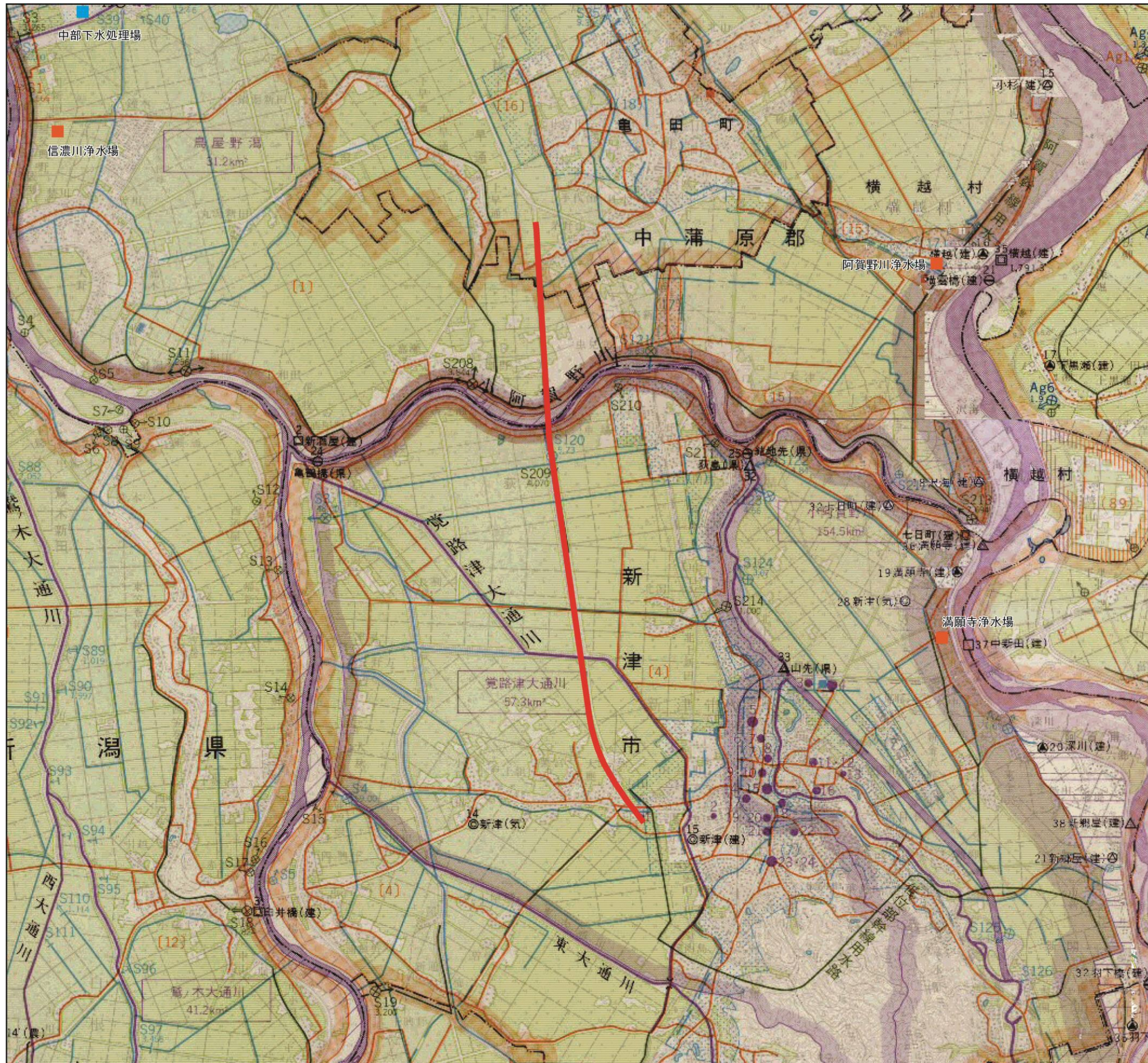


1:50,000



(図面出典：新潟市都市政策部 都市計画課 都市計画図 (50,000分の1)
(令和3年5月末現在))

図 3.3.1(2) 社会的状況 (都市計画区域図)



凡例

(凡例は次頁参照)



1:50,000



(図面出典：国土庁土地局、信濃川水系新潟県地域主要水系利水現況図(昭和60年3月)、阿賀野川水系地域主要水系利水現況図(昭和53年3月)を加工)

図 3.3.1(3) 社会的状況(利水現況図)

凡例

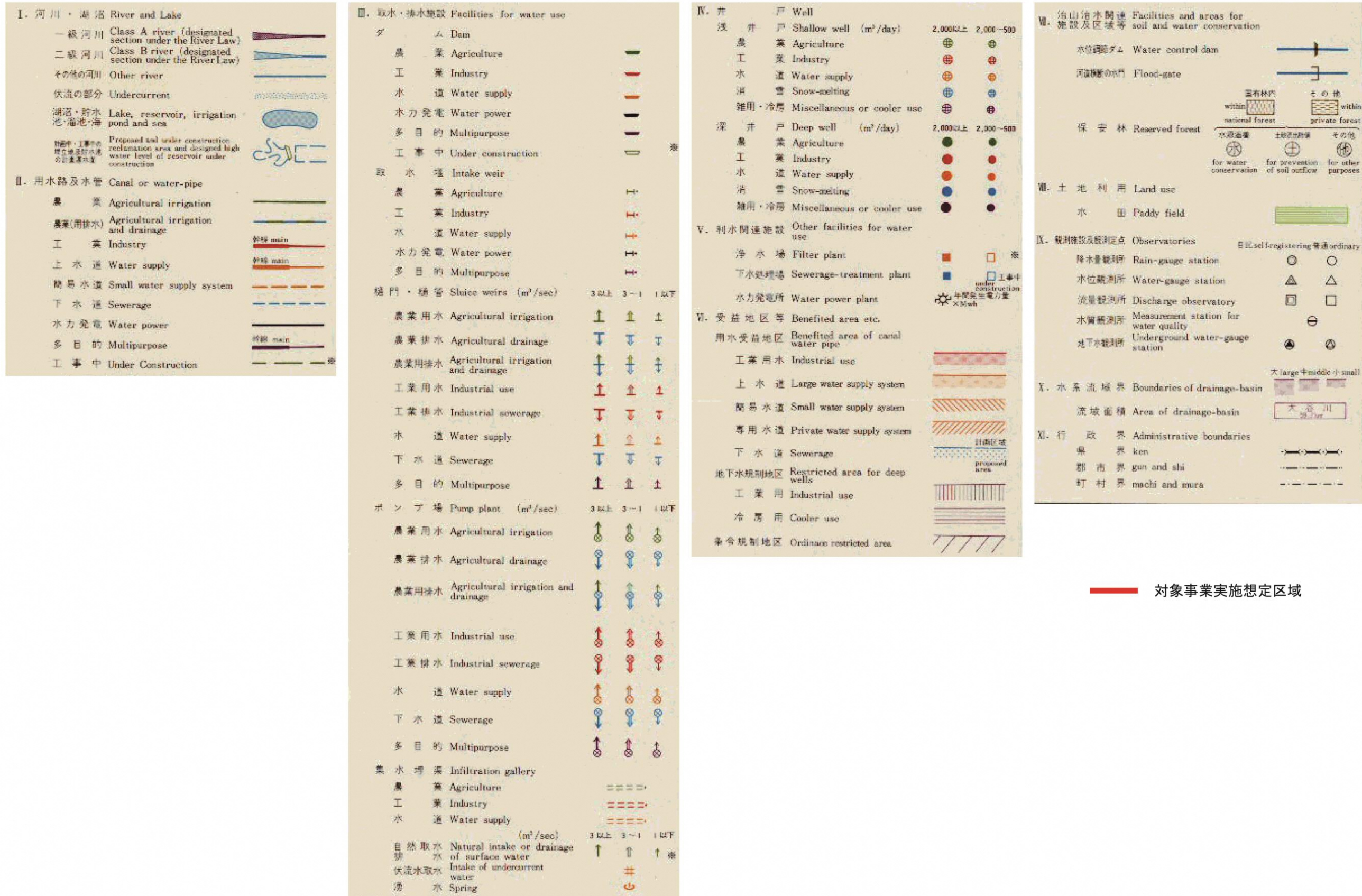


図 3.3.1(3) 社会的状況(利水現況図の凡例)

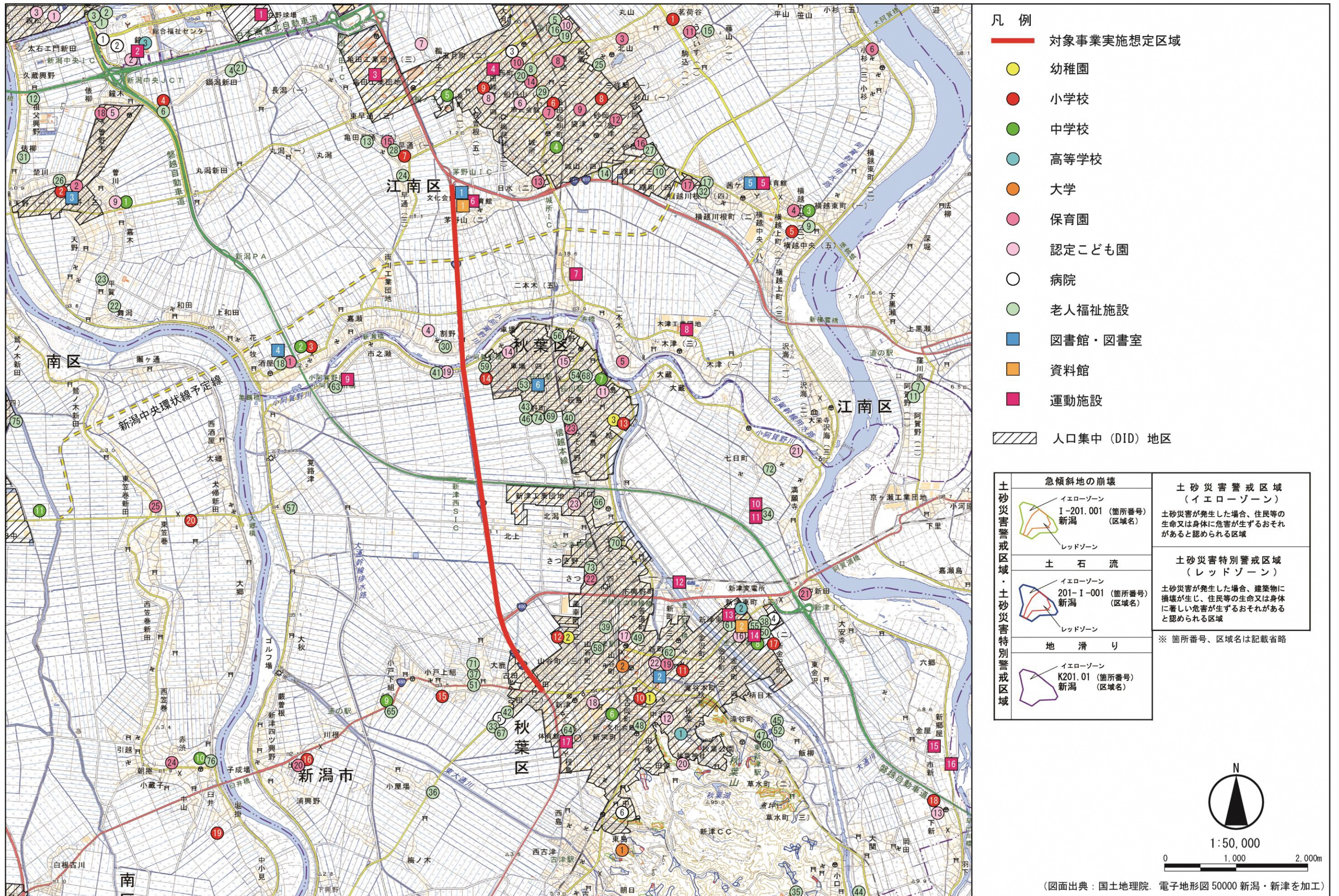


図 3.3.1(4) 社会的状況 (公共施設・人口集中地区・土砂災害警戒区域)

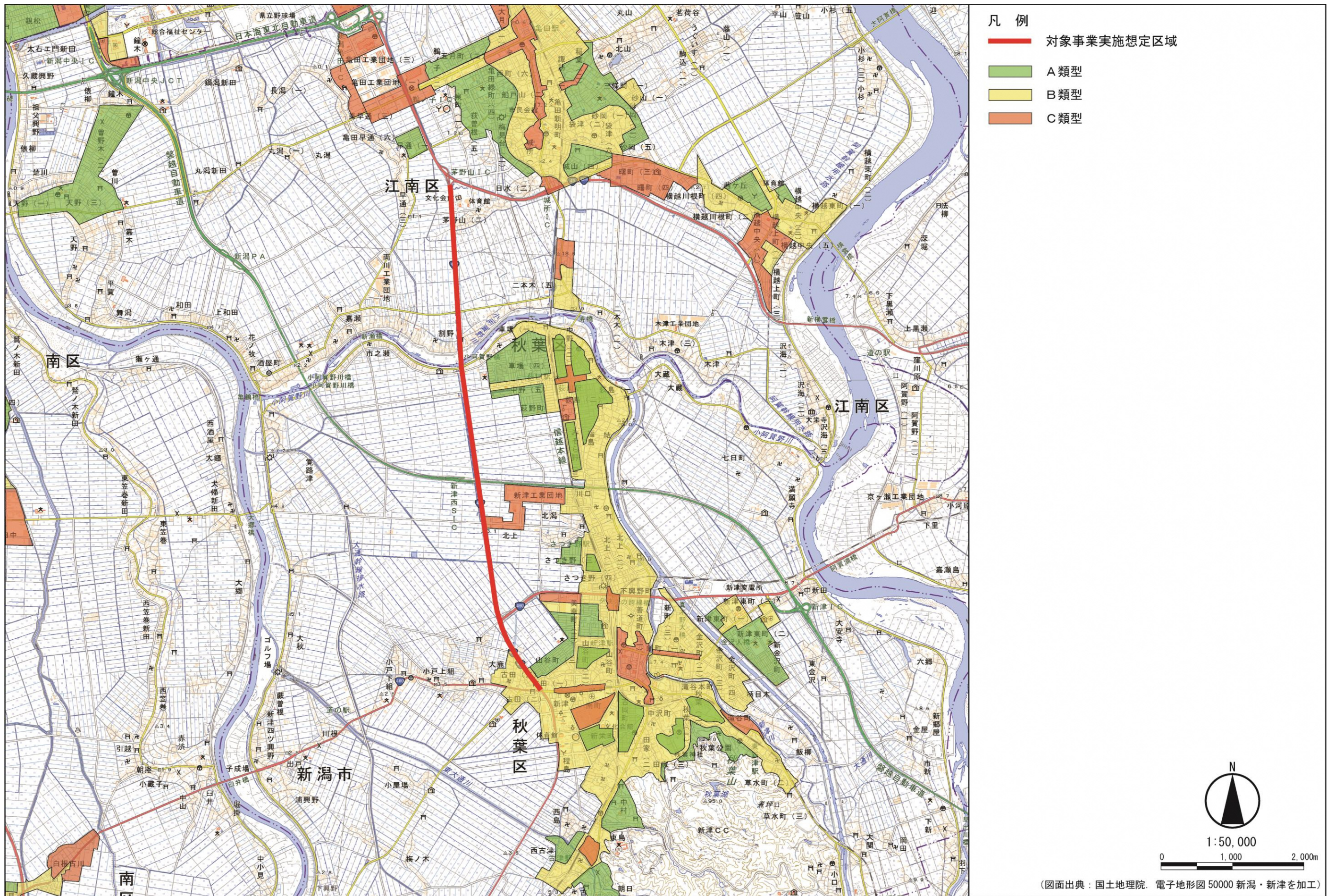


図 3.3.1(5) 社会的状況（騒音に係る環境基準の地域の類型指定の状況）

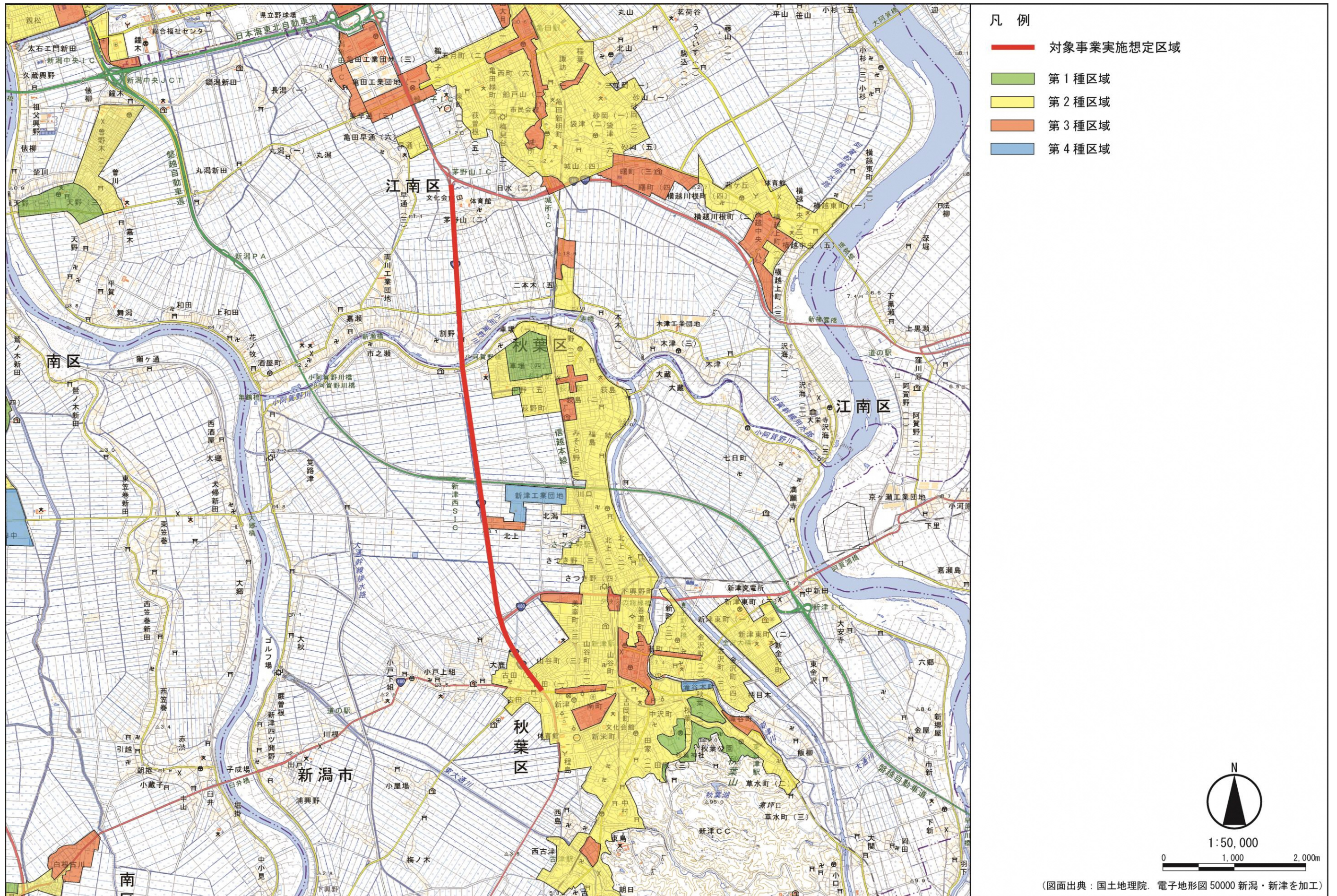


図 3.3.1(6) 社会的状況（騒音規制法による規制区域）

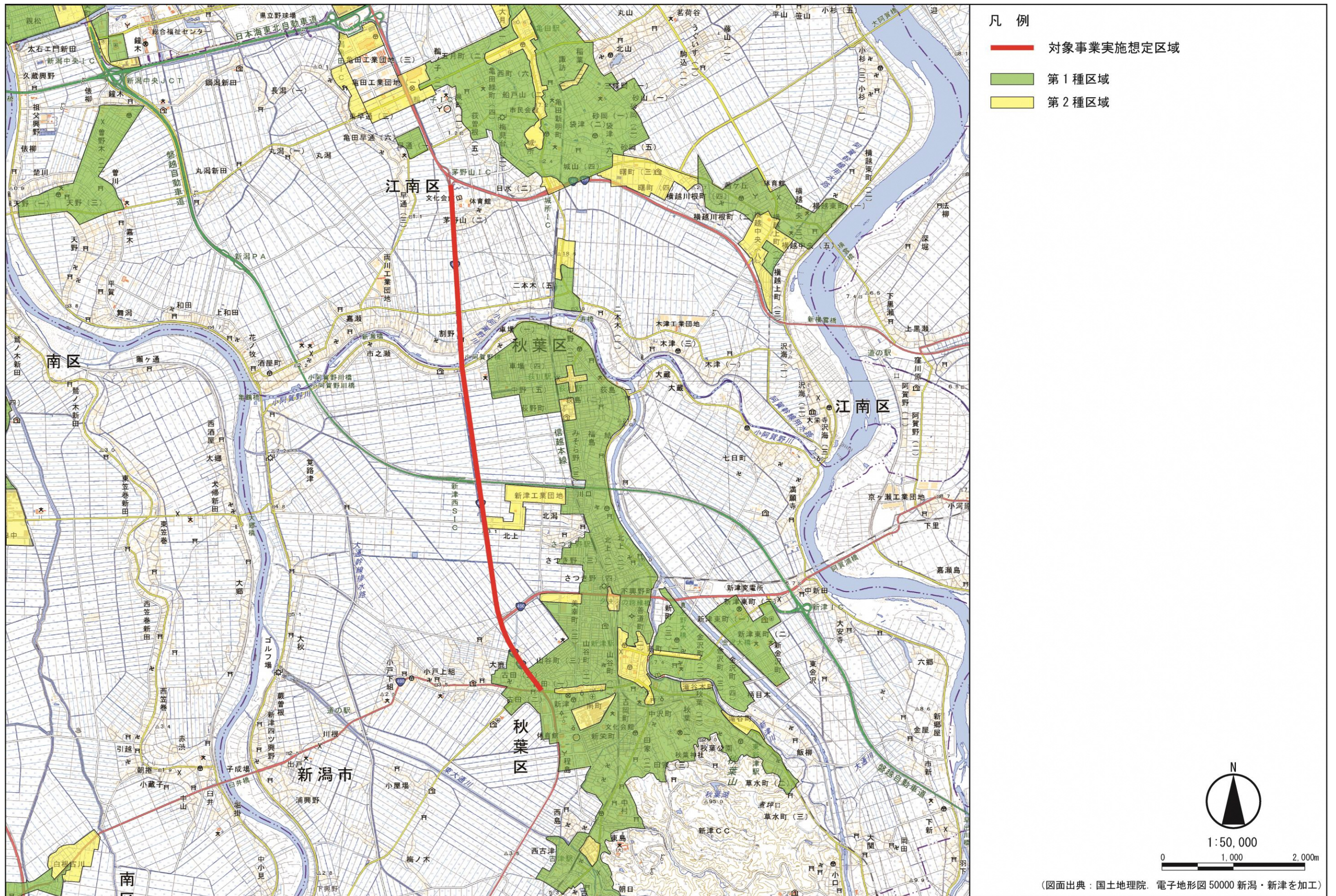


図 3.3.1(7) 社会的状況（振動規制法による規制区域）

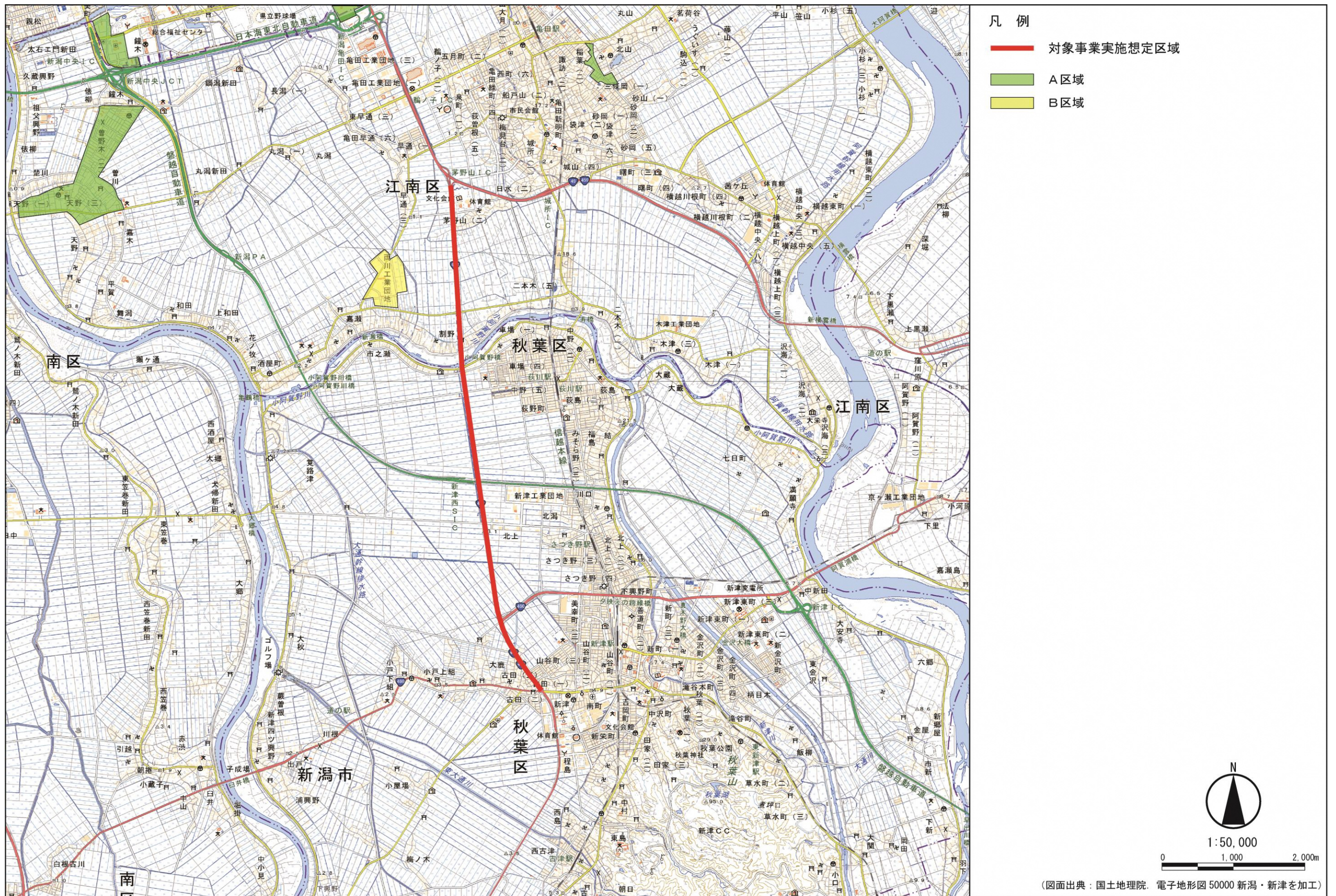


図 3.3.1(8) 社会的状況（悪臭防止法による特定悪臭物質規制区域）

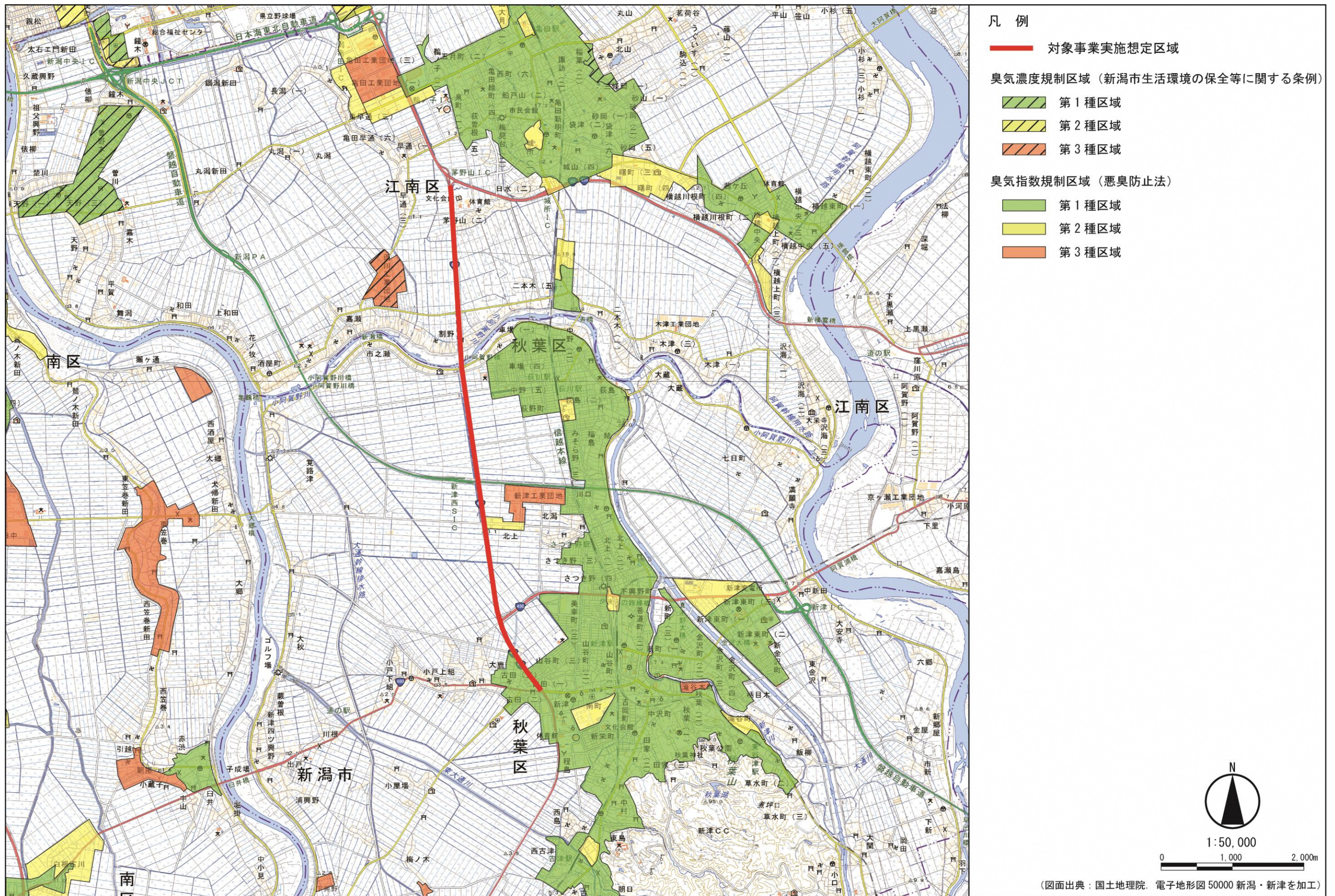


図 3.3.1(9) 社会的状況（新潟市生活環境の保全等に関する条例及び悪臭防止法による悪臭の規制基準指定図）

表 3.3.2(1) 人口及び世帯数

行政区分	令和2年				平成27年との比較		
	人口 (人)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	増減数 (人)	増減率 (%)
新潟市	789,275	726.27	1,086.8	331,272	810,157	△ 20,882	△ 2.6
新潟県	2,201,272	12,583.96	174.9	864,750	2,304,264	△ 102,992	△ 4.5

出典：「令和2年国勢調査 人口等基本集計」（令和3年11月30日 総務省統計局）

表 3.3.2(2) 就業者数(令和2年国勢調査)

行政区分	就業者数 (人)	第1次産業		第2次産業		第3次産業	
		就業者数 (人)	割合 (%)	就業者数 (人)	割合 (%)	就業者数 (人)	割合 (%)
新潟市	402,267	12,729	3.2	86,462	21.5	303,076	75.3
新潟県	1,136,258	58,782	5.3	322,523	29.0	754,953	67.8

出典：「令和2年国勢調査 就業状態等基本集計 別表2」（令和4年6月22日 新潟県総務部統計課）

表 3.3.2(3) 農業産出額等（令和2年）

行政区分	総農家数 (戸)	農業 産出額 (1,000万円)	全県に対する農業産出額 構成比 (%)
新潟市	9,675	5,699	22.6
新潟県	62,556	25,260	100.0

出典：「2020年農林業センサス報告書 第1巻都道府県別統計書」（令和3年12月24日 農林水産省）

「令和2年 都道府県別農業産出額及び生産農業所得」（令和4年12月27日 農林水産省）

「令和2年 市町村別農業産出額（推計）」（令和4年3月29日 農林水産省）

表 3.3.2(4) 工業製造品出荷額等（令和2年）

行政区分	事業所数	従業者数 (人)	製造品出荷額 (百万円)	全県に対する出荷 額構成比 (%)
新潟市	949	37,478	1,083,391	22.8
新潟県	5,053	186,900	4,753,251	100.0

出典：「第132回 新潟県統計年鑑 2021」（令和4年3月 新潟県総務部統計課）

「第134回 新潟県統計年鑑 2023」（令和6年3月 新潟県総務部統計課）

表 3.3.2(5) 商業出荷額等（令和3年）

行政区分	事業所数	従業者数 (人)	年間商品販売 額(百万円)	全県に対する販売 額構成比(%)
新潟市	7,370	68,053	3,112,690	49.2
新潟県	22,670	175,924	6,320,956	100.0

出典：「第134回 新潟県統計年鑑 2023」（令和6年3月 新潟県総務部統計課）

表 3.3.2(6) 観光入込客数（令和4年）

行政区分	令和4年 (人)	令和3年 (人)	平成3年比 (%)	全県に対する構成 比(令和4年, %)
新潟市	13,408,644	11,685,424	114.7	24.2
新潟県	55,324,776	42,997,139	128.7	100.0

出典：「令和4年新潟県観光入込客統計」（新潟県観光文化スポーツ部観光企画課）

表 3.3.2(7) 地目別土地利用の状況（令和5年）

(単位:ha, ()内は%)

行政区分	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地 その他	総数
新潟市	28,815.0 (39.7)	5,307.3 (7.3)	12,775.4 (17.6)	379.7 (0.5)	4,488.2 (6.2)	185.7 (0.3)	20,676.5 (28.5)	72,628.0 (100.0)
新潟県	156,744.5 (12.5)	33,235.1 (2.6)	51,208.5 (4.1)	2,688.8 (0.2)	334,646.5 (26.6)	24,473.1 (1.9)	655,398.6 (52.1)	1,258,395.0 (100.0)

注) 地目別の構成比は小数点第2位を四捨五入しているため、総数が合わない場合がある。

令和5年1月1日現在

出典：「第134回 新潟県統計年鑑 2023」（令和6年3月 新潟県総務部統計課）

表 3.3.2(8) 上水道利用の状況

所在地	事業 主体者名	計画給水 人口(人)	計画1日最大取水量(m ³)							地下水		
			地表水 (自流)	地下水			湧水	小計	浄水受水	小計	浅井戸数	深井戸数
				伏流水	浅井戸	深井戸						
新潟市	新潟市	800,000	513,253	0	0	0	0	513,253	38,000	551,253	0	0

出典：「令和3年度 新潟県の水道（令和4年3月31日現在）」（令和6年3月 新潟県福祉保健部）

表 3.3.2(9) 教育施設

分類	番号	名称	住所	
教育施設	幼稚園	1	新津第一幼稚園	秋葉区新津本町4-4-3
		2	新津第三幼稚園	秋葉区山谷町3-4785
		3	結幼稚園	秋葉区結160-3
	小学校	1	丸山小学校	江南区丸山300
		2	曾野木小学校	江南区天野2-7-1
		3	両川小学校	江南区酒屋町687-1
		4	東曾野木小学校	江南区鐘木214-1
		5	横越小学校	江南区横越中央6-3-1
		6	亀田小学校	江南区亀田新明町1-1-46
		7	早通小学校	江南区早通5-7-2
		8	亀田東小学校	江南区亀田水道町3-2-45
		9	亀田西小学校	江南区亀田四ツ興野4-1-1
		10	新津第一小学校	秋葉区新津本町4-4-3
		11	新津第二小学校	秋葉区新町2-3-3
		12	新津第三小学校	秋葉区山谷町3-4785
		13	結小学校	秋葉区結132
		14	荻川小学校	秋葉区車場992-1
		15	小合東小学校	秋葉区小戸上組234
		16	小合小学校	秋葉区出戸180
		17	阿賀小学校	秋葉区新津東町2-1325
		18	新関小学校	秋葉区下新766
		19	臼井小学校	南区臼井4483
		20	大鷲小学校	南区東笠巻1202
	中学校	1	曾野木中学校	江南区曾川甲387-1
		2	両川中学校	江南区酒屋町702-1
		3	横越中学校	江南区横越中央3-4-1
		4	亀田中学校	江南区城山1-3-5
		5	亀田西中学校	江南区早苗3-1-8
		6	新津第一中学校	秋葉区新栄町4-1
		7	新津第二中学校	秋葉区荻島1-15-17
8		新津第五中学校	秋葉区新津東町2-7-29	
9		小合中学校	秋葉区小戸下組77	
10		臼井中学校	南区臼井1425	
11		白根北中学校	南区鷲ノ木新田4814	
高等学校	1	新津高等学校	秋葉区秋葉1-19-1	
	2	新津工業高等学校	秋葉区新津東町1-12-9	
	3	東京学館新潟高等学校	中央区鐘木185-1	
大学	1	新潟薬科大学	秋葉区東島265-1	
	2	新潟薬科大学（新津駅東キャンパス）	秋葉区新津本町1-2-37	

出典：「新潟市立学校便覧」（令和6年5月 新潟市）

「新潟市の学校一覧」（新潟市ホームページ）

「新潟市地図情報サービス「にいがたeマップ」」（新潟市ホームページ）

表 3.3.2(10) 福祉施設（保育園・認定こども園）

分類	番号	名称	住所	
福祉施設	保育園	1	両川保育園	江南区酒屋町424-8
		2	ことぶき保育園	江南区天野3-1-38
		3	大江山保育園	江南区北山868
		4	横越中央保育園	江南区横越中央3-2-8
		5	横越双葉保育園	江南区木津5-5-10
		6	横越小杉保育園	江南区小杉3-14-16
		7	亀田第一保育園	江南区亀田新明町2-6-1
		8	亀田第二保育園	江南区諏訪1-6-10
		9	亀田第三保育園	江南区亀田東町3-5-15
		10	亀田第四保育園	江南区西町4-6-24
		11	よごしなかの保育園	江南区うぐいす1-16-5
		12	袋津保育園	江南区砂岡1-3-40
		13	栄徳寺保育園	江南区日水1-3-25
		14	亀田平和の園保育園	江南区亀田本町2-3-20
		15	早通保育園	江南区早通5-1-5
		16	かめだなかの保育園	江南区砂岡5-1571-1
		17	ひまわり保育園	江南区曙町5-4-31
		18	曾野木アルル保育園	江南区曾野木1-21-9
		19	新津東保育園	秋葉区日宝町9-4
		20	小合西保育園	秋葉区出戸181
		21	中新田保育園	秋葉区中新田512-1
		22	北上保育園	秋葉区さつき野4-15-12
		23	荻川ほのぼの保育園	秋葉区田島109
		24	白井保育園	南区赤洪4540
		25	大鷲保育園	南区東笠巻新田270-2
福祉施設	認定こども園	1	親松幼稚園	中央区親松136
		2	YOU鐘木こども園	中央区湖南27-6
		3	こどものいえこども園	中央区親松101-1
		4	割野こども園	江南区割野2092-3
		5	曾野木まるみ幼稚園	江南区曾野木1-19-17
		6	亀田カトリック幼稚園	江南区船戸山4-5-7
		7	このはこども園	江南区鵜ノ子3-4-44
		8	こども園トキめき	江南区亀田四ツ興野4-5-27
		9	いぶき保育園	江南区曾川甲518番1
		10	四つ葉こども園	江南区亀田向陽2-11-27
		11	敬愛こども園	秋葉区荻島3-1-20
		12	こども園あおぞら	秋葉区中沢町14-18
		13	こども園おひさま	秋葉区下新361-1
		14	にこにここども園	秋葉区あおば通2-24-5
		15	おぎかわこども園	秋葉区中野3-20-7
		16	こども園にじ	秋葉区新津東町2-2-8
		17	にいつ愛慈こども園	秋葉区新津本町1-9-6
		18	新津認定こども園（さくらこども園）	秋葉区南町10-3
		19	小阿賀ほのぼのこども園	秋葉区車場1-389-1
		20	Akiha森のようちえん	秋葉区田家3-17-80-25
		21	満日こども園	秋葉区七日町17-25
		22	新津カトリック幼稚園	秋葉区日宝町2-1
		23	さつき野こども園	秋葉区川口2181番地

出典：「新潟県社会福祉施設等名簿（令和5年度）」（令和5年4月 新潟県福祉保健部）
「保育園一覧」（新潟市ホームページ）
「認定こども園一覧」（新潟市ホームページ）

表 3.3.2(11) 福祉施設（老人福祉施設）（1/2）

分類	番号	名称	住所
福祉施設	老人福祉施設	1 はなことば新潟	中央区湖南5-2
		2 サニーウイング鳥屋野（有料）	中央区湖南508-3
		3 ショートステイ・ゆきよしとやの	中央区湖南1-14
		4 にいがた恵風園	江南区鍋湯新田382
		5 向陽の里	江南区亀田向陽2-6-1
		6 にいがた新生園	江南区曾川甲1333-1
		7 横雲の里	江南区阿賀野1-2-1
		8 かめだ本町の里（地域密着）（*1）	江南区亀田本町1-4-14
		9 にこやか（地域密着）（*1）	江南区横越中央5-2-3
		10 なかかんの里	江南区曙町4-1-29
		11 マチュアハウス横越	江南区阿賀野1-2-2
		12 第二にいがた園	江南区祖父興野270-1
		13 亀田園	江南区早通6-7-34
		6 グループホームしんせい	江南区曾川甲1333-1
		14 グループホームあけぼの	江南区曙町2-5-19
		15 認知症高齢者グループホームおおやちの家	江南区うぐいす2-7-5
		16 グループホームスマイル向陽	江南区亀田向陽1-8-7
		17 ニチイケアセンター新潟東	江南区横越川根町4-1-40
		18 グループホーム酒屋	江南区酒屋町330-3
		19 グループホームこうよう	江南区亀田向陽2-7-10
		20 グループホームスマイル亀田	江南区船戸山1-1-10
		21 ケアハウス新寿園	江南区鍋湯新田374
		22 サンライフ舞（特定）	江南区舞湯38
		16 有料老人ホームハートフルケア亀田向陽（特定）	江南区亀田向陽1-8-7
		23 きららふれあいの杜（特定）	江南区平賀194-1
		14 高齢者向け賃貸住宅 長寿	江南区曙町2-5-19
		24 ココファンガーデン新潟亀田	江南区早通4-2-5
		25 ショートステイ松明	江南区北山651
		26 曾野木ふれあいの杜	江南区楚川乙20-4
		27 ショートステイかめだなかの	江南区砂岡5-5-10
		28 ショートステイかめだ早通の里	江南区早通5-6-20
		29 トーク&トークかめだショートステイ	江南区東本町5-6-1
		30 ささえ愛わりの	江南区割野4028
		31 小規模多機能俵柳の里慶寿苑	江南区俵柳177-1
		32 S O M P O ケア新潟横越小規模多機能	江南区横越川根町4-1-10
		33 かんばらの里	秋葉区古田613-1
		34 はさぎの里	秋葉区七日町2186-9
		35 こぐち苑（*1）	秋葉区小口443
		36 こうめの里（地域密着）（*1）	秋葉区小屋場335-1
		37 真寿苑（地域密着）（*1）	秋葉区大鹿516-1
		38 あがうら	秋葉区東金沢1459-5
		39 藤花（地域密着）（*1）	秋葉区新津本町1-11-12
		40 藤花・荻川（地域密着）（*1）	秋葉区田島109
		41 藤花・小阿賀（地域密着）（*1）	秋葉区車場1-389-1
		42 健進館	秋葉区古田608
		43 おぎの里	秋葉区荻野町3-8
		44 夢眠あきは	秋葉区大関242-1
		45 グループホーム風見鶏	秋葉区柄目木352
		46 はあとふるあたごグループホーム新津	秋葉区荻野町2-26
		47 認知症対応型共同生活介護事業所グループホームたきや	秋葉区滝谷町4-19
		48 グループホームささえ愛なかよし家	秋葉区中沢町8-28
		49 グループホームふれあいの杜新津	秋葉区善道町2-1-1
		50 グループホームあがうら和	秋葉区東金沢1674-5
		51 ケアハウス真寿苑	秋葉区大鹿522
		35 生活支援ハウスこぐち苑	秋葉区小口443
52 シェアハウス鐘のなる家	秋葉区柄目木357-5		
53 すずらん	秋葉区中野5-2-27		
54 リビングハウス荻川	秋葉区荻島3-20-43		
55 アレック北栄 東金沢	秋葉区東金沢1690-1		

表 3.3.2(11) 福祉施設（老人福祉施設）（2/2）

分類	番号	名称	住所	
福祉施設	老人福祉施設	56	すずらん車場	秋葉区車場1-7-14
		57	あいおいの里 三枚瀧	秋葉区覚路津1267-1
		58	高齢者専用賃貸住宅 福寿荘	秋葉区美幸町1-3-2
		59	はあとふるあたご介護付有料老人ホームおぎかわ（特定）	秋葉区車場897-1
		59	はあとふるあたご住宅型有料老人ホームおぎかわ	秋葉区車場897-1
		60	希望の庵 良寛（有料）	秋葉区滝谷町4-26
		61	さくらすまいる新津東町（有料）	秋葉区新津東町1-5-26
		62	メディクオール秋葉（有料）	秋葉区新町1-5-18
		63	ショートステイ「藍の里」	秋葉区市之瀬1030-1
		64	新津ショートステイ花はな	秋葉区新津4528-1
		65	ショートステイスマイル花はな	秋葉区小戸下組24-1
		66	ショートステイすずらん川口	秋葉区川口144
		67	デイサービスセンターかんばらの里	秋葉区古田616-7
		68	さぼ〜とハウスこでまり	秋葉区荻島3-20-24
		47	小規模多機能型居宅介護事業所よってけ亭	秋葉区滝谷町4-19
		69	なじみの家きなせや荻川	秋葉区荻野町1-38
		70	ささえ愛きたかみ	秋葉区北上2-13-7
		71	小規模多機能型居宅介護事業所こもれび亭	秋葉区大鹿514-1
		72	さぼ〜とハウスひなぎく	秋葉区七日町826-1
		73	さぼ〜とハウスさつきの	秋葉区さつき野4-15-39
		59	はあとふるあたご小規模多機能ホームおぎかわ	秋葉区車場897-1
		74	はあとふるあたご看護小規模多機能ホームあきは	秋葉区荻野町2-10
		75	白根やすらぎの里	南区鷲ノ木新田4018-1
		76	グループホームうすい	南区白井1435-3
		75	ケアハウスやすらぎ	南区鷲ノ木新田4018-1
		75	白根やすらぎ	南区鷲ノ木新田4018-1
76	小規模多機能ホームうすい	南区白井1435-3		

注）表中の（*1）はユニット型施設を示す。

出典：「新潟県社会福祉施設等名簿（令和5年度）」（令和5年4月 新潟県福祉保健部）

表 3.3.2(12) 医療機関

分類	番号	名称	住所	
医療機関	病院	1	猫山宮尾病院	中央区湖南14-7
		2	新潟市民病院	中央区鐘木463-7
		3	亀田第一病院	江南区西町2-5-22
		4	下越病院	秋葉区東金沢1459-1
		5	新津医療センター病院	秋葉区古田610
		6	新津信愛病院	秋葉区中村271

出典：「医療情報ネット（ナビイ）」（厚生労働省）

「病院名簿 救急病院等一覧表（令和6年4月1日現在）」（新潟県福祉保健部地域医療政策課）

表 3.3.2(13) 文化施設

分類	番号	名称	住所	
文化施設	図書館	1 亀田図書館	江南区茅野山3-1-14	
		2 新津図書館	秋葉区日宝町6-2	
		3 曾野木地区図書室	江南区天野2-7-2	
		4 両川地区図書室	江南区酒屋町821-8	
		5 横越地区図書室	江南区いぶき野1-1-2	
		6 荻川地区図書室	秋葉区中野5-1-50	
	資料館	1 江南区郷土資料館	江南区茅野山3-1-14	
		2 新津鉄道資料館	秋葉区新津東町2-5-6	
	運動施設	1	HARD OFF ECOスタジアム新潟	中央区長潟570
		2	MGC三菱ガス化学 アイスアリーナ	中央区鐘木257-17
		3	かわね公園多目的グラウンド	江南区亀田工業団地1-2528-17
		4	亀田運動広場	江南区亀田緑町1-810-3
		5	横越総合体育館	江南区いぶき野1-1-1
		6	亀田総合体育館	江南区茅野山3-1-13
		7	横越体育センター	江南区二本木3-2-50
		8	第1やすらぎ公園テニスコート	江南区木津工業団地
		9	市之瀬運動広場	秋葉区市之瀬746-1
		10	新津B&G海洋センター	秋葉区七日町2186-9
		11	新津七日町運動広場	秋葉区七日町2186-11
		12	新津東部運動広場庭球場	秋葉区古田ノ内大野開13
		12	新津東部運動広場	秋葉区古田ノ内大野開13
		13	新津東町庭球場	秋葉区新津東町1-246-1
		14	新津地域学園 (体育施設)	秋葉区新津東町2-5-6
		15	新津金屋運動広場	秋葉区金屋260-1
		16	阿賀野川水辺プラザ公園	秋葉区市新594-13地先
	17	秋葉区総合体育館	秋葉区程島2009	
	17	新津武道館	秋葉区程島2009	

出典：「新潟市地図情報サービス「こいがたeマップ」」（新潟市ホームページ）

表 3.3.2(14) 廃棄物処理施設

区分	名称	所在
中継施設	新津クリーンセンター	新潟市秋葉区小口1289番地1
し尿処施設	舞平清掃センター	新潟市江南区平賀161番地1
下水道投入施設	新津浄化センターし尿受 入施設	新潟市秋葉区古田ノ内大野開 2番地

出典：「廃棄物処理施設一覧」（新潟市ホームページ）

表 3.3.2(15) 一般廃棄物処理業者

名称	所在	取扱廃棄物
有限会社バイオマスJUN	新潟市秋葉区新町一丁目2番 37号	堆肥化（木くず類、 食品系廃棄物）
有限会社ケイ・エス環境興業	新潟市秋葉区子成場271番地2	破碎（木くず類）

出典：「一般廃棄物処理業許可業者（令和6年2月20日現在）」
（新潟市ホームページ）

表 3.3.2(16) 産業廃棄物処理業者

名称	所在	区分
新潟特殊企業 株式会社	新潟市江南区丸湯新田726番地1	中間処理施設
有限会社 ウッドリサイクル	新潟市秋葉区新町三丁目13番16号	中間処理施設
有限会社 窪田水研	新潟市江南区曙町三丁目12番12号	中間処理施設
有限会社 ケイ・エス環境興業	新潟市秋葉区子成場271番地2	中間処理施設
株式会社 小山セメント工業所	新潟市秋葉区覚路津字下等別当2481 番地2	中間処理施設
坂上興産 株式会社	新潟市秋葉区子成場字長左衛門沼274 番地1	中間処理施設
有限会社 シンキ	阿賀野市下黒瀬1362番地1	中間処理施設
有限会社 田邊木材	新潟県新潟市秋葉区東島592番地1	中間処理施設
株式会社 新潟エコテック	新潟県新潟市秋葉区古田ノ内大野開 143番地3	中間処理施設
一般財団法人 新潟県環境分析センター	新潟県新潟市江南区祖父興野53番地1	中間処理施設
有限会社 新津清掃社	新潟県新潟市秋葉区川口字乙580番地 23	中間処理施設
株式会社 布川産業	新潟県新潟市秋葉区荻島二丁目32番6 号	中間処理施設
有限会社 バイオマスJUN	新潟市秋葉区新町一丁目2番37号	中間処理施設
有限会社 山崎銅鉄店	新潟県新潟市江南区横越中央7丁目2 番20号	中間処理施設

出典：「（処分業）許可業者一覧（令和6年2月29日現在）」（新潟県環境局資源循環推進課）
「産業廃棄物処分業者一覧（令和6年4月10日現在）」（新潟市環境部廃棄物対策課）

表 3.3.2(17) 一般廃棄物処理状況

(令和4年度)

市町村名	処理・処分内訳				合計
	直接焼却量 (t)	焼却以外の中間処理量 (t)	直接最終処分量 (t)	直接資源化量 (t)	
新潟市	194,992	32,375	2,723	26,314	256,404
新潟県	584,324	111,224	5,561	62,567	763,676

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果 令和4年度」
(令和6年4月19日 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課)

表 3.3.2(18) し尿処理状況

(令和4年度)

市町村名	処理内訳			合計
	し尿処理施設 (KL/年)	下水道投入 (KL/年)	その他 (KL/年)	
新潟市	11,339	1,614	0	12,953
新潟県	62,981	12,874	0	75,855

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果 令和4年度」
(令和6年4月19日 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課)

表 3.3.2(19) 大気汚染（大気質に係る環境基準）

物質	環境上の条件	告示
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	昭和48年5月16日 環境庁告示第35号
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	昭和48年5月8日 環境庁告示第25号
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	昭和48年5月8日 環境庁告示第25号
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	昭和53年7月11日 環境庁告示第38号
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が0.06ppm以下であること。	昭和48年5月8日 環境庁告示第25号

- 注1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
 注2) 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。
 注3) 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則として、このゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。
 注4) 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

表 3.3.2(20) 大気汚染（有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準）

物質	環境上の条件	告示
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	平成9年2月4日 環境庁告示第4号
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。	平成30年11月19日 環境省告示第100号
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	平成9年2月4日 環境庁告示第4号
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	平成13年4月20日 環境省告示第30号

- 注1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
 注2) ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

表 3.3.2(21) 大気汚染（ダイオキシン類に係る大気環境基準）

物質	環境上の条件	告示
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。	平成11年12月27日 環境庁告示第68号

- 注1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
 注2) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

表 3.3.2(22) 大気汚染（微小粒子状物質に係る大気環境基準）

物質	環境上の条件	告示
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	平成21年9月9日 環境省告示第33号

- 注1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
 注2) 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

表 3.3.2(23) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域以外の地域（一般地域））

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
A A	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注1) 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

注2) A Aを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

注3) Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

注4) Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

注5) Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日 環境庁告示第64号）

表 3.3.2(24) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

注1) 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

注2) 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日 環境庁告示第64号）

表 3.3.2(25) 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下）によることができる。	

注1) 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

注2) 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の市町村道である。

注3) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは以下のとおりである。

2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は道路端から15mまで。

2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路は道路端から20mまで。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日 環境庁告示第64号）

表 3.3.2(26) 騒音に係る規制基準（騒音規制法に基づく特定施設）

特定施設の種類、規模及び能力
<p>金属加工機械</p> <ul style="list-style-type: none"> ・圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のものに限る。) ・製管機械 ・ベンディングマシン(ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。) ・液圧プレス(矯正プレスを除く。) ・機械プレス(呼び加圧能力が294kN以上のものに限る。) ・せん断機(原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。) ・鍛造機 ・ワイヤーフォーミングマシン ・ブラスト(タンブラスト以外ののものであって、密閉式を除く。) ・タンブラー ・切断機(といしを用いるものに限る。)
<p>空気圧縮機(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)及び送風機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)</p>
<p>土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)</p>
<p>織機(原動機を用いるものに限る。)</p>
<p>建設用資材製造機械</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m³以上のものに限る。) ・アスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。)
<p>穀物用製粉機(ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)</p>
<p>木材加工機械</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドラムバーカー ・チップパー(原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。) ・碎木機 ・帯のこ盤(製材用は原動機の定格出力が15kW以上、木工用は原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。) ・丸のこ盤(製材用は原動機の定格出力が15kW以上、木工用は原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。) ・かんな盤(原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。)
<p>抄紙機</p>
<p>印刷機械(原動機を用いるものに限る。)</p>
<p>合成樹脂用射出成形機</p>
<p>鋳造型機(ジョルト式のものに限る。)</p>

出典：「騒音規制法施行令」(昭和43年11月27日政令第324号)

表 3.3.2(27) 騒音に係る規制基準（新潟市条例に基づく指定施設）

番号	施設の種類		規模能力
1	金属加工機械	(1) 圧延機械	すべてのもの
		(2) ベンディングマシン（ロール式のものに限る。）	
		(3) 機械プレス	
		(4) せん断機（原動機を使用するものに限る。）	
		(5) 研磨機（工具用を除く。）	
		(6) 高速切断機	
		(7) 自動旋盤（棒材加工用のものに限る。）	
2	圧縮機及び送風機		原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。
3	撚糸機		すべてのもの
4	木材加工機械	(1) チッパー	原動機の定格出力が0.75キロワット以上のものに限る。
		(2) 帯のご盤	
		(3) 丸のご盤	
		(4) かな盤	
5	バーナー		バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算で1時間当たり15リットル以上のもの。
6	電気炉		すべてのもの
7	キューボラ		
8	遠心分離機		
9	コンクリート管、コンクリート柱又はコンクリートブロック製造機		すべてのもの
10	ドラム缶洗浄機		
11	スチームクリーナー		
12	ポンプ		原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。
13	天井走行クレーン及び門型走行クレーン		原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。
14	集じん機		すべてのもの
15	冷凍機（往復動式、ロータリー式又は遠心式のものに限る。）		
16	クーリングタワー		原動機の定格出力が0.75キロワット以上のものに限る。

出典：「新潟市生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成8年3月1日規則第5号）

表 3.3.2(28) 騒音に係る規制基準（特定（指定）施設）

区域の区分	昼間		夕		夜間		朝	
	騒音	時間	騒音	時間	騒音	時間	騒音	時間
第1種区域	50デシベル	午前8時～午後6時	40デシベル	午後6時～午後9時	40デシベル	午後9時～翌日午前6時	40デシベル	午前6時～午前8時
第2種区域	55デシベル		50デシベル		45デシベル			
第3種区域	65デシベル	午前8時～午後8時	60デシベル	午後8時～午後10時	50デシベル	午後10時～翌日午前6時	60デシベル	
第4種区域	70デシベル		65デシベル		60デシベル		65デシベル	

注1) 工場等が他の区域に隣接する場合で、当該工場等の属する区域の基準値が、当該隣接する区域の基準値より大きいときは、当該工場等と当該隣接する区域と接する部分に限り、当該工場等に適用する基準値は当該隣接する区域の基準値とする。

注2) 第3種区域及び第4種区域内にある学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内の規制基準は、この表から5デシベルを減じた値とする。

出典：「新潟市生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成8年3月1日規則第5号）

表 3.3.2(29) 騒音に係る規制基準（騒音規制法に基づく特定建設作業）

作業内容
1. くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2. びょう打機を使用する作業
3. さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
4. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるのものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5. コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6. バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。）を使用する作業
7. トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。）を使用する作業
8. ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。）を使用する作業

出典：「騒音規制法施行令」（昭和43年11月27日政令第324号）

表 3.3.2(30) 騒音に係る規制基準（新潟市条例に基づく指定建設作業）

1. ブルドーザー、トラクターショベル、ショベル系掘削機械又はクローラ式建設機械を使用する作業
2. コンクリートカッターを使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る）

出典：「新潟市生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成8年3月1日規則第5号）

表 3.3.2(31) 騒音に係る規制基準（特定（指定）建設作業）

基準値	作業ができない時間		1日当たりの作業時間		同一場所における作業期間	作業日
	付表1の区域	付表2の区域	付表1の区域	付表2の区域		
騒音：85dB	午後7時 ～ 翌日午前7時	午後10時 ～ 翌日午前6時	10時間を 超えない こと	14時間を 超えない こと	連続して6日 を超えない こと	日曜日その 他の休日 でないこと

付表

<p>1 騒音規制法に掲げる区域の区分のうち、次に掲げる区域</p> <p>(1) 第1種区域</p> <p>(2) 第2種区域</p> <p>(3) 第3種区域</p> <p>(4) 第4種区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートルの区域</p> <p>ア 学校教育法第1条に規定する学校</p> <p>イ 児童福祉法第7条第1項に規定する保育所</p> <p>ウ 医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの</p> <p>エ 図書館法第2条第1項に規定する図書館</p> <p>オ 老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム</p> <p>カ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園</p> <p>2 騒音規制法に掲げる区域の区分のうち、1に掲げる区域以外の区域</p>

出典：「新潟市生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成8年3月1日規則第5号）

表 3.3.2(32) 騒音に係る届出及び規制基準が適用される指定地域

区域	用途地域	その他の指定地域
第1種区域	風致地区 (秋葉風致地区を除く) 第一種低層住居専用 地域 第二種低層住居専用 地域	西区：寺地の一部
第2種区域	第一種中高層住居専用 地域 第二種中高層住居専用 地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	北 区：浦ノ入の一部、木崎の一部、樋ノ入の一部 江南区：横越上町一丁目の一部、横越の一部、早通一丁目、 早通二丁目 秋葉区：小須戸の一部 南 区：北田中の一部、高井興野の一部、高井東一丁目、 高井東二丁目の一部、高井東三丁目、根岸の一部、 居宿の一部、大倉の一部、大倉新田の一部、 山王の一部、山王新田の一部、七穂の一部、 吉江の一部、吉田新田の一部、鱒瀬の一部、 鱒瀬一丁目の一部、神屋の一部、小坂の一部、 十五間の一部、保坂の一部、味方の一部、 和泉の一部、上下諏訪木の一部、七軒の一部、 白根ノ内七軒の一部、戸頭の一部、能登の一部、 白根古川の一部、西白根の一部、上新田の一部、 新飯田の一部 西 区：立仏の一部、鳥原の一部、金巻の一部 西蒲区：川崎の一部、鱸の一部、善光寺の一部、 曾根の一部、旗屋の一部、槇島の一部、 松崎の一部、潟浦新の一部、上小吉の一部、 高野宮の一部、河間の一部、小吉の一部、 中之口の一部、東小吉の一部、東船越の一部、 三ツ門の一部、門田の一部、赤鎗の一部、 巻甲の一部、堀山新田の一部、巻乙の一部、 割前的一部分
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	北 区：木崎の一部、笹山の一部 江南区：横越上町一丁目の一部 秋葉区：小須戸の一部 南 区：上塩俵の一部、下塩俵の一部、中塩俵の一部、 根岸の一部、居宿の一部、鱒瀬の一部、 神屋の一部、小坂の一部、十五間の一部、 保坂の一部、小蔵子の一部、七軒の一部、 田中的一部分、戸頭の一部、白根古川の一部、 西白根の一部、上新田の一部、新飯田の一部 西 区：寺地の一部、山田の一部、鳥原の一部、 大野町の一部 西蒲区：曾根の一部、旗屋の一部、高野宮の一部、 小吉の一部、長場の一部、針ヶ曾根の一部、 東小吉の一部、門田の一部、六分
第4種区域	工業地域	北 区：内島見の一部、木崎の一部、笹山の一部、 樋ノ入の一部 西蒲区：赤鎗の一部、安尻の一部、下和納の一部

出典：「騒音指定地域」（新潟市ホームページ）

表 3.3.2(33) 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼 間	夜 間
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
a区域のうち2車線以上の道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
b区域のうち2車線以上の道路に面する区域及び c区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は、道路の境界線から20mまでの範囲をいう。）については、昼間75デシベル、夜間70デシベルとする。

注1) 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

注2) a～c区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として市長が定めた区域をいう。

ア a区域とは、専ら住居の用に供される区域。

イ b区域とは、主として住居の用に供される区域。

ウ c区域とは、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域。

出典：「新潟市の環境 資料編（令和4年度データ集）」（令和6年1月 新潟市環境部環境政策課）

表 3.3.2(34) 振動に係る規制基準（振動規制法に基づく特定施設）

特定施設の種類、規模及び能力
金属加工機械 ・液圧プレス(矯正プレスを除く) ・機械プレス ・せん断機(原動機の定格出力が1kW以上のものに限る。) ・鍛造機 ・ワイヤーフォーミングマシン(原動機の定格出力が37.5kW以上のものに限る。)
圧縮機(一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)
土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)
織機(原動機を用いるものに限る。)
コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のものに限る。)並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が10kW以上のものに限る。)
木材加工機械 ・ドラムバーカー ・チップパー(原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。)
印刷機械(原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。)
ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kW以上のものに限る。)
合成樹脂用射出成形機
鋳造型機(ジョルト式のものに限る。)

出典：「振動規制法施行令」（昭和51年10月22日政令第280号）

表 3.3.2(35) 振動に係る規制基準（新潟市条例に基づく指定施設）

番号	施設の種類	規模能力
1	金属加工機械	(1) 圧延機械
		(2) 製管機械
		(3) ベンディングマシン
		(4) 液圧プレス（矯正プレスに限る。）
		(5) ワイヤーフォーミングマシン
		すべてのもの
2	圧縮機	原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。
3	ポンプ	
4	遠心分離機	直径が1.2メートル以上のものに限る。
5	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい又は分級機	すべてのもの
6	コンクリート管、コンクリート柱又はコンクリートブロック製造機	
7	ディーゼルエンジン又はガソリンエンジン（船舶又は車両の原動機として使用するものを除く。）	定格出力が15キロワット以上のものに限る。
8	オシレーティングコンベア	すべてのもの

出典：「新潟市生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成8年3月1日規則第5号）

表 3.3.2(36) 振動に係る規制基準（特定（指定）施設）

区域の区分	昼間		夜間	
	振動	時間	振動	時間
第1種区域 第2種区域	60デシベル	午前8時～ 午後7時	55デシベル	午後7時～ 翌日午前8時
第3種区域 第4種区域	65デシベル	午前8時～ 午後8時	60デシベル	午後8時～ 翌日午前8時

注) 第3種区域及び第4種区域内にある学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内の規制基準は、この表から5デシベルを減じた値とする。

出典：「新潟市生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成8年3月1日規則第5号）
「振動規制基準」（新潟市ホームページ）

表 3.3.2(37) 振動に係る規制基準（振動規制法に基づく特定建設作業）

作業内容
1. くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3. 舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
4. ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）

出典：「振動規制法施行令」（昭和51年10月22日政令第280号）

表 3.3.2(38) 振動に係る規制基準（新潟市条例に基づく指定建設作業）

1 ブルドーザー、トラクターショベル、ショベル系掘削機械又はクローラ式建設機械を使用する作業
2 コンクリートカッターを使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る）

出典：「新潟市生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成8年3月1日規則第5号）

表 3.3.2(39) 振動に係る規制基準（特定（指定）建設作業）

基準値	作業ができない時間		1日当たりの作業時間		同一場所における作業期間	作業日
	付表1の区域	付表2の区域	付表1の区域	付表2の区域		
騒音：75dB	午後7時～ 翌日午前7時	午後10時～ 翌日午前6時	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続して6日を超えないこと	日曜日その他の休日でないこと

付表

1 騒音規制法に掲げる区域の区分のうち、次に掲げる区域 (1) 第1種区域 (2) 第2種区域 (3) 第3種区域 (4) 第4種区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートルの区域 ア 学校教育法第1条に規定する学校 イ 児童福祉法第7条第1項に規定する保育所 ウ 医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの エ 図書館法第2条第1項に規定する図書館 オ 老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム カ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園
2 騒音規制法に掲げる区域の区分のうち、1に掲げる区域以外の区域

出典：「新潟市生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成8年3月1日規則第5号）

表 3.3.2(40) 振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度

区域の区分	時間の区分			
	昼 間		夜 間	
	振動レベル	時間	振動レベル	時間
第1種区域	65デシベル	午前8時～ 午後7時	60デシベル	午後7時～ 翌日の午前8時
第2種区域	70デシベル	午前8時～ 午後8時	65デシベル	午後8時～ 翌日の午前8時

注) 第1種区域及び第2種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として市長が定めた区域をいう。

ア 第1種区域とは、良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域。

イ 第2種区域とは、住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域。

出典：「新潟市の環境 資料編（令和4年度データ集）」（令和6年1月 新潟市環境部環境政策課）

表 3.3.2(41) 振動に係る届出及び規制基準が適用される指定地域

区域	用途地域	その他の指定地域
第1種区域	風致地区 (秋葉風致地区を除く) 第一種低層住居専用 地域 第二種低層住居専用 地域 第一種中高層住居専用 地域 第二種中高層住居専用 地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	北 区：浦ノ入の一部、木崎の一部、樋ノ入の一部 江南区：横越上町一丁目の一部、横越の一部、早通一丁目、 早通二丁目 秋葉区：小須戸の一部 南 区：北田中の一部、高井興野の一部、高井東一丁目、 高井東二丁目の一部、高井東三丁目、根岸の一部、 居宿の一部、大倉の一部、大倉新田の一部、 山王の一部、山王新田の一部、七穂の一部、 吉江の一部、吉田新田の一部、鯉瀬の一部、 鯉瀬一丁目の一部、神屋の一部、小坂の一部、 十五間の一部、保坂の一部、味方の一部、 和泉の一部、上下諏訪木の一部、七軒の一部、 白根ノ内七軒の一部、戸頭の一部、能登の一部、 白根古川の一部、西白根の一部、上新田の一部、 新飯田の一部 西 区：寺地の一部、立仏の一部、鳥原の一部、金巻の一部 西蒲区：川崎の一部、鱸の一部、善光寺の一部、 曾根の一部、旗屋の一部、榎島の一部、 松崎の一部、潟浦新の一部、上小吉の一部、 高野宮の一部、河間の一部、小吉の一部、 中之口の一部、東小吉の一部、東船越の一部、 三ツ門の一部、門田の一部、赤鎗の一部、 巻甲の一部、堀山新田の一部、巻乙の一部、 割前の一部
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	北 区：内島見の一部、木崎の一部、笹山の一部、 樋ノ入の一部 江南区：横越上町一丁目の一部 秋葉区：小須戸の一部 南 区：上塩俵の一部、下塩俵の一部、中塩俵の一部、 根岸の一部、居宿の一部、鯉瀬の一部、 神屋の一部、小坂の一部、十五間の一部、 保坂の一部、小蔵子の一部、七軒の一部、 田中的一部分、戸頭の一部、白根古川の一部、 西白根の一部、上新田の一部、新飯田の一部 西 区：寺地の一部、山田の一部、鳥原の一部、大野町の一部 西蒲区：曾根の一部、旗屋の一部、高野宮の一部、 小吉の一部、長場の一部、針ヶ曾根の一部、 東小吉の一部、門田の一部、六分、赤鎗の一部、 安尻の一部、下和納の一部

出典：「振動指定地域」（新潟市ホームページ）

表 3.3.2(42) 悪臭に係る規制基準（新潟市内の規制概要）

事業場の場所	規制の概要
旧新潟市かつ規制区域内	悪臭防止法により、すべての事業場は、敷地境界、排出口及び排水水において、特定悪臭物質濃度の基準を遵守する。 新潟市生活環境の保全等に関する条例により、指定施設を設置する事業場は、敷地境界及び排出口において、臭気濃度の基準を遵守、新潟市に届け出る。
上記以外かつ規制区域内	悪臭防止法により、すべての事業場は、敷地境界、排出口及び排水水において、臭気指数の基準を遵守する。

注) 平成17年合併以前に新潟市に属していた地域を「旧新潟市」という。
出典：「悪臭防止対策」（新潟市ホームページ）

表 3.3.2(43) 悪臭に係る規制基準（悪臭防止法による規制基準（特定悪臭物質））

物質名	A区域基準 (ppm)	B区域基準 (ppm)
アンモニア	1	2
メチルメルカプタン	0.002	0.004
硫化水素	0.02	0.06
硫化メチル	0.01	0.05
二硫化メチル	0.009	0.03
トリメチルアミン	0.005	0.02
アセトアルデヒド	0.05	0.1
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006
イソブタノール	0.9	4
酢酸エチル	3	7
メチルイソブチルケトン	1	3
トルエン	10	30
スチレン	0.4	0.8
キシレン	1	2
プロピオン酸	0.03	0.07
ノルマル酪酸	0.001	0.002
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002
イソ吉草酸	0.001	0.004

出典：「悪臭防止対策」（新潟市ホームページ）

表 3.3.2(44) 悪臭に係る規制基準（特定悪臭物質規制区域）

区域	対象地域
A区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域 他 上記に相当する地域
B区域	工業地域、工業専用地域 他 悪臭に順応する地域

出典：「悪臭防止対策に関するパンフレット」（新潟市）

表 3.3.2(45) 悪臭に係る規制基準（悪臭防止法による規制基準（排水））

対象となる特定悪臭物質	排水の流量 (m ³ /s)	A区域基準 (mg/L)	B区域基準 (mg/L)
メチルメルカプタン	0.001以下	0.03	0.06
	0.001を超え、0.1以下	0.007	0.01
	0.1を超える	0.002	0.003
硫化水素	0.001以下	0.1	0.3
	0.001を超え、0.1以下	0.02	0.07
	0.1を超える	0.005	0.02
硫化メチル	0.001以下	0.3	2
	0.001を超え、0.1以下	0.07	0.3
	0.1を超える	0.01	0.07
二硫化メチル	0.001以下	0.6	2
	0.001を超え、0.1以下	0.1	0.4
	0.1を超える	0.03	0.09

出典：「悪臭防止対策」（新潟市ホームページ）

表 3.3.2(46) 悪臭に係る規制基準（指定施設）

施設の種類		規模又は能力
1	鶏、豚又は牛の飼養の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 飼養施設 (2) ふん尿処理施設（次号に掲げるものを除く。）	鶏舎の総面積若しくは牛房の総面積が100平方メートル未満又は豚房の総面積が50平方メートル未満の工場等に係るものを除く。
2	有機質肥料の製造（原料として家畜及び家きんのふん尿を使用するものに限る。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 強制発酵施設 (2) 乾燥施設	原料の処理能力が1日当たり500キログラム未満の工場等に係るものを除く。
3	動物質の飼料、肥料若しくは油脂又はこれらの原料の製造（原料として獣畜、魚介類又は鳥類の皮、骨、羽毛、臓器等を使用するものに限る。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 原料置場 (2) 粉碎施設 (3) 煮ふつ施設 (蒸解施設を含む。) (4) 乾燥施設 (5) 真空濃縮施設 (6) 排水処理施設 (7) 発酵施設	すべてのもの
4	塗装業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 吹付施設 (2) 乾燥施設	(1) の吹付施設の塗料及び溶剤の吹付能力が1時間当たり3リットル未満の工場等に係るものを除く。
5	し尿処理の用に供する施設（当該施設と一体として使用する汚泥又はし渣の乾燥施設及び焼却施設を含む。）	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が3,000人未満のし尿浄化槽（当該し尿浄化槽と一体として使用する汚泥又はし渣の乾燥施設及び焼却施設を含む。）を除く。

出典：「悪臭防止対策」（新潟市ホームページ）

表 3.3.2(47) 悪臭に係る規制基準（臭気濃度（敷地境界及び排出口））

区域の区分	許容限度	
	指定工場等の敷地の境界線の地表における臭気濃度	指定施設の煙突その他の気体排出口における臭気濃度
第1種区域	10	1,000
第2種区域	15	2,000
第3種区域	20	3,000

出典：「新潟市生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成8年3月1日規則第5号）

表 3.3.2(48) 悪臭に係る規制基準（臭気濃度規制区域）

区域	対象地域
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域 他 上記に相当する地域
第2種区域	準工業地域 他 工業、農林漁業の用に併せて住居の用に供されている地域
第3種区域	工業地域、工業専用地域 他 悪臭に順応する地域

出典：「新潟市生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成8年3月1日規則第5号）

表 3.3.2(49) 悪臭に係る規制基準（臭気指数（敷地境界線及び排水水の規制基準））

区域の区分	敷地境界線の基準 （単位：臭気指数）	排水水の基準 （単位：臭気指数）
第1種区域	10	26
第2種区域	12	28
第3種区域	13	29

出典：「悪臭防止対策」（新潟市ホームページ）

表 3.3.2(50) 悪臭に係る規制基準（臭気指数（排水口の規制基準））

区分	排出口の高さ	
	15メートル以上	15メートル未満
規制基準	悪臭防止法施行規則第6条の2第1項1号に規定する計算式を用いて算出された臭気排出強度	悪臭防止法施行規則第6条の2第1項2号に規定する計算式を用いて算出された臭気指数

出典：「悪臭防止対策」（新潟市ホームページ）

表 3.3.2(51) 悪臭に係る規制基準（臭気指数規制区域）

区域	対象地域
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域 他 上記に相当する地域
第2種区域	準工業地域 他 工業、農林漁業の用に併せて住居の用に供されている地域
第3種区域	工業地域、工業専用地域 他 悪臭に順応する地域

出典：「悪臭防止対策に関するパンフレット」（新潟市）

表 3.3.2(52) 水質に係る環境基準（人の健康の保護に関する環境基準）

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
備考	<p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。</p> <p>4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。</p>

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

表 3.3.2(53) 水質に係る環境基準（生活環境の保全に係る環境基準（河川））（1/2）

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級 自然環境保全 及び A 以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/ 100mL以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水 浴 及び B 以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/ 100mL以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU/ 100mL以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水 及び E の欄に 掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の 浮遊が認め られないこと。	2mg/L以上	—
備考						
<p>1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。</p> <p>2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。</p> <p>3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。</p> <p>4 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100mL以下とする。</p> <p>5 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。（湖沼、海域もこれに準ずる。）。</p> <p>6 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。</p>						

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の
水産生物用
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

表 3.3.2(53) 水質に係る環境基準（生活環境の保全に係る環境基準（河川））(2/2)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考 1 基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）				

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

表 3.3.2(54) 水質に係る環境基準（生活環境の保全に係る環境基準（湖沼））（1/2）

項目 類型	利 用 目 的 性 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/ 100mL以下
A	水道2、3級 水産2級 水浴 及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/ 100mL以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水 及びCの欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	15mg/L以下	5mg/L以上	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の 浮遊が認め られないこと。	2mg/L以上	—
備考						
1 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。 2 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100mL以下とする。 3 水道3級を利用目的としている地点（水浴又は水道2級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数1000CFU/100mL以下とする。 4 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)）/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。						

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の
水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの、又は、特殊な浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

表 3.3.2(54) 水質に係る環境基準（生活環境の保全に係る環境基準（湖沼））(2/2)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考 1 基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）				

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

表 3.3.2(55) 水質に係る環境基準（地下水の水質汚濁に係る環境基準）

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
クロロエチレン	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
備考	
1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。	
2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	
3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。	
4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準」（平成9年3月13日環境庁告示第10号）

表 3.3.2(56) 水質に係る規制基準（水質汚濁防止法に係る排水基準）(1/2)

有害項目

項 目	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L
シアン化合物	1 mg/L
有機リン化合物 (パラチオン, メチルパラチオン, メチルジメトン及びE P Nに限る。)	1 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg/L
六価クロム化合物	0.2 mg/L
砒素及びその化合物	0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10mg/L 海域 230mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外 8mg/L 海域 15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg/L
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L
備考	
<p>1. 「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。</p>	

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日総理府令第35号）

表 3.3.2(56) 水質に係る規制基準（水質汚濁防止法に係る排水基準）(2/2)

その他の項目

項 目	許容限度
水素イオン濃度（水素指数）（pH）	海域以外 5.8-8.6 海域 5.0-9.0
生物化学的酸素要求量（BOD）	160 mg/L (日間平均 120mg/L)
化学的酸素要求量（COD）	160 mg/L (日間平均 120mg/L)
浮遊物質量（SS）	200 mg/L (日間平均 150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	30 mg/L
フェノール類含有量	5 mg/L
銅含有量	3 mg/L
亜鉛含有量	2 mg/L
溶解性鉄含有量	10 mg/L
溶解性マンガン含有量	10 mg/L
クロム含有量	2 mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000個/cm ³
窒素含有量	120 mg/L (日間平均 60mg/L)
燐含有量	16 mg/L (日間平均 8mg/L)
備考	<p>1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。</p> <p>3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。</p> <p>4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>7. 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p>

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日総理府令第35号）

表 3.3.2(57) 土壤汚染に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgについて0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサソ	検液1Lにつき0.05mg以下であること。

注1) 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては「環境庁告示第46号付表」に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

注2) カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。

注3) 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注4) 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

注5) 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：「土壤環境基準」(平成3年8月23日環境庁告示第46号)